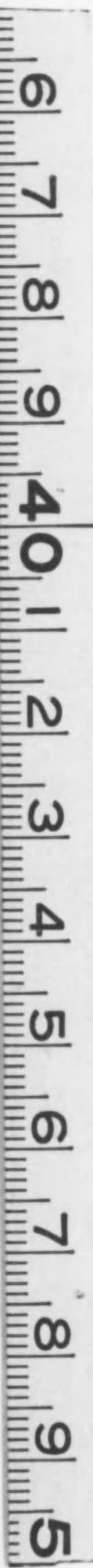


318-379



1200600716166



漢和
一〇〇
四
五
號

始



國民的戰爭と

國家總動員

陸軍中將佐藤鋼次郎著

自序

孫子戦ひの道を説いて曰く「道とは民をして上と意を同ふし、之れと死すべく、之れと生くべく、畏れ危ぶまざらしむる也」と、是れ即ち上下一致、國を擧げて戦ふの謂ひにして、之れを換言せば國民的戦争なり。之れを現時の歐洲大戰に徴するも、戦争に於て勝敗の岐るゝ所以は、畢竟孫子の所謂道を得ると否とに歸結し、數千年前孫子の道破せし原則は、眞に萬古不易なりと謂ふべし。日清戦争は指相撲にして、日露戦争は腕相撲のみ、而して我が

自序

一



帝國が次に戦争を交ゆるとせば如何、總身の全力を傾注すべき眞の相撲たらざるべからず。我が帝國々民たるもの、苟くも敗戦の慘禍を免れんとするに於ては、此の覺悟を以てし、平時より上下一致、注意周到、以て國民的戦争の準備を完全ならしめざるべからず。

國民的戦争を交へんには、國家總動員を要す、即ち人員の總てを動員し、工業の總てを動員し、産業も鐵道も船舶も金融も總て動員し、盡く之れを國家に直屬し、以て戦争に供用せざるべからず。今や歐洲に於て相ひ對戦するもの十一個國、而かも其の大

立者は英、佛、獨のみ其の他は之れが附隨たるに過ぎず。然り而して交戦各國は皆な國を擧げて國家總動員を行ひ、如何に困難して戦争を繼續しつつあるか、之れを國內の實況に就き觀察し我が帝國の將來を思へば轉た寒心に堪へざるものあるのみならず、一として我が國民の教訓たらざるはなし。歐洲戦争を記するの書、汗牛充棟、然れども多くは玄關よりする正面觀にして、臺所よりする側面觀を叙するもの殆んどなし。本書は即ち英、佛、獨三國に就き其の困難しつゝある内情を赤裸々に叙述せしものにして、國情と國民性とに依り、一長一短なきを得ずと雖、

此の三國が共に偉大なる國民たるを失はず、其の所以は本書を讀過し去らば眼前に躍如たるものあるべし。凡そ立志傳中の偉人に私淑せんとせば、須らく其の困厄なる時を學ぶべし、慢りに其の得意の時を觀るべからず、偉大なる國民を學ばんとするも亦之れに等し、予が本書を著したる微意茲に在て存す。

抑、我が國體は世界に冠絶し、歷朝の 天皇皆民を以て國の本とし億兆を安撫し給ふ、殊に五箇條の御誓文の如き民本主義の神髓を詔勅し給ひしものなり、彼の日清戦争の如き、日露戦争の如き、皆な盡く舉國一致、民本主義の作用の發露せるものにして

孫子の所謂道を得たるものにあらざるか。我が國情と國民性とに鑑みれば、次の戦争に於ても此の道を得るは必ずしも難しとせざるべし。然れども物質的の進歩に於て、常に世界列強を凌駕せんとするは猶ほ遠しとする所なり、是れ全國民協同一致して今より準備するにあらざれば未だ容易に安心し難しとする所なり。然らば則ち我が帝國々民は、百事戦時の覺悟を以て奮勵し、一旦有事に際しては、組織的に國家總動員を實施し得べく研究するを急務とす、吾人の所謂軍國主義なるもの亦此の意義に外ならず。請ふ本書を繙く之士は、幸ひに此の意を諒せられ

んことを。

大正七年三月十日陸軍記念日に於て

陸軍中將 佐藤鋼次郎 識

國民的戰爭と 國家總動員

目次

第一篇 總論……………一

第一章 國家總動員の意義……………一

 動員の意義——動員計畫——不準備の暴露——各種動員——獨國の官設兵器工場——工業動員の研究——國家總動員

第二章 歐洲戰爭の原因及經過の概要……………一七

 第一節 開戦の原因……………一七

 開戦の遠因——開戦の近因——開戦の經過

 第二節 佛國方面及露國方面の戦況……………二四

目次……………一

開戰當初に於ける佛國及露國方面——一九一五年——一九一六年——一九一七年

第三節 他方面の戦況……………三三

土耳其方面——伊太利方面——勃牙利方面——羅馬尼方面——近東方面——極東方面

第四節 海 戦……………三七

第五節 戦争の擴大……………三九

第三章 各交戦國の一般的觀察……………四三

世界政策の衝突——老帝國と壯帝國——獨軍の軍國主義——非軍國主義の佛國——英

國の海主陸從主義——國民的戦争の不能なる露國——伊國と埃匈國——米國の軍國主

義——教訓多き英、佛、獨

第二篇 英、佛、獨に於ける人員動員……………六七

第一章 英國に於ける人員動員……………六七

第一節 宣戦時に於ける軍備擴張及兵力補充上の處置……………六七

宣戦時の軍備擴張——志願兵制度の固執——志願兵制度を利とせし所以——國民登録法

第二節 戦争間に於ける兵力補充上の苦心……………七四

(一) ダービー卿の募兵法……………七四

國民勞役法の起源——ダービー卿の募兵法——ダービー卿募兵法の主旨——募兵運動

——募兵勸誘に對する障礙

(二) 徴兵制度の採用……………八五

ダービー卿の募兵法級別制の失敗——兵役忌避者——第一回徴兵令の採用——第二回

徴兵令の採用

(三) 國民勞役法……………九一

國民勞役法採用の起源——國民勞役法實施に至る經過——國民勞役法の機關——國民

勞役法の要旨——一般男子——僧侶——醫師——婦人

第三節 一般の觀察……………一二七

第二章 佛國に於ける人員動員……………一二九

第一節 宣戰時に於ける人員動員及兵力補充上の處置……………一二九

動員下令——動員實施の經過——動員に依り編成したる部隊——動員完結時の全兵力
——動員實施の成績——動員間行ひたる兵力補充上の處置——將校補充上の處置

第二節 戰爭間に於ける兵力補充上の苦心……………一四一

(一) 兵員の徵集……………一四一

會戰第一着の敗北——一九一四年及一九一五年兵の徵集——徵集の經過——未丁年者
の入營——戰爭永續の覺悟——服役年限の延長——海軍兵の陸戰使用——海兵團に與
へたる大統領の訓示——海兵團長答辭の一節——海員編籍兵の陸戰使用——徵兵猶豫、
兵役免除の廢止——補助勤務役兵の轉役——外國軍隊の採用

(二) 強制徵集……………一五二

兵員徵集の手段——潜伏者問題——不可充要員及準不可充要員——不可充要員交代出
征——ダルビエス法——不可充要員と準不可充要員の總數——ダルビエス法制定に關

する觀察

(三) 婦人の力……………一五八

婦人の感動——隠れたる婦人の勢力——婦人の功績——兵士代用

第三章 獨國に於ける人員動員……………一六四

第一節 宣戰時に於ける人員動員及兵力補充上の處置……………一六八

動員下令——動員實施の經過——動員に依り編成したる部隊——動員後の全兵力——
過剩の兵力——人馬充足の景況——國民兵召集

第二節 戰爭間に於ける兵力補充上の苦心……………一七三

開戦時の意氣——兵員補充計畫の周密——弾力性——徵兵の再検査——一九一七年兵
全部及職務上召集延期者の召集——波蘭軍の編成と祖國補助勤務法の實施——全兵力

第三篇 英、佛、獨に於ける工業動員……………一八一

第一章 英國に於ける工業動員……………一八一

第一節 工業動員實施の經過……………一八一
 兵器彈藥の缺乏——軍需品法の發布——軍需品法の改正増補

第二節 原料動員……………一八六

第三節 工場動員……………一八七
 工場設備の動員——器具機械の動員——偉大なる工業力

第四節 職工動員……………一八八
 職工數の不足——戦地より召還——職工の教育——婦人労働問題——職工數の増加——職工の悪弊——平時よりの施設

第二章 佛國に於ける工業動員……………一九四

第一節 工業動員實施の經過……………一九四
 彈藥の缺乏——工業動員の實施——砲彈消費の一例——砲兵彈藥次官の新設——兵器
 彈藥省の組織の概要——工業管區——工業動員の內容

第二節 原料動員……………二〇〇

開戦前に於ける石炭、鐵の需給——石炭、鐵の補給——其他の原料

第三節 工場動員……………二〇三
工場動員の範圍——一般既設工場の膨脹率——職工教育

第四節 職工動員……………二〇六
男工の動員——男工の不足——職工召還に伴ふ弊害——砲彈製造高の増加——女工探

用の經過——女工の保護——戦地歸の職工——サンシャモン製鋼會社の狀況

第三章 獨國に於ける工業動員……………二一六

第一節 工業動員實施の經過……………二一六
開戦直後の處置——英佛と異なる所以——獨國に適應する工業動員

第二節 原料動員……………二一八
平時に於ける原料の不足——豊富なる豫備品——戦時原料課の組織——原料の統計——原料整備の處置——原料整備の諸機關——中央購買會社の設立——中央購買會社の組織——差押の意義變更

第三節 工場動員……………二三〇

作業の轉換及平均——小工場の合同——占領地工場の利用

第四節 職工動員……………二三一

祖國補助勤務法採用の起源——中央勞動事務局の設置——中央勞動事務局の組織——失職者に對する處置——労働者需用供給の調節——職業案内所——生産労働者の補充——軍隊の労働——俘虜の労働——外國人及占領地住民の労働——婦人及老幼の労働——戦時の生産能力——非常手段——戦時局——祖國補助勤務法の規定——祖國補助勤務法の議會通過——眞の國民皆兵主義——大軍召集の困難

第四篇 英、佛、獨に於ける産業動員……………二五七

第一章 英國に於ける産業動員……………二五七

第一節 戦争の産業に及したる影響……………二五七

戦争の影響——政府の執りたる手段——産業動員の諸機關

第二節 織物業……………二六二

第三節 製鐵、製鋼……………二六五

第四節 造船業……………二六七

第五節 石炭……………二六八

第六節 鐵鑛……………二六九

第七節 農業……………二七〇

第二章 佛國に於ける産業動員……………二七四

第一節 戦争の産業に及したる影響……………二七四

農業の受たる打撃——工業の受たる打撃

第二節 銅……………二七九

第三節 石炭……………二八一

第四節 銅、亞鉛及其他の金屬……………二八四

第五節 農業……………二八五

軍隊の利用——戦地の兵卒にも農業休暇を許す——殖民地及保護領土民並外國出稼人の輸入——婦人の活動——俘虜の利用——不具癡疾軍人の利用——農業動員の統轄——農業動員實施後の主要穀物産額——消費總額——麵粉製造及販賣制限令

第三章 獨國に於ける産業動員……………二九四

第一節 開戦前に於ける諸準備……………二九四

第二節 織物業……………二九六

第三節 製鐵、製鋼……………三〇一

第四節 石炭……………三〇三

第五節 機械工業……………三〇五

第六節 造船業及航運業……………三〇七

第七節 農業……………三〇九

開戦前の概況——開戦後の情況及糧食問題——糧食問題經過の梗概——代用品及廢物利用

第五篇 英、佛、獨に於ける鐵道動員……………三二三

第一章 英國に於ける鐵道動員……………三二三

英本土の鐵道網——鐵道動員の計畫と實施——輸送教程の増加——一般交通の制限——船舶減少の影響

第二章 佛國に於ける鐵道動員……………三二七

鐵道網の改築——鐵道動員の計畫と實施——動員輸送——戰爭間の運輸

第三章 獨國に於ける鐵道動員……………三三三

鐵道動員の計畫と實施——戰略的目的に適合——戰略的鐵道網——動員輸送——戰爭間の運輸

第六篇 英國に於ける船舶動員……………三三七

平時の準備——開戦當初の處置

平時の不準備——船舶徵發權の附與——船舶徵發の結果——海運諮詢委員——航海許可委員——食糧輸入船舶——船舶中央管理委員——船舶省の設置——船舶大臣の職權——船舶省に於ける施設——潛航艇の被害に對する苦心——船舶建造の促進——造船事務の統一——船舶動員の結果

第七篇 獨國に於ける金融動員……………三四七

第一章 開戦前に於ける戦時財政上の準備……………三四七

平時の準備——開戦當初の處置

第二章 金融に關する處置……………三五四

軍資金の繰入及第一回臨時費調達權の附與——兌換停止及新法貨の制定——補助貨と本位金貨との交換停止——銀行券發行制限の緩和——帝國國債法の改正——貸附金庫の設置

國民的戰爭と國家總動員

陸軍中將 佐藤鋼次郎著

第一篇 總論

第一章 國家總動員の意義

動員の意義

動員なる語は近頃我國に於ても一般に世間に通用することゝなつたが、元來動員とはモビリゼーションを翻譯したもので、即ちモビリゼーションは移動の意義を有するより、總べて戦争準備の爲め人馬材料の平時状態を戦時状態に移動するの意味から割り出し、兵語として此移動に要する業務を總て動員と稱するのである。例へば陸軍の平時編制は經濟的軍備の主旨に従ひ、現役兵として在營せしむる兵員は軍

隊の戦闘能力上支障のない限り最少の兵員を在營せしむることにしてあるので、現役三年、豫備役四年四ヶ月、後備役十年之を合して十七ヶ年四ヶ月の内、常備軍として在營するは三ヶ年のみ、即ち約六分一に相當する年月だけ在營することゝなつて居るのである。實際は歩兵の如きも二年の後は歸休を命ぜらるゝのであるから二年兵役と同様で、約九分一に相當する年月しか在營せぬので、換言すれば九人の内の一人のみが常備軍として在營し、他の八人は戦時に當り始めて召集せらるゝ、此八人を召集しなければ戦時編制を完成することが出来ないのである。此の如くに一人のみが常備軍として在營し、他の八人が歸郷して各其産業に従事しあらしむ是れが所謂國民皆兵の制度で、戦争の爲め平時定員を戦時定員に移動する、是が所謂動員なるものである。

動員なる意義は人員の移動のみを意味しない、馬匹材料の移動も無論含まれて居

る。加之民間に屬する事業を戦争の用に供する爲め政府の管轄に移すのも矢張り動員と稱して居るのである。

動員計畫

總べて戦争は相撲と同じで敵手に對し機先を制するのが大切である、機先を制して有利な構を取り、機先を制して立ち揚がるのが必要である、日露戦争に於て我艦隊が旅順を奇襲したのや木越旅團が不意に朝鮮に上陸したのは即ち機先を制したのである。此の如く敵に對し機先を制し得る如くに攻撃を開始するには、動員の實施が迅速に出来ねばならぬ、管に迅速であるばかりでなく整齊と混雜なく出来ねばならぬ、之には平時に於て注意周密な計畫が必要である、之が即ち所謂動員計畫である。

此動員計畫を模範的に實施したのは一八七〇年戦に於ける普魯西軍であつた、是は一にモルトケ將軍の功に歸せなくてはならない、彼のモルトケの言の如く「能く

考へて、そして「斷行す」の主義を一貫して、如何なる微細の事項でも、苟も平素より準備し得ることは、爲し得る限り注意周密に計畫し、一旦動員令が下つたなら如何なる障礙に逢着しても、總べて計畫通りに斷行したのである。該戰役に於ける佛軍の動員計畫は頗る杜撰のもので、當時ナポレオン三世が「戦争の準備は完全であるか」と陸軍大臣バリコウに尋ねたら、陸軍大臣は「甲掛の釦一ツをも手落はない」と答へたとのことであるが、しかし其實施は頗る混雜を極めて、人員が到着しても被服がないとか、被服はあるが武器がないとか、其混雜は實に名狀すべからざるものであつたと云ふことである。

然るに今回の戦争に於て觀察する所に依れば、獨國は其動員計畫を一層注意周密にして、其實施の迅速にして整齊なるは實に驚歎の外なかりしとのことである。其準備上注意周密なりし一例としては、各公園に在るベンチは軍隊輸送の際貨車を客

車に模様替する爲、腰掛に應用し得るやう構造してあつたとの事である。又我國の網干に在るセルロイド製造工場は、元來出來合のものを獨國から購入したものであるが、今回の戦争中露國の注文に應じて無烟火薬を製造することとなり、始めて其工場が直に火薬製造所に變形し得る如く設計してあつたのを知り、今更のやうに獨國人の用意周到なるに驚いたとの事である。

不準備の
暴露

獨國の戦争準備が爾かく注意周密なりしに比しては、其他の諸國は概して不準備のものが多かつた、佛、露、奥の諸國は動員の計畫も實施も、宣戰當初に對する準備は辛ふじて何等支障もなく進捗したが、一たび戦争を交ゆるや忽ちにして彈薬と人員との補充難に逢着し茲に大に狼狽したのである。英國の如きは最初から各國に於ける動員なる意義に於ける準備は全くなかつたと云つて宜しい、本書中に於て英國の部に人員動員、工業動員、産業動員等の名稱が使用しあるが、是は英國に於

て斯る名稱を用ひて居るから之を踏襲したのであるが、是等は總べて全く戦時に至つて始めて準備に着手したものであるから、動員なる眞の意義に適當して居らぬのである。

各種動員

從來動員と云へば一般に主として人員動員の意味に解釋して居たのである、戦時編制を完結する爲め平時定員を戦時定員に移動するには、管に人員ばかりでなく馬匹材料をも動員する必要があることは無論で、動員輸送の爲め必要な鐵道、船舶等をも陸軍に供用するのであるが、其主たるものは人員で其他のものは之に附隨した一小部分に過ぎないからである。所が愈々開戦となつて見ると種々の點に不準備が暴露した、彈藥の補給の一事に就ても、例へば佛國に就て云へば開戦當時に於ける砲彈の一日間の製造高は全國のものを總計して僅かに一萬發に過ぎなかつた、然るに開戦當初よりマルヌ會戦の終りまで、即ち二十五日間に約二百萬發を消費した、

之を一日に割つて見ると約八萬發であるから一日間製造高の八倍を消費して居る。斯の如くであつては製造高が到底消費高に追ひ附きやうがない、そこで大に狼狽して逆も開戦前に計畫してあつた製造高では補給することが不可能である、是に於てか工業動員と云ふことを工夫したのであるが、此工業動員と云ふことは獨國では豫て平時から計畫してあつたのである。其他食料品や各種工業用の原料に窮するに至つて産業動員と云ふことを工夫したのである。其他にも種々なる動員の名稱が今回の戦争に現れて來たが、それは多く其業務を民間に委して置いては個々不統一となつて、國家の統一したる目的に供用するのに不便であるから、之を政府の管理に移して統一したのである。

獨國の官設工場

獨國の官設工場に服務して居る武官の階級及人員を一瞥すると、陸海軍共に如何にも其貧弱なるに驚かざるを得ない、之を我帝國の陸軍砲兵工廠、海軍工廠等に比

すると、實に雲泥の相違である。我等の工廠は長官が中將であつて、又其職員たる將校の數は實に驚くべく多數である、然るに獨國陸海軍諸工廠の長官は最高が大佐であり。少佐で長官をする所も少くない、而して其職員中の將校數も極めて少く多くは十人以内である。今一九〇九年の獨國陸軍職員錄に依り陸軍砲兵諸工廠の職員を掲げて見れば實に次の如くである。

砲兵設計部	部長	少佐	一	廠員	大尉	三	
ダレン製造所	長	少佐	一	廠員	大尉	二	派遣將校中尉 一
リップスタット製造所	長	中佐	一	廠員	大尉	二	派遣將校中尉 一
スパン製造所	長	中佐	一	廠員	少佐	三	派遣將校中尉 二
ストラスブルヒ製造所	長	少佐	一	廠員	大尉	二	派遣將校中尉 一
砲具製造所	長	中佐	一	廠員	少佐	六	派遣將校中尉 二
火砲製造所	長	中佐	一	廠員	大尉	六	

彈丸製造所	長	中佐	一	廠員	少佐	一一	派遣將校中尉 二
ジョーグブルヒ製造所	長	中佐	一	廠員	大尉	二	派遣將校中尉 二
スパン製造所	長	中佐	一	廠員	大尉	五	派遣將校中尉 二
ハナ製造所	長	中佐	一	廠員	大尉	三	派遣將校中尉 二
スパン製造所	長	少佐	一	廠員	少佐	三一	派遣將校中尉 二

以上は獨國に於ける陸軍の砲兵材料製造に任すべき官設工場全部である、各工場の規模は可なりに大なるものではあるが、平時人員のみを以ても我陸軍の三倍以上である大陸軍の爲めとしては先づ其數に於ても頗る貧弱の感を免れない。又前掲各工場の職員は將校のみであつて其他に無論多數の文官を使用して居るのではあるか、其將校の數の少いにも驚かざるを得ない、尤も獨國では此將校たる職員は主として事務に服するもので無論文官たる技術官は其數も多く相當の地位の者も少くな

い、殊に物質的に於て大に優遇せられて居るのである。斯く獨國に於て技術官に全然文官を採用して居るのは獨國が眞に實際主義を採つて居るので、又戦時工業動員をするにも好都合であるからである。軍隊や艦隊を指揮せしむるには其指揮官に相當の威嚴を保たせるの必要がある、是に於てか夫れ相當の階級のものを以て之に充るの必要があるが、終日試験管を以て分析に従事し、計算尺を以て圖案に没頭して居る者には、閣下などの稱號を奉り故らに威嚴を保たしむるは職務上却て不便である。物質上の待遇は無論充分に之を與へるとし、陸軍中將、陸軍少將、造兵總監、機關少將等と云ふが如き高位のものを之に充るは不利である。又技術官が文官であれば民間工場と自然的彼此融通するから陸海軍特種の技術を民間にも普及し得る便があつて、工業動員の際には甚だ好都合である、獨國の官設工場の編制が我日本の夫れと大に其趣を異にしある所以の理由は、今回の戦役に獨國が工業動員なるものを

實施したので吾人もやつと知り得たのである。從來日本は民間の工業が幼稚であつた爲め、軍事工藝の進歩は陸海軍單獨に之を企畫するを要し、加之國民に軍事思想が乏しく、兵器彈藥等の改良進歩を民設工場に期待するは到底不可能であつて、今日までの過渡の時代としては從來の如き工廠の官制を採用するは止むを得なかつたのであろう、しかし現今では我民間の工業も進歩し、過日露國の注文にて供給した兵器彈藥中信管の如き民設工場の製作に係る分が案外に良好であつたと云ふことであるから、大に時勢が變つて來たと云はねばならぬ。

獨國の官設工場は概して其國軍の大なるに比しては規模が小であるが、民間には極めて巨大な工場がある、兵器で云へばクルップ會社、エーヤハルト會社等の如く、造船で云へばゲルマニヤ會社、シツシヤ會社等である、其他にも豫め工業動員を實施する場合に適當する如く、前に我網干セルロイド製造會社の例を示した如く多

工業動員
の研究

くの民設工場を直に軍需品の製造所に變形し得る如く施設してあつたのである。

人員動員も産業動員も今後の戦争の爲め、吾人は大に研究して置かねばならぬが何よりも其最も必要なるは工業動員の研究である。平戦兩時に於ける軍需品の需要は實に著しき差額のあるもので、金屬でも化學工藝品でも、又是等原料を變形すべき器械作業までも皆同様であるが、其懸隔は一に對する少くも三十以上である。此要求に應じ得る如く戦時製造に必要な設備と之に要する原料とを準備して置くとしたら、巨額の資本を固定して置かなくてはならなくて、到底國家經濟上其負擔に堪ゆべきものでない。そこで自然獨國が工夫したやうに、經濟的に之を準備することを工夫しなくてはならぬ、是が即ち獨國の行つた工業動員なるもの、眼目である。一例を挙げたならば鋼材を準備するには造船材料、建築材料、鐵道材料等の製造を平時に大に獎勵して常に國內に於ける鋼材の製作及貯藏高を大ならしめ、爆薬を準備

するには染料の製造を獎勵し。器械工業に於ても平素輸出向機械製作を獎勵し、戦時に方り幾多機械の需要に應じ得らるべき工業力を準備し、其他是等諸工業に應ずる熟練なる多數の職工を養成し置くことに工夫しあることが必要である。

平戦兩時とも兵器を官營することは、莫大な資本を固定することとなり、國家經濟上不可能である、そこで獨國は夙に茲に着眼し、官設工場の規模は前に述べた如く頗る之を小にして、陸海軍共門戸閉鎖主義を全然廢し、技術官の如き其の多數は女官を用ひ、民設工場と彼此融通し得るやうにし、而して次の方法を採つたのである。

- 一、民間の兵器工場を保護し兵器の販路を盛に海外に求めること。
- 二、戦時兵器工場に變形し得べき工場にて製作し得べき普通品の製作を獎勵し大に海外へ輸出せしめしこと。

獨國のクルップ、エーヤハルトの如きは民設兵器工場であるが、民設工場は餘程大資本を以てしなくては成立しないとのことで、無論大に政府の保護を必要とするのである。是等の大工場では唯兵器のみを製造すると云ふことは、とても工場を維持し得ないから、是非とも兼業として普通品を製作せねばならぬ。之を鋼で例へて見れば兵器用鋼は特種の性質を要するのである、此特種鋼のみを製作することは不可能であつて、多くの鋼を製造して其一部分丈を特種鋼とするのであるが、其他の部分を捨てると云ふことは無論不經濟であるから、そこで勢ひ此捨つべきものを應用して建築材料、鐵道材料、造船材料等を製造することとなる。是等の大工場でも無論紡績器械、製紙器械、ロール機、電気器械、各種發動機等をも製作し得らるゝのであるが、小さな工場でも同様である、之と反對に是等の器械を製作する工場が兵器工場に變更し得らるゝのは云ふまでもないのである。

今回の戦役で獨國は民設工場の内、海外輸出杜絶の爲製造業を繼續し得ない工場へは政府が工業動員に依り全國工場の八〇％は軍需品の工場に變形せしめたのととであるが、其變形した重なるものは次の如くである。

機械製造所は

彈丸製造所に

人造絹絲、セルロイド製造所は

無煙火藥製造所に

玩具製造所、時計其他機械製造所は

信管製造所に

染料製造所は

爆藥製造所に

我國で云へば日清戦争は指相撲のやうなもので、日露戦争は腕相撲のやうなものである、次に戦争があるとすれば眞に全體の力を傾注しなくてはならない本當の相撲である。此本當の相撲即ち國民的戦争の勝敗を決すべきものは曰く國民の精神力、曰く國家の兵員徵集力、曰く國家の富力、曰く國家の工業能力に依るのである。此

國家の兵員徵集力、富力、工業能力の殆んど全部を擧げて政府の管理に屬せしめ、以て最後の一人に至るまで國民的戰爭を繼續しやうとするが、即ち所謂國家總動員である。

第二章 歐洲戰爭の原因及經過の概要

第一節 開戦の原因

開戦の遠因

歐洲大戰は一九一四年八月に於て勃發したのであるが、其禍源を前世紀に發し爾後長期間に亘り、列國の樽俎折衝は皆戰亂の動機に觸れざるはなかつた。其最大原因をなせしものは一八七〇年の獨佛戰爭で、即ち當時獨國が佛國よりアルサス、ロレンス二州を割取したのが、獨佛兩國間に永久的深淵を穿つたので、又此戰勝の結果建立せられた新獨逸國が一躍中歐の覇者となり、同時に其爲政家が漸く世界的帝國たらんとの野心を包蔵して居た爲め、英露其他と利害の衝突を馴致したのである。

獨國は一八八二年奧伊と三國同盟を結んだが、是れは單に國際的地位を安固なら

しめんとしたビスマルクの政策に出でたるに過ぎなかつた。然るに現皇帝親ら政を執るに及び、漸次其政策を變じ積極的方針を取り、列國をして危惧の念を抱かしむるに至り、遂に之に對抗する爲め、一八九六年露佛同盟の成立を見た。而して英國は由來佛と殖民地に於ける利害の相容れざる爲め反目し來りしも、獨國が漸次其勢力を伸張し來るを見るや、佛と接近の傾向を示し、一九〇四年英佛兩國が、埃及、摩洛哥に關して相互の協商を遂ぐるや、其翌年獨帝は突如タンジール（ジブラルタル對岸）に遊び摩洛哥君主の代表者と會見し、其獨立を承認したる爲め彼の摩洛哥事件を惹起し、佛をしてアルゼンチス（ジブラルタル西方）會議を開かしめた。然るに此際獨り埃匈國のみ獨國の提議に同意し、他の列強は悉く皆英佛に好感を寄せた爲め、遂に獨國の目的を徒勞に歸せしめたのである。

開戦の近因

是に於てか英國は全く從來の孤立政策を放棄し、先づ佛國と親善なる協約を結び、

尋ひて日露戦役後露國と握手し、一九〇七年中亞に關する協商を遂げ、從來の紛議を一掃し、茲に英、佛、露三國協商の成立を見るに至つた。斯くて三國同盟と三國協商とは歐洲政局の均勢を維持する主たる要素であつたが、一九〇八年埃匈國が三國協商の抗議を顧みず、ボスニア、ヘルツェゴヴィナ兩州（アドリアチック海東岸）の併合を遂行したのは、全く獨國の後援に依つた結果であつて、當時塞耳維が極力反對したるに拘はらず、自己の勢力範圍として自認せる前記兩州を埃匈國の手に交付するの已むを得ざるに至つたのは、全く其後援者たる露國が日露戦争の創夷未だ癒へずして手を引いた爲めであつた。是れ三國協商の鼎の輕重を問はれたもので、三國同盟に取りての外交的一大成功であつたが、獨國は益々其政策の遂行に腐心し一九一一年又もや一砲艦をアカデール（亞弗利加西北大西洋岸）に派遣して、摩洛哥問題を再發せしめたが、此時英國が決然起て佛を援助したので獨國は已むを得ず妥

協を遂げ始らく其鋒鏖を収めた。

然るに其後一九一二年乃至一三年に勃發した前後二回の巴爾幹戰爭の結果、獨國の巴爾幹半島を貫き亞細亞土耳其に出でんとする所謂伯林、バグダット政策は致命的打撃を蒙り、スラヴ民族の該半島に於ける勢力は半平として抜くべからざるに至つた。是を以て獨國は此新形勢を打破するを以て國家生存上の重要問題となし、陸軍の大擴張を行ふに決し戰爭の機會だにあらば直に之に應ぜんとするの氣勢を示した。

一方佛國は一九一三年獨國陸軍大擴張の企圖を察知するや、直に三年兵役制を復興し、露國も亦同年大規模の陸軍擴張に従事し、白耳義の如きも從來の兵役制を改めて皆兵制度を採用し、奥匈國は特に陸軍の兵力を増加せざりしも、莫大の臨時陸海軍費を支出して軍の充實を圖るに決し、英國は又獨國と海軍擴張を競争し、其底

止する所を知らざる有様であつた。

斯の如く一九一四年以前に於て列強は舉て軍備の擴張に忙殺せられ、歐洲の形勢が頗る危険の状態を呈したが、偶々ボスニア州の首府サラエヴォに起れる凶變は端なくも其導火線となり、遂に世界的大戰亂を惹起するに至つた。

開戦の經過

一九一四年六月二十八日奥匈國皇儲フランツ・フェルデナンド大公及同妃殿下がサラエヴォに於てガヴリロ・プリンチップなる一青年の爲めに狙撃せられて非命の死を遂ぐるや、茲に奥塞兩國間の紛議を醸し、奥匈國政府は兇徒審問の結果暗殺には多數の塞國官吏、軍人が參與して居ることを知り、大塞耳維運動を放任して置けば奥匈國の威嚴及存立を危ふするに至るの虞ありとなし、該運動を絶對に禁止し嚴重に犯罪者を處罰すべきことを塞國政府に要求するに決し、七月二十三日午後六時を以て最後の通牒を發し、其の回答を四十八時間内に限り該要求の無條件承認を

要求した。然るに塞國政府は二十五日其の要求の大部分を承認せしも、若干の重要事項を拒絶した爲め、奥匈國公使は即時塞國首府ベルグラードを引揚げ、塞國は又同日全軍の動員を令し、越へて二十八日奥匈國は正式に塞國に對して宣戰を布告した。

是より先き七月二十四日奥匈國政府は塞國に與へた最後通牒の内容を爾餘の列國に通じたが、同日獨國政府は列國に向ひ奥匈國の要求は至當の處置で、該問題は奥塞兩國以外の列強の干渉すべきものにあらずと認むとの旨を聲明した。然るに露國は極力之に反對し、七月二十五日既に動員の準備に着手し、奥國は二十八日を以て塞國に對して宣戰し、露國は愈々二十九日陸海軍一部の動員を令し、三十一日一般動員を執行するや、佛國も亦一般動員を令し、獨國は八月一日全軍の動員を行ひ、八月二日露國と交戰状態に入れる事を宣言し、露帝も亦同日宣戰の詔勅を發し、佛

國は遂に八月三日獨國と交戰状態に入つた。

白國の中立尊重に關しては英、獨間に條約あり、然るに八月二日獨國は白國に對して最後通牒の形式を以て、獨軍の軍事行動を容易ならしめんが爲め其地の通過を許可せんことを強要し、白國は此要求を拒絶し英國に援助を哀求せるを以て、英國は八月四日獨國に最後通牒を送り同夜十二時迄に白國の中立尊重の保證を與へんことを要求した。然るに獨國は之を保證し能はざる旨を回答したるを以て、翌五日午前英國大使は白國公使と共に伯林を引揚ると同時に獨國と交戰状態に入れる旨を宣言した。

伊太利は三國同盟の一員なるを以て義に於て獨塊に與みして起つべき筈なるも、由來奥匈國と利害の相反するものあり奥匈國の爲に戰を欲しないで最初より傍觀の態度を取つたが、開戰を見るに至るや是れ奥匈國の防禦戰に非ず故に同盟の義務な

しと爲し、遂に八月四日を以て中立を宣言した。

奥匈國は八月五日露國に向ひ、塞國は同六日獨國に向ひ宣戦し、黒山國も亦塞國に同盟して起ち同七日奥匈國に向ひ次で十一日獨國に向ひ宣戦した。

第二節 佛國方面及露國方面の戦況

獨國の作戰計畫は先づ露國方面に對し最小限の兵力を残置し、奥匈軍と協力して守勢を取り、兵力の大部を西方戰場に使用し、先づ佛國を粉碎せんとするにあつた。而して獨國は佛國が平時より獨佛國境方面に堅固なる要塞を築設せるに反し、ルクセンブルグ及白國國境に對しては薄弱なる防備を爲せしに過ぎざるに乘し、此進入容易なるメッツ以北の地區に五軍（約二十七軍團）を、以南の地區に二軍と一支隊（約九軍團）を集中した。

開戦當初
に於ける
佛國及露
國方面

獨軍は開戦と同時に若干部隊をフォン・エン・ミヒ將軍の指揮に屬し、八月四日白國國境を越へて前進せしめた、同將軍は五日よりリエージュ要塞攻撃を開始し、多大の損害を蒙りたるも八月二十日遂に同要塞を攻略した。

佛軍は八月二日頃に至り獨軍が白國の中立を犯すの意圖あることを知り、最初の計畫を變更しメッツ以北に於て三軍（約十七軍團）を、以南に於て四軍（約十七軍團）を集中した、メッツ以北に於ける聯合軍の總兵力は佛軍の三軍に英軍（約二軍團）白軍（約三軍團）を加ふるも合計約二十二軍團に過ぎずして、獨軍の二十七軍團に對し約五軍團劣勢であつた。

獨軍はリエージュ要塞を陥落せし後西方に向ひ前進を繼續し、白軍の主力はアンヴェル要塞に退き、一時英佛軍と分離するの狀態を呈し、八月二十二日頃より同二十四日頃に亘りヴェルダン附近よりモン（白國首府ブリュッセル南方國境附近）西方

に亘る全地域に於て獨軍と英佛軍との間に大會戦あり、英佛軍は戦不利に陥り爲に佛軍總司令官は總退却を実施するの止を得ざるに至つた。

佛國司令官は退却運動を実施しつゝ、一方に於てはアルサス、ローレンス方面より若干の兵力を主力方面に輸送し、九月五日に於てはヴェルダン、巴里間に於て英佛軍兵力約二十四軍團に達し、之に對する獨軍は約二十一乃至二十二軍團に過ぎず、佛國は九月六日以来ヴェルダン、巴里間のマルヌ河畔に於て攻勢を探り、會戦間其兵力逐次増加し、九月十日には英佛軍合計二十八軍團に達し、敵を壓迫しつゝ九月十四日頃には概ねエーヌ河(佛國東北部)の線に達するを得た。爾後兩軍はアルサス、ローレンス方面の兵力を西方に移動し互に敵翼を包圍せんとせし結果、戦線は逐次北方に延長し十月中旬に於ては海岸に達するに至つた。是より先き獨軍はアンヴェル要塞に對する攻城軍の兵力を著しく増加し、九月二十八日より眞面目の砲撃を開

始せる結果、白軍司令部は先づ軍の根據地を西方北海々岸オステンドに移し、野戦軍は六日夜より退却を開始し西方地域に移り、敵の大なる妨害を蒙ることなく英佛軍と連繫するを得た。而してアンヴェル要塞は十月九日終に陥落するに至つた。

獨軍はアンヴェル要塞攻城に任ぜる部隊、新設部隊及他正面より移動せし部隊計約十五軍團の兵力を以て、十月十四日頃より十一月十日頃迄海岸よりラパッセー(モン西方約八十吉米)附近に亘る地域に於て猛烈なる攻勢を探りしが、聯合軍は英、佛、白三國軍計約十五軍團の兵力を以て之に抵抗し終に敵の攻勢を挫折するを得た。十一月下旬以降西方戰場に於て彼我共に防禦編成を堅固にし所謂陣地戦を惹起し、十二月下旬シャンパーニュ(佛國東北の一州)地方に於て佛軍は敵線突破を企圖せしも大なる發展を見ずして終つた。

露軍は開戦當初西北方面軍を東普魯西に對する地域に、西南方面軍を東部ガリシ

ヤに對する地域に集中した。而して當時獨軍の東普にある兵力は約七軍團に過ぎず、之れに對し露の西北方面軍(九軍團)は八月十七日より東普に侵入せしが反て獨軍の攻撃を受け、九月十五日頃には悉く自國々境内に撃退せらるゝに至つた。

奥匈軍は開戦後約六軍團を以て塞軍に對せしめ、約十一軍團の兵力をガリシヤ地方に集中した、之に對し九月三日露西南方面軍(約十五軍團)はレンベルグ(ガリシヤ東部に在り)を攻略し、九月十五日頃先頭はサン河(ガリシヤ中央を北流す)を渡過して西進し、十一月月上旬波蘭方面の露軍、獨露國境に近きワルタ河の線に達するや、獨奥軍は攻勢に轉じ露軍は若干退却するに至り、獨軍は十一月中旬迄に約七軍團を佛國方面より當戰場に移した。

塞國方面に於ては塞國主力約十四師團はベルグラード西南地區に集中し、奥匈軍と相對峙せしが戦況大なる發展を見なかつた。

一九一五年に於ける露國方面

一九一五年に於ては獨軍は主作戰を東方戰場に導き、西方戰場に於ては一月中旬エーヌ河畔ツアッソン附近に於て、又四月下旬オスランド南方約四十吉米イーブル附近に於て稍有力なる攻撃を行ひ多少の効果を收めしも、大勢を動かすに足らず、尙其他の諸點に於て小規模の攻撃を行つたが何等著しい事は無かつた。

佛軍は三月頃シャンパーニュ方面に於て攻勢を取りしも概ね失敗に終り、五月初旬イーブル南方アラス附近に於て約五軍團の兵力を以て敵線突破を企圖し、稍其成果の見るべきものありしも終に其目的を達するに至らなかつた。

東方戰場に於ては是より先き露軍北方東普に進入しありしが、獨軍は二月東普より全く露軍を撃退し、其後獨奥軍の兵力は逐次増加して四月下旬には總兵力約百八師團を算するに至つた。露軍は之と略同等の兵力を有せしも、兵器彈藥材料に於て大に缺くる所があつた。此機を利用し獨奥軍はガリシヤに於て、五月一日より攻勢

を取り、八月五日ワルシャウを陥れ、爾後破竹の勢を以て前進し、九月下旬に於ては概ねリガ西方よりミンスク（リガ東南約三百吉米）西方を経てガリシヤ東境に亘る線に達した。

東方戰場に於て獨逸軍の攻勢著々成功するや、遠く露軍に策應する爲め西方戰場に於て英佛軍は九月下旬アルトア（佛國北部の一州）及シャンパーニュ兩方面に於て有力なる攻勢運動を行ひ、シャンパーニュ方面に於ては稍成功せしも大勢を動かすに至らずして止んだ。

一九一六年初め獨逸は先づ佛國ヴェルダン要塞を奪取する目的を以て、二月下旬同要塞北正面に向ひ約七軍團の兵力を用ひ攻勢を取り、著々其功を收め數日にして約八吉米の深さを前進せしが、佛軍の援軍逐次來著し爲に攻撃の進捗意の如くならず、爾後數箇月に亘り悲惨なる戦闘を交へ、兩軍共夥多の犠牲を拂ひしも、遂に戰

一九一六年に於ける
佛國方面

況の發展を見ずして止んだ。

英佛軍はヴェルダンの攻防戰酣なるに方り、七月初旬よりソンム河（アラス南方）に於て攻勢を取り、ガリシヤ方面露軍の攻勢に協力策應すると共に、ヴェルダンに於ける敵の銳鋒を緩めんと欲した。此攻勢は最初の數日間は若干の地歩を獲得するを得たが、爾後ヴェルダン戦に類似せる殘虐戰を繰返し、大なる發展を見ずして年末に至つた。然れ共ソンム河畔に於ける聯合軍攻勢の結果として、ヴェルダンに於ける獨軍の攻撃を中止せしむるを得たのである。

露軍は六月初旬東部ガリシヤ地方に於て獨逸軍に對し攻勢を取り稍大なる成功を收め、殊に南方に於てはガリシヤ、匈牙利の國境を爲せるカルパート山脈に達するを得た。此攻勢は戦局の大勢を挽回するに至らざりしも、久しく戰爭を傍觀しありし羅馬尼をして聯合軍側に加擔して蹶起せしむるの動機となつた。

一九一七年に於ける露國方面

獨軍は聯合軍の大攻勢準備將に完了せんとするや、其銳鋒を避けんが爲め豫め陣地を構成せるヒンデンブルク線に向ひ自ら戦線を撤退した。獨軍の撤退正面實に二百吉米に亘り、最深後退四十吉米、獨軍は撤退に際し地區地物を完全に破壊せしを以て、聯合軍は猛烈果敢に追撃するを得なかつて、其後も屢々攻撃したが毫も進捗しなかつた。斯くて四月下旬獨軍の一大逆襲に會し、聯合軍の攻勢が全く頓挫し、五月末に至り遂に攻撃を中止した。

東方戦場に於ては兩軍久しく交綏状態に在りしが、偶々三月に露國に革命勃發し、爾來露軍戦線は軍紀弛廢し志氣沮喪し益々振はず、ケレンスキの激勵に依り一時小成功を得しが、結局獨軍の爲め國內に壓迫せらるゝに至つた。八月下旬突然リガ方面に於て獨第八軍の新作戦開始せられ、九月三日獨軍はリガを占領した。十月下旬獨軍大艦隊リガ灣を攻撃し、上陸軍を以てエーゼル島を占領し、露國艦隊の一部

は撃破され、大部は芬蘭灣に逸走した。

第三節 他方面の戦況

土耳其方面

土耳其は一九一四年十一月獨塊軍に加盟して干戈を執り、爾後該方面に於て英土間及露土間に屢々小衝突あり、一九一五年四月下旬英佛聯合軍約十五萬の兵力は、歐羅巴土耳其の南端を成形せるガリポリ半島に上陸せしが、爾後の攻撃毫も進捗しなかつた。

伊太利方面

伊太利は開戦以來中立を守りしが、一九一五年五月二十三日終に塊匈國に對して宣戦し、爾後伊軍は北方トランチノ方面及東方イソンゾ下流方面に於て稍々國境を越へて前進せしが、其他の方面に於ては概ね國境の線に於て塊匈軍と相對せり。一九一六年五月下旬塊匈軍は伊軍に對し攻勢を取り、各所に於て伊國內に進入せしが、

六月下旬よりガリシヤに於て行へる露軍攻勢の結果、埃匈軍は伊軍に對せし兵力の一部を露軍方面に差遣せしを以て、伊軍は此機に乘じ攻勢に轉じ、其失ひし土地の一部を回復せしのみならず、八月九日終にゴリツ（イソング河畔）を占領した。然るに一九一七年十月に至り卒然ペロの帥ゆる獨第十四軍は埃第十、第五軍の中間に挿入せられ、イソング上流に於て俄然突破をなし、次でイソング全正面に亘り追窮し十一月一日タリアメントに進入した。同盟軍は約三十八師團で之に對する伊軍は約四十三師團であつて、而も同盟軍の獲た捕虜は實に二十萬、鹵獲火砲千八百門であつたといふことである。更に同盟軍はタリアメント河を渡り追撃してピアーツエ河に達し、其間英佛軍の來援を得て爾後戦線が再び固定した。

物牙利方面

物牙利は開戦以來中立を守り暗に乘すべき機會を待ちしが、一九一五年五月以來露軍が頻りに獨埃軍の爲撃破せられ頗る不利の情態に陥るを見るや、九月二十一日

全軍の動員を令し、十月十四日塞國に對して宣戦した。爾後獨、埃、物の聯合軍は塞國に對し攻勢を取り、十一月五日には塞國の東方にありて假首府たりしニツシユを占領し、十二月二日には塞國南部の要地たるモナスチールを陥れ、破竹の勢を以て殆んど塞國及黒山國の全領土を席捲した。是より先き英佛軍の一部は希臘サロニカ港に上陸し塞國を救はんとせしが全く失敗に終り、爾後サロニカを保有し之を以てバルカン半島に於ける聯合軍の根據地とし、而して一九一六年一月上旬ガリポリ半島に在りし英佛軍は悉く同地を撤退した。

羅馬尼方面

羅馬尼は開戦以來中立を保持し、寧ろ協商側に好意を表せしが、一九一六年二月以來獨軍のヴェルダンに對する攻撃抄々しからざると、六月初旬以降ガリシヤに於て露軍の攻勢稍成功せしとにより茲に態度を決定し、八月二十七日夕刻埃匈國に對して宣戦した。然れども其埃匈軍に對せる攻撃運動成功せざりしのみならず、十一

月初旬以來西方ワラキア地方に在る羅軍は南北西の三方面より優勢なる獨、埃、勃聯合軍の包圍攻撃を蒙り、形勢益々非にして十二月六日首府ブカレストは遂に陥落するに至つた。一九一七年一月に至りマツケンゼン軍は更に攻撃の歩を進め、一月八日フォクサニ要塞を攻略したるも、セレート河畔に於て露羅軍の爲め拒止せられ、爾後此方面の戰場一般に沈靜に歸した。七月中旬羅軍は露軍と策應して突出し多少の成功を見たるも、露軍の敗退に伴ひ再び舊陣地に引退し、八月六日マツケンゼン軍は突如羅軍に對し攻勢を採りしも羅軍の勇戦に依り之を拒止するを得た。

近東方面

メソポタミヤ戰場に於ては英軍の作戰逐次進捗して、一九一七年三月十一日バグダットを占領し、露軍亦之に策應して同月十三日ケルマンシャを占領し、四月上旬英露兩軍波斯西北部に於て互に手を連ぬるに至つた。又サロニカ方面は兩軍壘を堅くし動かざりしが、バレスチナ方面に於て英軍非常の困苦を冒して進軍し十二月十

一日ゼルサレムに進入し、第十一世紀以來屢々奪回を試みて成功しなかつた聖地を回復した。

極東方面

日本は日英同盟條約に基き東洋の平和を維持する爲め一九一四年八月二十三日獨國に對し宣戦し、其軍隊は九月二日支那山東省北岸に上陸を開始し九月下旬青島要塞の攻圍を開始し、十月三十日以來猛烈なる砲撃により、十一月七日終に同要塞を攻陥した。

第四節 海 戰

海上に於ける協商國對同盟國の勢力は至大の軒輊あり、殊に獨海軍の勢力は著しく英海軍に劣れるを以て敢て積極的行動に出でず、從て今日まで未だ決戦を見るに至らぬ。

開戦當時東洋方面に在りし獨國艦隊は太平洋海面にて多少の活動を試み、殊に小巡洋艦エムデンの如きは大に東洋方面に於ける協商側の通商を妨害したるも、是等艦隊は幾ならずして日英兩國艦隊の撃滅する所となつた。又獨本國に在りし主力艦隊は獨逸海港に蟄伏して出でず、唯一二艦隊を以て時々露國及英國沿岸を脅威するのみに過ぎなかつた。英本國艦隊の一部は開戦直後即ち一九一四年八月二十八日獨國海岸を攻撃して獨艦隊を誘出せんとせしも其目的を達成せず、爾來自國港灣に在りて待機の姿勢を採り兩軍互に相對峙し年を終つた。一九一五年一月二十四日各新式艦よりなる英獨一部艦隊は北海に於て衝突し、兩軍共多少の損害があつたが、其後獨國艦隊は時々波羅的海に遊弋するの外其港灣に在りて滿を持して動かぬ。一九一六年五月三十日獨國主力艦隊は丁抹西海面にて英國の一艦隊と遭遇し、茲に一大海戦を開始した、然れ共戦闘夜に入れると英國主力艦隊の來會せる爲め、獨國艦隊

は決戦を避け再び自國港灣に歸來した。本海戦はこれまでの海戦中の最大なるもので、獨國艦隊の主力と英國艦隊の精銳なる一部とが之に参加し、兩軍各十數隻の艦船を喪失した。

英國は開戦後直に其艦隊の優勢を利用し、獨國海岸を封鎖し以て之を飢渴に陥らしめんとしたが、獨國は協商側の通商を妨害攪亂するの策に出で、其潛航艇は英海軍の封鎖を突破し、北海、地中海及大西洋方面に出没して、續々協商側の船舶を撃沈し其通商に至大の損害を被らしめた。一九一七年に入りては益々其暴威を逞ふし、縱令中立國の船舶と雖も遠慮會釋も無く撃沈するを以て、遂に米國をして干戈を執りて起たざるを得ざるに至らしめた。

第五節 戦争の擴大

現歐洲戰爭は世界の大部を擧げて之に参加し、各交戦國は國力を傾けて之に従事しあるを以て、其規模範圍の廣大なるは實に想像に餘りあるのである。今左に一九一七年末に於ける戰爭に關する數字の二三を掲げて其擴大の一端を窺ふの資に供せん。

交戦國（我日本を含む）の總面積、人口、富力は全世界の過半を占め、動員兵數は協商側約三千七百萬、同盟側約二千五百萬の大數に達し、之を總男子數に比するに協商側にて約五分一、同盟側にて約三分一である、而して現在戦線に使用せる兵數も協商側は約五百師團、同盟側は約三百八十師團を算する。

交戦兵力右の如く大なるを以て其戦線の廣さは想像も及ばざる所で、佛國方面にて戦線百八十里（東京、岡山間）、東方戦線場にて約四百五十里（青森、廣島間）之を日露戰爭奉天會戦に於ける兩軍の兵力約九十萬、戦線の廣さ三十五里（東京、沼津間）である。

に比したならば其差實に霄壤も管ならずと云ふべきである。

交戦兵力の増大、近世兵器の進歩に伴ひ其損傷も亦大なるは自然の結果で、今日まで協商側（我日本を含まず）の被りたる死傷は累計約一千三百萬、同盟側は約八百五十萬の多きに上つて居る。俘虜は協商側三百三十萬、同盟側約二百萬といふことである。

更に經濟方面に就て見るに歐洲戰爭の戦費は、開戦より一九一七年末までの間に於て協商側約千五百億、同盟側約六百億にして、交戦各國總計約二千百億圓であつて實に日露戰爭總戦費の約四十七倍である、其一日の戦費は各國總計約二億圓にして、内最高額は英國の約五千萬圓で、之に次では獨國の約四千萬圓である。

以上の數字を見るときは如何に現戦役の規模大なるかを推知し得べく、將來列國の國際關係に稽へ一朝有事の日に於て交戦兵力の益増大し、戦費の愈高價となるべ

さに想到せば、平時軍備の充實、國力の培養が刻下の急務たるの理は自ら明白となるのである。

第三章 各交戦國の一般的觀察

世界政策
の衝突

露國がペートル大帝時代より不斷の努力に依て、東方か將た西南方か、何れにしても頭を暖海に出して不凍港を獲得せんとするに腐心しつゝあつたのは、露國の世界政策ではないか。露國が其希望する不凍港を求めんとする政策は、日露戦争に依り失敗したが、尙ほ機會だにあらば黒海の出口を求めんとして止まなかつたのである。最近に米國に於て發刊せられたるスドッダード氏「現時の歐洲」なる著書中に次の一節がある、即ち「露國の帝國主義者即ち上中流者（軍人、官僚派及宗教家等を除く）は東西兩派に區分することが出来る、西方派（西方に發展せんとする者）は最後まで戦闘を繼續するを辭せぬが、東方派（東方に發展せんとする者）はチュートン強國と理解を遂げ、戦争より脱退せんとする希望を有す」と、然らば露國の世

界政策はロマノフ王朝ばかりでなく、國民が暖海に頭を出す希望を何處までも貫徹せんとするのであると見るが至當である。而して獨國の世界政策なるものは先づバグダット鐵道を獲得し、尋で之れを印度又は支那中原に延長し、亞細亞に國民を移植すると同時に、大に利權を獲得せんとするのである。今回の戦争は獨露兩國の此世界政策が衝突したのも一原因である、今後は或はスドッガードの言の如くに、獨露の妥協に依て此世界政策が實現されぬとも云へないのである。

英國は世界の爲め獨國の軍國主義を打破しなくては止まぬと絶叫して立ち、米國も亦正義人道の爲獨國の軍國主義を絶滅し以て、獨國民を軍國主義の支配下から救はねばならぬと云つて奮進した、元來ミリタリズム即ち軍國主義なる語は、平和論者及社會主義者が、獨國が軍備に餘りに熱中して居るのを憎惡の眼を以て嫉視し、之を呪咀するから起つたのであるから、ミリタリズムと云ふと自然に憎惡の念が伴

老帝國と
壯帝國と

生するやうであるが、軍國主義なる眞の意義は決して斯の如く憎惡すべきものであるまいと思ふ。軍國主義なる定義に就ては確乎たるものが無いやうであるが、我國の有識者中にすら英米人に共鳴して軍國主義を呪咀するものが少くないのは、多分此惡口に用ひたミリタリズムの意義に解釋したからであらうと思ふ。

吾人が實際の事實に依り解釋する所では「軍國主義とは國民が尙武的精神に富み有らゆる手段を盡し平時から戦争の準備を周密ならしむるに在り」の意義と認めらるゝのである、されば軍國主義なるものは爾く憎惡すべきものでない筈である。

國家の富強に貢獻せんには、産業主義に依り世界的發展を企圖せねばならぬ、而して産業主義を以て世界的發展を遂げんには、軍國主義と兩々相併行することなくして其目的を達し能はぬは多言を要しない。英國の今日あるは往昔に於て産業主義の目的を達する爲には侵略掠奪をも敢て辭せなかつた結果ではないか、然るに英國

は之を人世に譬へば既に五十の坂を越えた老帝國であつて、其版圖に於て其國富に於て已に業に満足して居て、青年時代のやうに最早冒險的活動をする意はない、唯既得の版圖と國富とを安全に保持し只管老後の樂を貪らんとしつゝあるのである。然らば彼の壯帝國である獨逸を嫉視し、甚しきは其軍國主義の完全なるのを目して盜賊呼りをするのは果して正當であらうか。然るに産業主義を以て益々世界的に發展し、大に國運の隆興を企圖しなくてはならぬ日本人でありながら、妄りに英國人に共鳴して其口吻を真似て軍國主義を呪はんとするのは其真意の在る所に苦しむのである。

軍國主義の解釋は前にも述べたやうに確乎たる定義はないやうであるが、獨國のブルームー大將の述べて居る所では「軍國主義とは組織的にして精密確實を尙び、忠實にして勇氣に富み、精力主義の性格が軍事的に發露したもので、之を軍隊に就

獨國の軍
國主義

て云へば軍紀、秩序、士氣、精勵と稱するものである」と云つて居る。獨國人は何事に限らず口癖のやうに計畫的々々と云つて居るが、殊に軍事上に於ては全く計畫的ならざるなしで、是はモルトケ將軍格言の主旨を終始一貫して居るのである。苟も戦争が避くべからざるものであるなら、是非とも必勝を期せねばならぬ、必勝を期するには平時に於て充分の準備を要するのは無論で、獨國の如くに總べて計畫的に注意周到に準備しなくてはならぬ。

獨國の如くに注意周到に戦争を準備し、其の軍國主義を發揮するには、先づ國民教育より改善し質實剛健の國民を養成しなくてはならぬ。獨國の國民教育はフリードリヒ大王の強制的教育令に基因し、其大方針は終始一貫して今日に及んだもので、即ち規律の訓練に重きを置いて絶對的服従心を涵養し、以て國家の爲めに忠順にして秩序あり且勤儉なる國民を養成するのを主眼として居る。此教育法に就て其缺點

を指摘せば、個人を國家社會の犠牲にすることに偏し個人の天才個人の活動を抑制する弊があるとも論ぜられるであらうが、軍事上の見地よりせば最適切のものと云はねばならぬ。獨國では家庭に於ても、學校や社會に於ても其子弟に對し先づ服従の道を教ふることに全力を傾注し、殊に家庭に於ては子女は總べて中學程度の教育を終るまでは絶対に服従を要求し、其愛兒をも下男下女の下位に置いて居るのである。斯の如く獨國人は少年時より家庭と學校とに於て質實剛健の精神を涵養し、丁年となつては軍隊教育を受け、常に良兵たるのみならず良民たる如く教育せられ、國家的思想と犠牲的精神とを教育せらるゝのである。

獨國の軍國主義に就ては實際何等批難すべきものはない、併し其半面には軍國主義の弊害と認むべきものもないではなかつた、これが即ち英米人から獨國を軍人萬能主義、侵略主義の國として恐怖し且呪咀せられた所以である。軍國主義としての

弊害の一例を挙げたなら、即ち一九一三年の秋に發生した有名なツァーベルン事件の如きが是である。アルザス州のツァーベルンと云ふ地は第十五軍團管下の歩兵第九十一聯隊の衛戍地であるが、其隊の中尉フォン・フォルストネルなるものゝ輕卒なる舉動が其地に於ける地方人の感情を害し、それが議會の問題となつて大に社會黨から攻撃を受けたのである。事の起りは中尉が或微賤な靴屋を毆打したのであるが其靴屋が佛人系のアルザス人にして、兼て佛獨の間柄の面倒な土地であり、且社會黨が之を針小棒大に騒いだので、遂に喧しい事件となつた。然るに政府は士官の處分は別問題とし、軍人の意氣は斯くありてこそ然るべきであると却て之を賞讃したので其問題が益々騒がしくなり社會黨の一派は十二月の議會に於てペーリマン・ホルウエヒの彈劾を行はんとし、討論二日に亘つて盡きず、遂に多數を以て宰相の不信任を可決し、更に社會黨は宰相の辭任を迫つたが、それは遂に失敗に歸し

た。此事件は正に軍人の跋扈に歸因することは否認し能はぬことで、是等は實際軍國主義の弊害と云はねばならぬ、是等の事件が世界に喧傳したのも、世界から獨國の軍國主義を呪咀せらるゝに至つた近因である。

非軍國主義の佛國

佛國民はナポレオン第一世時代に於ては其尙武的精神は眞に世界を風靡し、其軍事の進歩は列國に冠絶し、獨國の如きも近世に至るまで其兵語は多く佛語を使用しつゝあつたもので、此一例を以ても嘗て佛國に於ける軍國主義の隆盛なりしを推知し得べきである。然るに近來に至り軍人は政治家の壓迫を受くると甚しく、軍人の社交的地位漸く下落し實に憫むべき状態に陥り、軍人は軍服にて社交界に出るさへ好まざるに至つた。普佛戦争後は佛國も一時覺醒し軍事上の改善に熱中し、軍人も亦稍々生氣ありしも、一八九〇年頃より又々軍人は政治家に壓迫せられ國民より甚しく冷遇せられたる結果、遂に將校下士の補充難に陥り、一九一三年には將校三

千人、下士六千人の缺員を生じたことは當時議會に於ける陸軍大臣の説明に依りても明かである。歩兵は缺員最も多く某歩兵聯隊の如きは一箇聯隊に七、八人乃至十二三人の缺員あり、騎兵と工兵とは概ね充實しありしも、砲兵にも亦缺員が多かつた。一八九〇年に於ける將校生徒志願者の數は二千三百二十一名にして、其内四百六十一名を採用し、當時の合格平均點數が十點乃至十一點なりしが、一九一三年には志願者九百九十八名中五百五十一名を採用し其合格平均點數を八點に低下したのは全く志願者の少い爲め止を得ざる結果である。下士の志願者に至ては更に之より一層少なかつて、其結果が實に六千人の缺員を生じたのである。

一九一一年佛國は摩洛哥問題に刺戟せられ、平時兵力を五十個師團に増加し舊時の三年兵役制を復活し獨國に對抗するの準備に着手したが、武裝の如き極めて不充分であつて、其野砲のみは眞に世界一と稱すべきであつたが、其重砲は獨國に對し

殆んど對抗し得るものなく、軍備擴張案は其緒に就いた斗りて、尙ほ擴張の半途に在つて、總べてが獨國の如く諸準備を完成してあつたのとは同日の論でなかつた。斯る際に急激に大戦が勃發したのであるから、無論狼狽せずには居られぬ、開戦當初の國境戦では種々の醜態が暴露し、其前途が如何に成り行くべきか疑懼の念に堪へなかつたのである。殊に軍人を冷遇した報復で其素質が不良であつた上に、平素餘り教育にも勉めなかつたものと見え、國境會戦の當時に於ては獨佛兩軍に於ける將校下士卒の技倆は實に雲泥の相異があつた、殊に獨軍では中隊長以下の將校が、軍隊指揮法に於ける平素の教育が完全であつて、小部隊の指揮が巧妙であるに、佛軍は之に反し平素の教育が不充分の爲め中隊長等が部下を能く掌握して居らない、下士卒が支離滅裂の行動を取り、小銃射撃術の如きは一般に拙劣で、殊に近距離射撃に拙劣であつた、獨軍は此弱點に乗じて成るべく近接して戦闘したと云ふことで

ある。國境會戦當時には佛軍は多く敵を距る四、五百米から突撃したと云ふことで、待ち構へた獨軍は機關銃を猛射し何の苦もなく之を全滅せしめた。此の如き有様で常に多大の損害を受けて敗北した、歩兵第三十九聯隊で一例しても開戦一週日を出でずして、一千人の補充を要したとのことである。佛軍が國境に敗北して退却を餘儀無くされた際の如き退却目標が何れに在るやも知らずに無二無三に退却したのである、平素に於ける教育の缺陷の恐るべきは此の如き始末で知るべきである。

英國は古代歐洲大陸に立脚地を有せしも、之を撤退せし以來歐洲大陸に領土を有するを斷念し、廣く世界到處に殖民地を獲得した。而して常に強大なる海軍力を有して居たから、英國本土の國防も各殖民地との海上連絡をも確保せられて、歐洲に於ける強大國と雖も之を如何ともする事が出来なかつた。英國は此の如き情勢に在りしを以て、強大なる海軍力を有するに於ては、縱令英國本土に於ては一粒の穀

英國の海
主權從主

類、一匙の砂糖を生産せざるも、絶えず物質は世界到る處に散在せる殖民地より輻輳し來り、英國は平素工業にのみ全力を傾注するも饑渴に迫るの恐はなかつた。英國の海軍力は歐洲列強に比し眞に一頭地を抜き、其技術的進歩も戰術的能力も常に世界に彼に企及すべきものなく、ナポレオン第一世すら「余をして數日間ドーヴァー海峡の主たらしめば」との歎聲を發せざるを得ざらしめたのである。加之幸に英國の各殖民地附近には從來英國の敵たるべき恐ある強大なる陸軍國なく、良し之あるも英國の艦隊を撃破して上陸軍を輸送すべき海軍力を有するものがなかつた。是英國が從來陸軍力を極めて最少限とし、殆んど全く海軍力のみを依頼し、所謂「光榮ある孤立」を維持し來つた所以である。

然るに英國の海主陸從主義は既にトランスヴァール戰役で破壊されたのである、彼が常に輕侮しありし野蠻人なる、而も眇たるボーア人に對し思はざる不覺を取り、

常に殆んど二十倍に近き大軍を擁しながら、非常の難戰苦闘を續けて辛ふじて彼を征服し得たのである。然るに東洋の一隅に於て陸海軍とも相當の力を有する我帝國が崛起した、加之露國の絶えざる南下政策の努力が、印度に危險を感ずるに至つた、そこで英國の殖民地が露國又は日本の陸軍に依り蹂躪せらるゝ恐があるやうになつた、是に於てか英國の「光榮ある孤立」は全く破れて日本と同盟せねばならぬやうになつた。日英同盟の原因は全く英國が日本の陸軍力を恐怖し及之を信頼するに依り起つたもので、當時日本が海主陸從主義を取り相當の海軍力は有して居つても、其陸軍力が微弱であつたならば、自尊心の強き英國民が到底日本と同盟を締結するに至らなかつたのは明である。

カイゼルが「獨國の將來は海に在り」と絶叫して立ち、盛んに海軍を擴張して以來、世界の海上王と誇稱せし英國の海上武力に動搖を來し、地中海を佛國艦隊に托して

北海に立て籠らざるを得ざるに至つたのは最早海主陸従主義の末路であつた。英國は決して歐洲大陸に領土を獲得する意思はなかつた、又歐洲大陸より物資の供給を仰がなくとも飢渴に迫らなかつたのである、しかし英國は歐洲大陸に幾多の利権を有して居つた、殊に白國の如きには巨額の投資を爲してあつて、之を敵手に委するは英國の決して欲せざる所であつたに相違ない。然るに英國は歐洲大陸に於ける是等の利権も、世界に散在する殖民地も、之を自力を以て擁護し得る陸軍力を有せず、是等を主として他國の陸軍力に依り擁護せんとしたのは不覺であつた。戦前に於ける英國の國費に對する陸軍費の割合は僅かに一割一五であつて、之を佛の二割〇七、獨の三割七〇に比すれば極めて僅少である、英國の富を以てせば獨國と同一の割合に陸軍費を支出するは容易であつたのである、然るときは戦時少くも百萬の陸兵を動員し得たのであるが、英國が百萬の兵を動員し得たなら、獨國は戦争を避けたに

相違ない。然るに、トランスヴァールの戦役以來時勢の變遷に心附かず、無意識に傳説的海主陸従主義に固着して來つたのは英國の失敗と云はねばならぬ。

英國は此の如き状態で陸軍は全然不準備であつた、故に陸軍の編制、兵器、教育等に就ては全く無價値であつた。又動員に於ても英國は眞の意味なる動員なるものは全く無かつたと云つて宜しい、しかし戦敗の結果國民が覺醒するに至ては、追がに模範的立憲國の國民である、政府の施設を待たず國民が率先して着々對應策を講じつゝあるは、蓋し英國民の偉大なる所以である。

國民的戦争と國家總動員の教訓に就ては露國には殆んど參考とすべきものがない、從來露國も小規模な外征では赫々たる武名を輝したものであるが、文化の程度が低き露國では殆ど國民的戦争なるものは成立しないのである。後方勤務の整備は殆んど文化の程度に比較するものと云つて宜しい、試に露國の鐵道を見よ、一般の交通

國民的戦争の不能なる露國

機關として價值がないと同様、軍事上にも不完全である。又兵器彈藥の製造を見よ、開戦前に於ける露國工場に於ける經營は多くは獨國人の手中に在て、重要な技師は盡く獨國人で、器具器械も獨國製品が多く、殊にモスコフ附近に在る諸工場の株券は四分の三までは獨國人又は歸化獨國人の所有であつたとのことである。今回の戦争でも全然獨國人の手を離れた爲め、軍需品の補給上非常の手違を生じたとのことである。開戦後四、五ヶ月を經過するや、兵器彈藥其他軍需品の缺乏を痛切に感ずるに至り、當時小銃は第一線歩兵聯隊定員の二分一乃至三分の二に相當する員數を有せしのみ、從て小銃のない兵が多數に戰場に居つたと云ふことである。砲兵は彈藥缺乏の爲め充分に敵砲兵に應戰することが出來ず、空しく多數の砲車を戰場の後方に退けて置くやうな難境に在つたとのことである。如何に露兵が勇敢であるとしても、斯の如き状態では戦争の出來よう道理がないではないか。

伊國と埃
何國

伊國は曩にアビシニヤに敗北し、トリポリに失敗し、斯く低級なる國民に負けたに拘らず、伊國民は尙ほも覺醒せず、歐洲大戰開始の當時には伊國は全く戦争の準備が不充分であつた。伊國に於ける戦争の諸準備が斯く不充分であつた重なる原因は、日本に於けるが如く政争が劇甚で、内閣の更迭が頻繁で軍備問題の如き常に衆愚の輿論に左右せられたからであつた。埃何國に至ても國民が政争を事とし戦争の準備を閉却せし點は大に伊國に似たるものあり、今回の世界戦争が埃何國に起因するに拘らず、埃何國に就ては國民的戦争と國家總動員とに關し、吾人が教訓を得べきものはない、云はゞ埃何國は獨國から手を引かれ尻を押され辛ふじて戦争を繼續しつゝあるに過ぎないからである。

米國は未成品であつて今日迄は軍事上殊に陸軍に關する施設に關しては殆んど見るべきものがない、併し露、伊、埃何國等に比すると國民的戦争と國家總動員に就

米國の軍
國主義

ては大に見るべきものがあつて、將來恐るべき軍國民である。日本人の内には米國人を非軍國主義のやうに思ふものが多いが、米國人は建國以來最軍國主義に熱心の國民であることは歴史に依るも明かである。北米合衆國の基礎をなした祖先は、信仰の自由を得んが爲め、大膽にも家族總勢百二人を糾合して一扁の孤舟を以て、米國に渡つた新教徒ではないか。此高尚な氣魄が尙ほ米國人の精神に残つて居て、今日尙ほ正義人道の爲め發奮するのは實に頼もしい國民である。米國人は實に洒落活達で勇往邁進「天下何事か成さんと欲して成し得ざるものあらんや」の概がある。此の如き精神ある國民にして始めて軍國主義を發揮し得るので、其結果は獨立戦争にも南北戦争にも顯はれて居るではないか。南北戦争に依り合衆國の基礎が確立するや、直に軍備を縮少し一意産業政策に努力し、其代り普通學校に於ける軍事教育に大に力を用ひて、民軍及義勇兵教育の向上に務めたのは、實に當時に於ては卓見で

あつたと云はねばならぬ。米國は地理上優勝の地位に在るから、當時に於ける艦船其他兵器材料の進歩では、歐洲列強が遠く大西洋を横斷して米國を攻撃するのは實際不可能であつた。此特別なる状況を利用し、軍備を減じ全力を産業に傾注したのは、是亦米國人でなくば爲し能はざる大英斷であつた。

斯の如く全力を産業に傾注せば國が富むのは無論であつて暴富を致せしものが多數であつた。茲に端なくも黄金中毒に罹り幾多の弊害を發生した。米國人中具眼の士は大に之を憂慮し、國民を警醒せんことに努め、彼の日米必戦論の著者ホーマー・リーの如きも、此目的を以て國民に警告を與へたのであつた。

米國人の内には種々雑多の人種を含んで居るから、中には非國民も少くないが、其多數は尙ほ建國時に於ける大精神を享有して居るものと見え、漸次覺醒しそれがモンロー主義となり、尋で汎米主義となり、終には帝國主義となり着々實現しつゝ、

ある。しかも米國人中には、帝國主義に反對のものも多く、殊に學者や宗教家の内には平和主義を懷抱するものが多數であるから、日本人中是等の人々と交つたものは、米國人は一般に軍國主義を呪ふものが多いと觀察するが、之に反して軍人に交つたものは彼等軍人は「米國の學者や宗教家は一世紀以前の黄金時代を夢みて居る」と痛罵して居るから、米國には軍國主義が盛んであると觀察するのである。

米國一部の人士中には米國人中軍事に冷淡なるものあるを憤慨し、機會だにあらば軍備を擴張せんと、軍國主義を鼓吹しつゝあるものがあつたが、時は來れり、參戰の機會を利用し其目的を達したのである。ウィルソン大統領が此機會を利用し、内政上幾多の改善を企畫したのは、實に見上げたものである。參戰に依り獲得せんとする利益は一にして足らざるのであるが、之に依り戦争成金の金を取り揚げ、再び米國の黄金中毒の慘禍に陥らないやうに豫防したのは、實に卓見として敬服しな

くてはならぬ。

教訓多き
英、佛、獨

露國、伊國、埃匈國は前に略叙した如くで、國民的戦争と國家總動員の研究としては餘り教訓とすべきものはない。其他の交戰諸國に至ては、或は國滅びて山河在りの憫むべき状態でなければ、強國に手を引かれ尻を押されて辛ふじて戦争に加つて居ると云ふのみ、之に依り吾人が學ぶべきやうな何物をも發見し得ないのである。國民的戦争と國家總動員に就て兎に角教訓の多きは英、佛、獨の三箇國である。獨國が四十年來終始一貫軍國主義を以て注意周密に戦争を準備し、其猛然立つて宣戰を布告するやカイゼルは其國民に與へし勅諭の一節に曰く「吾人の父祖が建設せる此帝國の興廢は此の一舉に在り、獨逸權力及獨逸本質の存亡は此一舉に在り」と、更に曰く「吾人は人馬の最後の呼吸の續かん限り飽まで防戦すべし」「吾人は四圍に迫る此敵に對する戰を飽まで遂行すべし、獨逸國が一たび舉國一致を以て當らんか、

未だ曾て征服せられたることなし」と其意氣の豪、實に眼前に躍如たるが如きものがある。遺憾ながら一朝マルヌの會戦で頓挫し、三週間の内に巴里を包圍せんとせし雄圖も、流星光底に長蛇を逸したるの遺憾は察するに餘りありである。獨軍の失敗は實に聯合軍の天祐であつて、茲に戦争は漸く持久の性質を帯び、彼我陣地に依り相對峙し、此間に佛國も英國も戰鬪力を恢復し且之を増加することを得たのである。又其間に於て東方戰場に於ては露軍が大打撃を被り、塞國、羅國が席捲せられたと雖も、これは戦争を終熄せしむべき決定的のものでない。今回の戦争は結局英佛對獨の相撲で、英佛兩軍が獨軍をライン河以北に追ひ込むか、將た獨軍が英佛兩軍を海へ陥擠するかでなくば決定的の勝敗は決しないのである。獨國は四面敵に包圍され、如何に頑強だとは云へ人員にも物資にも限りあり一時は獨逸の將來も大に悲觀された、是に於て死物狂にヴェルダン攻城を企てたが、是も失敗に歸した。

歐洲大戰の終熄すると否とは、英佛兩軍對獨軍の勝敗如何で、其勝敗の原因も、勝敗を決する爲傾注する努力も唯戦線のみを觀察しては之を發見することは不可能で、深く其背後に在る苦心慘憺たる國民の努力を觀察しなくてはならぬ。又立志傳中の人物研究には其意氣揚々たる成功時代よりは、苦心慘憺たる努力時代を觀察するを必要とすると等しく、英、佛、獨三國民の眞價を判別するには最困厄を極めつゝある戦争間に於ける状態を講究するが必要である。此意味に於て英、佛、獨三國民の國民的戦争及國家總動員の實況を觀察せば、其教訓の多大であることは信じて疑はぬ所である。

第二篇 英佛獨に於ける人員動員

第一章 英國に於ける人員動員

第一節 宣戦時に於ける軍備擴張及び

兵力補充上の處置

英國に於て戦争以前に海外出征軍として準備されてあつた陸軍は、僅々歩兵六個師團、騎兵五個旅團の兵數に過ぎぬ。其上豫備も不充分であつた爲め英國政府は開戦と同時に、新旅團の編制を行ふに際して尠なからぬ苦心を要したのである。先づ嘗て兵役に服せし者の再服役を奨勵し、海外守備の任にありし正規軍を召還し、英國の内地防禦のみに任じ外征に使用し能はざる所謂地方軍をも奨勵して外征の任に

當るべく志願せしむる等、百方手段を盡して新師團の編制を企畫した。加之印度の土人隊をして佛國戰場に出征せしめ、濠州、新西蘭及加奈太等よりして遠征軍を編成せしめ、又一方キツチナー新軍約三十三個師團を英國内地に於て編成したのである。斯くの如く英國は急速に陸軍の擴張を企畫し、是等の大部分は眞に無より有を生じたものであるから、全く不意に勃發した歐洲大亂に對し、咄嗟の急に應ずるの不可能なりしは蓋し余儀ない事であつた。されば是等の諸師團は何れも開戦後六個月乃至一個年の後に至て、始めて辛ふじて戰場に活躍し得たのである。此長時日英國が此應急的陸軍の擴張を行ひつゝありし間に、戰場に於ける聯合軍の損害は決して僅少のものではなかつた。英國が斯くも銳意努力して所望の兵力を得て敵と戦線に相見えたる時には、敵たる獨逸側も亦夫れ／＼軍備の擴張を行ひ、之れに酬ゆるに充分なる兵力を保持するに至つて、遂に敵味方兩々相對峙して互に大なる發展を

志願兵制度の固執

爲す能はず、努力空しく四年を費して、尙且其決を見るに至らないのである。

抑英國は歐洲列強が擧りて義務兵制度を採用しつゝあるに拘らず、獨り超然として志願兵制度を固執して止まなかつた。然るに今回の大戰で志願兵制度は國力を擧げての大國難に際しては充分なる力なきを觀破し、其非を悟つて遂に開戦後約二年にして爾然長き迷夢から覺め、斷乎として徵兵制度を布き以て人員動員を行ふに至つた。是れ一面に於て志願兵制度より成れる英陸軍即ち自由主義が、徵兵令を採用する軍國主義に宗旨を變へた事を語るの爲め、極言すれば自由主義が敗北し軍國主義が勝利を得たものと云ふも過言では無い。

志願兵制度を利とせしむる所以

由來英國に於て志願兵制度の利を説く者は次の如くであつた、

(一)、英國の國防方針は海主陸従主義であつて、海軍を以て國防の第一線とし陸軍を第二線とす、故に列強が大陸軍を必要とした時代に在つても、海軍さへ充實しあ

らば陸軍は志願兵を以て充分なりとして居つた。素より是消極的國防方針ではあるが、今より十數年前の英國の情勢に於ては必ずしも不合理ではなかつた。今回の如く歐洲大陸に於ける利權を擁護せんとする場合に於ては、云ふまでも無く陸軍の大々の必要を生じ、大軍を擁して遠く大陸に派兵するに及んで在來の海主陸從主義の論は根柢より覆つたのである。

(二)、更に英國をして志願兵制度を採らしめたのは、國民が民權の自由を尊重するに基因したのである。國民は強制的に兵役を課せずとも兵役義務を自覺するものと自認し、自國を防衛するに法規に依つて兵役を強制するものは國民の自主心を傷ふものであると、所謂自由主義を保持する點に於て志願兵制度を以て英國民には最上の者であると主張されて居た。一面に於て此主義は國民の一部を驅つて甚しき弊害の中に陥らしめ、自由と我儘とを混同し自個の自由を欲して國家の自由を

忘るゝに至り、爲に開戦以來徵兵令に反して非國民的行爲を敢てする者さへ出すに至つたのである。

(三)、英國の正規軍は約半數を海外勤務に服せしむるを以て、若し短期の義務兵制度を採用せば勢ひ交代が頻繁となり、夫れに伴ふ經費は尠なからざる高を要し、其上風土險惡なる屬領に防備の任に當らしむるに必任義務兵を使用するは國民の自由及義務の顧慮上穩當でない、從て海外勤務は尠なくとも志願兵制となさざるべからずと主張したのである。

(四)、英國では社會的階級及貧富の差違が甚しく、此階級の異なつた者を集めて同一の生活を行はしむるは甚だ困難である、這是英國に於ける中流階級の國民に取りて堪え難き苦痛である。更に必任義務兵制は經濟的發展を妨害し、殊に海外移民を阻害することが甚だしいと云ふのである。

以上の諸點より起る思想は英國平時に於ける募兵に甚しき困難を來さしめ、英國が平時募兵を爲すに有らゆる廣告をなし尙ほ定員を得るに苦しむたる結果は、甚だ不良なる素質の下士卒を得るの止むなきに至つた。即ち軍隊は上流子弟より成る將校と下流民より出づる下士卒の集合にして、其結合の薄弱なるは到底免かる可らざるものであつた。是に於て志願兵制の不可なるを絶叫する識者があつても、滔々として流るゝ保守的、個人的思想は遂に平時に於ては此絶叫に耳を藉すものもなく、稀に上中流にして主義として義務兵制の採用に同意する者ありとするも、内心自己の子弟を徴兵に服せしむることは無論悦ばなかつた。下流社會も無論義務兵制を蛇蝎視し、義務兵制は下流民の血を以て上流者の安全を圖るものであるとして毫も疑はなかつた。彼の義務兵制度の主張を以て有名なりしロバート元帥の如きは、斯る不健全なる思想に支配せらるゝ四面楚歌の裏に立ちて、英獨戦は一兩年内に起るべ

きを警告し徴兵制採用の必要を絶叫したが、遂に成功を見ずして世を去つた。彼の偉人の絶叫は開戦早々國民に其言の眞なりしを悟らしめたか、英國國民が自覺の境に入つた時は既に遅かつたのである。

國民登録

一九一四年八月英國が戦争参加に決し、キツチナー元帥が陸相に任命された。元帥は戦争の永續すべき事を豫想して、三年間の繼續を基礎として新軍の編成に着手した。而して其募兵數は百萬といふ事であつたが、流石は開戦の當初ではあり愛國心は國內到處に横溢して居た時代であつたので、第一回の募兵五十萬は旬日ならずして所要の數に充たのである。夫より二ヶ月を経て即ち十一月十三日更に百萬の新募兵の募集に着手したが、其結果は英國政府も其應募數を秘して居る程で遺憾ながら成績は甚だ不充分で、有ゆる手段方法を以てしても尙ほ豫定數に達し得なかつた。此間に於ける一般の戦況は聯合軍に取つて甚だ有利ならざるものがあつて、加ふる

に出征軍に對する兵器彈藥の不足が暴露し、此問題が可なり八釜敷く論ぜられた時であつた。兵器彈藥の補給問題は遂に國內の工業動員を実施せざるべからざるに至り、一九一五年五月軍需品法を制定して工業動員を実施するに當り、順序として國民登録法を実施しなくてはならなかつたが、これは一面に於て英國の保守的思想の破壊とも見るべきものである。元來英國には完全な戸籍が無く、官憲は國民に向て戸口調査を行ふの權利を有して居なかつた、隨て當局は當時英國國民全般の實力及現在の情況を知る事が出来なく、工業動員を実施せんとしても其基礎となるべき國民の男女、年齢別及職業別の個人的記録を有して居なかつた。斯くて工業動員は勿論將來徵兵令を布かんとするにも、壯丁が幾人あつて、工場の勞役に服し得る者が何の位の比例を有して居るか、之が先づ解つて居なければならぬ。此根據を作らんとしたのが國民登録法であつて、此實施は英國が自由主義より軍國主義に傾かんと

する第一階梯であつた。英國國民は從來何事に拘らず強制と云ふ事を極力排斥する國民である、然るに國民登録法は英本國に在る十五歳以上六十五歳以下の者は、男女の別なく政府の規定する紙片に強制的に年齢、住所、職業及現在從事しつゝある職業並に其他に特別の技倆を有する者は悉く記入して以て政府に提出せしめたのである。此時に當り世論は登録法を以て徵兵制度實行の先驅と見做し、且個人の自由を侵害する最甚だしきものとして大に之が實行を妨げんと努めた。去れど政府は此法案の目的は勞働の強制にも非ず、徵兵制度實施の準備にも非らずして、工業動員を行ふに當り勞働組織を完全にするにあるのであると説いて遂に大多數を以て議會を通過し得たのである。併し事實は依然として徵兵制實施の準備が其目的であつて、政府は國民の輿論の趨勢を窺ひ、時機至らば直に徵兵令を布かんとし、徵兵制實施は其後僅に一ヶ年にして遂に實行せらるゝに至つた。

第二節 戦争間に於ける兵力補充上の苦心

(一) ダービー卿の募兵法

一九一五年夏戦局は愈々擴大して英國は兵員に不足を感ずるのみならず、軍需品の補給も亦意の如く行はれなかつた、其結果英國政府は軍需品省を設け軍需品法を制定するの必要を生じ、既に工業動員を行つて従來の自由主義より漸次軍國主義的色彩を帯びて來た。國民登録法が既に實施せられ其軍國主義的色彩が益々鮮明となるに従ひ、識者間には更に進んで「國民勞役法」といふ問題が起るに至つた。國民勞役法とは國民を統一的組織の下に置き、各自の長所に従ひて戦線に送るべきものは送り、軍需品の工場に使用すべき者は夫れに従事させ、國民をして本戦争の目的を達せん爲に有らゆる方面の勞役に服せしむるにあつたのである。

國民勞役法の起源

斯の如き法案の採用が英國に取り必要缺くべからざるものとなり、九月上旬國民勞役制度後援の大會が開かれ、該主義の宣言と其目的の貫徹に努力すべき決議をした。一方女權擴張論者より成る國民勞役制度後援會も九月に二回までも開催されて、女子も亦國民勞役主義の下に奮闘努力しなければならぬと唱導したのである。此事たるや云ふまでも無く英國人本來の自由主義とは甚しく相反することであつて、直接之と大關係ある労働組合中には、軍需品製造者以外の労働者は勢ひ其職業を失ふと云ふ結果を來たす爲極力之に反對し、九月七日聯合大會を開いて國民勞役制度反對の決議をなすに至つた。時の軍需品大臣ロイド・デューデ氏は自ら大會に赴き憂國悲憤の熱辯を振つて大演説を試み、以て労働組合の首領に對して其反省を促した。斯の如く種々な事件の發生した結果、國論は大に沸騰し遂に議會の問題となり、英國の上下は喧噪を極めたが、結局労働組合と當局者との妥協を見るに至り、九月

二十八日勞働組合の各種の委員は、遂に陸海軍及軍用諸工場に必要な人員は志願兵制度に依つて募集する事が出来る様、組合が極力政府の援助を爲すといふ覺書を發表し、一方に於ては全國に檄して組合員中の壯丁に對して兵役に應募せんことを勸告し政府は毎週三萬の新募兵を得ざれば國軍の完全を期することが出来ないとの警告を發するに至つた。

英國政府は十月初旬より兵役應募を極力勸告したが、元來英國の勞働者は開戦以來非常に賃金が高くなり収入も著しく増加して居つて、其職業を捨て、危険にして且苦痛なる兵役に志願することは素より希望せざるが當然であつた。英國國民は國民としての義務を了解すと常に自尊して居たが、此時に當つて其結果は全く反對の傾向を示し、政府は兵を得るに頗る困難を來した。

此時に當つて當局者は徵兵制の採用は絶対に止むべからざるを洞察し、徵兵制施

ダービー
の募兵
法

設の計畫に向て歩を進め、十月六日ダービー卿を募兵事務總監に任命して之が實行の準備に着手した。

國民勞役制が勞働組合の反對に依り全然失敗に歸した原因は、國家が未だ必任義務兵制を採用し得ざるに先ち、國民を國家の權力の下に職務を配當せんと圖りしが爲であつて、突飛な理想を以て勞働階級者に向つた爲に失敗を招いたのである。志願兵制度の弊害として種々矛盾な事實が發現し、一方に妻子を有する中老が家族を殘して出征して居るのに、他方には壯年にして未婚の男子が内地に在て安逸を貪つて居る。又國內に於て職工の不足を告げて居る際に、熟練な職工が戦地に在つて、未熟練な勞働者が工業に従事して居るのである。斯様に不公平にして不經濟な結果が現はれ、志願兵制の不利を證明したから、此制度を廢し國民服役制を採用し以て全國の人員動員を行はんと企てたのである。即ち身體完全にして相當年齢の男子は

兵役に服せしむるか、又は軍需品製造に従事せしめんとしたのであつたのである。當時英國に於ては徴兵制すら採用し得ぬ状況であるのに、徴兵制以上の難問題たる人員動員を斷行せんと企てたるは無論當を得ない處置であつた。募兵事務總監ダービー卿は國民勞役制は勿論、徴兵制をも採用し得ざる情勢にあるを看破し、先づ英國國民に徴兵制の採用止むべからざる事を悟らしめん爲めに、茲に募兵主義を一變し從來陸軍官憲が行つて居た募兵權を人民に移して、陸軍が要する兵員を國民自ら募兵して陸軍に供給せしむるを主義とし、十月十九日之を國民に向て發表した。开は募兵の困難なる事を國民に知らしめ、應て徴兵制の必要止むべからざるを感ぜしむるにあつたので、其要旨は左の如くである。

ダービー卿募兵法の主旨

- 一、募兵機關は募集委員(勞働者)に對しては勞働組合の下に勸誘員を設け、個人に就き戸別勸誘を行ふ。
- 二、募集委員の管轄區域は國會議員の選舉區毎に区分し、國民登錄を基礎として滿十八歳より滿四十歳に至

る男子にして不可充要員以外の者に就て個人に勸告す。

三、是等の人員に對しては先づダービー卿の勸誘狀を發送し、次て勸誘員を以て戸別訪問を行ふ。

四、勸誘員は各地方の市町村の有力者中、老年にして從軍し能はざる篤志家より成る。

五、應募者の区分

應募者は滿十八歳より滿四十一歳迄の未婚者の二十三歳、及滿十八歳より滿四十一歳迄の既婚者の二十三歳計四十六歳に分ち、入替は未婚者の若年級より老年級に及び、次て既婚者の若年級より老年級に及ぶものとす。

但即時入隊を希望する者には之を許可し、又召集を若干日猶豫する爲には之か審査決定を與ふべき機關を設く。

此の如くして行はれたダービー卿の募兵運動は頗る大規模に行はれ、英國在住壯丁の總ては個人的に勸誘を受けたが、ダービー卿が勸誘員に與へた注意中の大要を摘記せば次の如くであつた。

- 一、勸誘は直接當人に面會して之を行ふ迄數回之を繰り返すべし、他人の保證又は報知によりて直接面會を

なきよる様の事なきを要し、遂に最後に如何にしても面會し得ざる時は特別の報告をなすべし。

- 二、國家が兵員を要すること急なるを各人に告げ、決して強制強迫すべからず。
- 三、若し應募を承諾せば應募すべき土地方法等に就て所要の報告を呈すべし。
- 四、若し躊躇又は拒絶するものあらば其理由の在る所を發見するに勉め、此躊躇又は拒絶は年金、留守宅扶助料等の恩典及傭員の甚しき状態を話すことにより決心を動かし得ざるか、又は債主、親類等の勸告に依り承諾せざるかに特に注意すべし。
- 五、諸子の各人に對する語は秘密に取扱ふべし、但官憲か之か事情を要する場合を除く

此大舉勸誘は十一月上旬より開始し最初其終期を十一月盡日と定めしも、後之を十二月十一日に延期し、更に十二月十二日に延期した、此大舉勸誘に先ち國王は一般に次の布告を發した。

國民よ。今や朕が國民は正義人道に反し而も組織完全に頑強侮り難き獨逸人を敵とし、大戦争を交へつゝある。朕は我國民の絶大なる努力を嘉し、全世界の英人

が祖先以來得つゝある自由を失はざらんが爲め、生命財産を犠牲にして軍人を志願するもの多きは朕の最も誇りとする所である。戦争の終局は豫想し難きも、帝國が最後の勝利を得るには尙ほ多數の兵員を要するは明である。英國は過去に於て今日の如く斷乎たる決心を要したることなし、朕は各階級の人士が此危急存亡の秋に於て、進で兵員を志願し、直接戦闘に加入せんことを勸告す。朕は國民が自由意志を以て此勸告に應じ、速に開戦以來英軍の光輝を發揚しつゝある汝等兄弟を援助せんことを希望す。

此ダービー卿の大舉勸誘は各種の障礙に遭遇し、特に既婚者は未募集の未婚者多數なる場合には、未婚者が召集をされぬ前に召集されねばならぬのは不公平であるといふ理由で、最初は成績が不良であつた。之に對し首相アスキス氏は既婚者は未婚者が召集された後でなければ召集せぬ、若し未婚青年の多數が應募せない場合に

募兵勸誘
に對する
障礙

は應募した既婚者を開放するか、又は未婚青年に強制法を以て募集するか、兩者の内何れかの手段を取ると言明した。故に一般國民は若し此案にして不成績に終らば強制的徴兵令と同一の結果を來し、青年は到底兵役を免れざるを知り、兵役を免れぬなら寧ろ進んで今回の募集に應ずるに如かずとして、著しく應募者が増加した。而して其成績左の如くであつた。

兵役適齡男子約五百萬人中應募せし者約二百八十三萬人、其内より兵役に服せしめ得る者は百〇三萬人あつて、即時入隊を希望せし者二十萬人、其他の八十三萬人は所要に應じ順次入隊せしむることゝなつた。

應募せざる者は六十五萬人で、募集し得ぬ「不可充要員」は百六十萬人である。

斯の如くしてダービー卿の募兵は約百〇三萬人の新應募者を得たが、其實施に當つて應募せざる六十五萬人中には多數の未婚者もあり、又不可充要員中には多くの

ダービー卿の
級別募兵
法の失敗

兵役忌避者のあるを發見した。是に於てか遂に一般社會の傾向は徴兵令發布の余義なきを悟つた。そこで英國國民の自尊心は全く破れたのである。

(二) 徴兵制度の採用

ダービー卿が級別制度に依り募兵運動を開始するや、首相アスキス氏及ダービー卿は國民に對し宣言して曰く「應募者の入隊は先づ未婚者中の若年の者よりし、未婚者の入隊が終つた後、既婚者に及ぶべく、若し募兵の結果未婚者の多數が豫期せる如く應募せざるに於ては、何等かの方法を以て彼等を驅り立つる迄は既に應募した妻帯者の入隊を猶豫する」と、此宣言は當時の募集成績に大なる効力があり、妻帯者は自己の入隊順序の容易に來らざるを豫期して、續々應募を申込み、又獨身者の大部も到底避け難き運命として應募するに決心をした。此のダービー卿の募兵の結果、得たる應募者中新に入隊せしめ得べき見込ある人員は總計八十三萬一千人で

あつて、内獨身者が三十四萬三千人、妻帯者が四十八萬八千人であつた。當時首相アスキス氏が議會の承認を要求せし、百萬の新軍を得る爲には到底獨身者のみでは不足であつて、止を得ず妻帯者を入隊せしめなくてはならぬことゝなつた。然るに妻帯者を入隊せしむる前に獨身者で未だ應募せざる者を入隊せしめねばならぬ、尤も是等の獨身者の數にして極て僅少であるに於ては首相は敢て宣言を履行するの必要のないのは勿論、妻帯者も不平を訴る事なく無事に入隊したのであるが、實際其數は頗る多數であつた爲遂に徴兵令の發布を見るに至つた。

兵役忌避者

ダービー卿の報告に依れば獨身者中兵役忌避者の數は實に六十五萬一千人の多きに上り其内容は次の如くであつた。

國民登録の結果に依れば獨身者の總數二百十七萬九千人
内

應募せる者(不合格を含む)

百十五萬人

應募せざるも必須就業者と認むべき者

三十七萬八千人

差引未應募者(忌避者)

六十五萬一千人

但此内には不合格見込の者、一家支持者、僧侶及非戰主義者(良心の命ずる所に従ひ戰爭に反對すると申立る者は、政府は之を強制しなかつた、是れ即ち自由主義を重んずる極端な所である)を含む事は勿論であるも尙ほ多數の忌避者が居るのは明かである。

ダービー卿の募兵運動の結果應募せざる者六十五萬一千人あり、獨身者にして兵役忌避者の數も尠くなかつた、其他にも募兵上の困難を生じた、是に於てか首相アスキス氏は前に言明せる如く、未應募獨身者に對して徴兵令を布くか、若くは四十八萬八千人の妻帯者を開放するかの一を採らなければならぬ事となつた。斯の如き

第一回徴兵令の採用

事情の下に從來徴兵反對論者であつた首相アスキス氏を始とし、海相バルフォア氏、樞相クリュー卿、商相ランシヤマン氏、工相ハーコート氏、労働大臣ヘンダーソン氏等何れも徴兵賛成論者となつたのであつて、唯内相サージョン・シモン氏のみは之に反對して桂冠した。斯くて徴兵令は議會に提出された、而して第一讀會は二百九十八票、第二讀會は三百九十二票の大多數を以て議會を通過するに至つた。英國に於てさしも困難なりし徴兵問題も、必要の前には如何ともする能はずして遂に徴兵令が布かれたので、是が一九一六年の徴兵令であつて、其要旨は左の如くである。

- 一、十八歳より四十一歳までの未婚者及子女なき鰥夫はダービー卿の級別募兵法の下に應募したる者と同様に取扱ふべし。
- 二、兵役は今回の戰爭中に限る。

三、愛蘭には本法を適用せず。

四、免除の要求訴願は三個の法術に於てす。

五、宗教家(各派の僧侶、牧師)及一九一四年八月十四日以後に應募して拒絶せられたる者は全然免除せらるべし。

六、必須なる國家的業務に従事する者、一家支持者、身體不合格者、及良心の命ずる所に從て戰爭に反對する者は免除せらるべし。

但最後に擧げたる者(所謂非戰論者)は單に戰的勤務より免除せらるゝものとす。

是に由て之を觀ると一九一六年徴兵令なるものは、國民皆兵主義の下に立つた徴兵令であると解する時は大なる誤で、單なる局部的の徴兵令であつて何等國家的必須の職業を執て居らぬ未婚の青年にして未だ志願兵の募集に應ぜぬ者に對して、強

制的に服従の命を下したと云ふに過ぎない。英國の現状は斯の如き姑息な手段では到底満足が出来なかつた、是に於てか第二回の徴兵令が現れたのである。

一九一六年徴兵令發布前後は非常な國論の沸騰であつたが、其以後は徴兵問題に就て一時靜穩となつた。併し獨身者の全部は徴兵令を適用せるべきであるが、軍用の商工業に従事して居る者の内には、幾多例外者があつた、是れは不公平であるといふ議論が起つた。之と同時に應募有妻者は非應募有妻者に對して、血税平等論なるものが唱へられ始めた。政府も眞の徴兵令を發布すべき機會を窺て居たのであるから、之を機會として國民の義務を平等にするとの理由の下に、一九一六年五月第二回徴兵令が提出さるるに至つた。而して五月十七日三十五對二百五十の多數を以て議會を通過し、遂に徴兵令が次の如く改正された。

英本國在籍の臣民(愛蘭を除く)にして滿十八歳より四十一歳に至る男子は、總て

第二回徴兵令の採用

兵役に服す可き義務を有す、將來滿十八歳に達すべき男子も亦然り。

斯の如く軍國主義から割出された各國と同一な完全の徴兵令は、紆餘曲折の後に遂に英國にも採用された。英國が茲に至るの經路を視察せば、國家の自由を得んとせば個人の自由を無視しなければならぬ、戰爭の目的を遂行せんとするには、徴兵令は勿論國家の施設は統一せざる可らざることを露骨に表現したもので、言葉を換へて云へば軍國主義は遂に自由主義を征服した、此實例は恰も軍國主義を打破せんと絶叫しつゝある英國に實現したのである。

(三) 國民勞役法

歐洲に於ける各交戰國は互に戦場の兵力を増大せんと競ひ、有らゆる手段を盡して兵員の募集に努めたのである。されば一九一七年の初に於て召集され居る總員は、開戦前の其國總人口に比例して見ると古來の戦例に未だ見ざる比率を示して居るの

國民勞役法の採用の起源

である。然るに國內に於ては軍需品の調達及供給、運輸通信其他安寧秩序の維持、國民の給養等の爲めに緊要缺くべからざる業務に従事して居る、所謂「不可充要員」と稱して召集を免がれて居るものが尠くない。殊に兵器彈藥の製造の爲め開戦後に戰場より召還された兵卒も少くない、是等に就き研究したなら更に兵員の増徴を見るであらうと、之が爲めに設けられたものが、國民勞役法である。即ち全國民を擧げて直接戦闘勤務に従事させ、若くは間接に戦争を遂行する上に於て必要なる業務に従事せしめんとする法である。されば全國民の使用権は政府に在り、而して國內の業務を戦争遂行上必要のものとならざるものとに区分して、戦争に關係なき職業は成るべく中止させるか若くは縮少させて、其人員を或は戦闘員に使用し又は後方の軍務に服せしむるが如き手段を取るのである。

國民勞役法を最初に實施したのは獨逸であつて、一九一六年十二月之を法律とし

國民勞役
法實施に
至る經過

て發布した。國を擧げて戦ふ場合に此國民勞役法が如何に國家的能力を向上せしむるかは、今更多言を要せぬのである。

英國に於ては開戦後二ヶ年の後漸くにして徴兵令の實施を見たが、其徴兵令は戦争遂行上必要なる業務に従事する者に對する兵役の免除若くは猶豫する範圍が甚だ廣く、殊に軍需品製造或は原料の供給工場、器械器具の製造等に從事する者に對し徴集を免除し又は猶豫して居たが、其數は非常に夥しいものである。是に於てか内閣は各省に對し成るべく婦人を用ひ、男子を用ふるなら、年齢體格等軍人に不適當な者を使用し、強壯なる男子は成るべく兵役に就かしめ、各省使用者の不可充要員を最小限に減ずべく訓諭した。一方兵員の最大資源である各種勞働者に對し、一九一六年八月一日以後は漸次徴兵の免除及猶豫の範圍を縮少し、假令緊要なる業務に従事する者でも、三十五歳(職業に依て多少年齢の差あり)以下の強壯者は成るべく徴

兵として召集する事とした。同年九月人員按配局を新設し、兵員及内地従業者を適當に按配するに至つた。其後更に徴兵免除と猶豫の職業範圍を縮少し、是等に對する代用職工は官立勞働仲介所の努力に依る事となつた（勞働仲介所業務は一九〇九年法律に依つて制定せられたもので商務省の管掌に在り、全國を十管區に分ち同一組織の下に、勞働者の職業を周旋するものである）。

斯の如く英國政府は有らゆる手段を盡したが、各省及各工場等の努力が不充分であつたのと、代用職工を得難き爲、兵員の増徴は豫期に達しなかつた。一九一六年の秋期の調査に依れば、諸官省及郵便局等にて直接使用し居る者のみで、尙四萬五千人の壯健なる兵役適齡者を有するとのことであつた、されば此外の軍需品の製造其他に従事する勞働者中に、尙ほ多數の兵役適齡者が現存するは明かである。

英國が斯の如く不結果を來しつゝある時に當つて、獨逸政府は同年十二月戰爭遂

行の目的の爲、全國の人員を擧げて使用せんとし祖國補助勤務法案なるものを立案し、之を議會に提出し其法律案は直に議會を通過し法律となつて現はれて出た。是に於てか英國の上下に於ては「人の力」なる問題が盛に論議され、一般輿論の趨勢は現政府の斷乎たる處置を要求し優柔不斷なるアスキス内閣の攻撃が論題となつたのである。而してアスキス内閣遂に倒れ、ロイド・ジョージ内閣が之に代つた。新首相施政方針發表の演說中國民勞役問題に關し、「吾人は最近獨逸が取りたる國民勞役強制法に對して、迅速にして有効なる應答を爲さざる可らず、我が戰爭内閣は今や普遍的國民勞役の主義を適用する時機に到達せり」と云つて居る。パーミンガム市の市長チャンパーレン氏は國民勞役總監に任命せられ、「勞働者は有効ならざる工業より解放せられ、戰爭業務に従事せざる可らず、若し吾人が欲する人員を得る事不能なるに至らば、吾人は議會に向つて吾人の企圖を有効に實施するの必要なる權能

を要求するに躊躇せず」と述べた。其如何に獨逸の法律が英國に甚大なる感應を與へたかを知るに足るのである。

十二月下旬國民勞役總監チャンバーレン氏は倫敦に事務所を開設して、首相の示したる大體の方針に基いて關係諸官廳とも交渉し、民間工場主及勞働黨の代表者等と懇談の結果、事務施行の細部の事項を決定したのである。斯くて一九一七年二月倫敦セントラルホテルに於て演說會を開き、ロイド・ジョージ首相を始め勞働黨出身の二大臣も、國民勞役總監の應援演說を行つた、其演說の要旨は國民勞役の如何に英國に取つて必要であるかを説明して餘りあるものであつたのは次の一節でも明である。チャンバーレン氏曰く

吾人は封鎖に依りて敵を弱め、且砲火に依りて敵塹壕を粉碎し得べし、併しながら吾人は我兵員の強き腕力に依るにあらざれば敵を其本國まで押し返す能はず。

吾人若し勝利を確證せんとならば、近代の塹壕戰の恐るべき困難に堪へ得る如き若き且強き男子を以て我軍を補充せねばならぬ。斯の如き少壯者は目下に於ては唯國家の爲め至要なる工業其他の職業に従事して居る者が頗る多數である、而して軍需品製造、農業、鑛業、造船、若は諸官廳の何れより之を抜き取るとも、是等の事業を毫も衰退せしむるを許さず。吾人は戰場に行くべき者の代人を求めざるべからず、而かも速に之を求めざるべからず、是等の代人は前述諸職業よりも國家の爲め緊要の度少き職業の者より發見するを得べきであらう。

予の茲に滿天下に訴へんとするは實に此代人を得むとするの點にあり云々

首相ロイド・ジョージ氏曰く、

兵員に農業に鑛業に益々多數の人員を要す、然るに今や吾人は多數の需用に對し僅少の供給を以て應じつゝあるの情況である、故に吾人は國家の有ゆる總ての勞

働を最も有効に利用する如き國家的組織を要するや切なり。吾人は既に數百萬の兵員を戦場に出せり、然れども西歐の諸列強(敵も味方も)の有する兵員の其國の人口に對する比率は、到底我國の之に比すべくもあらず。就中佛國の如きは老若男女を合する總人口の約六分の一を兵員としあり、吾人亦大に努めざるべからず云々。

尙ほ首相は國民勞役を志願制度に依りて實施するの理由に就て説明し、之が爲數ヶ條を擧げしが其最も主なる理由は、政府が國民勞役法の實施を企劃せし當初、勞働黨に對し先づ志願制度を實施すべしとの言質を與へたるにあり云々と、首相は更に之に附加して曰く。

若し志願制度にして失敗せんか、國民は自ら國家を救護せざるべからず、即ち吾人は其時に際しては強制法に訴へざるべからず。

國民勞役法の機關

斯の如くにして二月十二日より志願者の募集を開始したのである。

英國政府は國民勞役事業の統轄機關として、國民勞役省を設けんとし、之に關する議案を議會に提出し、何等の修正をも見ることなく委員會を通過し、次で第二讀會をも通過した。而して此國民勞役省の組織は男子部及女子部の二部に分れ、女子部は開戦以來婦人團の業務に従事して、既に卓越せる手腕を有するを認められた者より選んで、其長官及補佐官に任命した。而して各地方に國民勞役事務所を置き全國(愛蘭を除く)を八管區に分け、一管區に一事務所を設け事務官一、補佐官二、及必要な事務員を以て之を管掌せしめた、其管區及事務所は左の如くである。

北方管區は、

ニユーカッスル

西北管區は、

マンチエスター

中部東方管區は、

リーズ

中部西方管區は、

パーミンガム

東南管區は、

ロンドン

西南管區は、

ブリストル

蘇格蘭管區は、

グラスゴー

ウエールス管區は、

カージフ

此八管區の外に地方の情況に應じて小管區を置き小事務所を設くる事とし、各事務所は管内に於ける労働者の需要、供給其他の状態を本省に報告し、本省の指示に基て労働者の分配を行ひ、或は服務の條件等より起る問題に對し雇主例と使用人側との間に立ち審判及仲裁の任に當り、又は兩側を代表する争論評議委員をも組織したのである。以上は國民勞役省に直屬する機關であるが、此外にも志願者募集の爲に各州市町村役場に募集委員を組織し、志願者の職業を決定する機關があるが之は

國民勞役法の要旨

主として官立勞働仲介所が其任に當て居る。

國民勞役法は男女共に之を實施して居るが大體に於ける精神は、利用し得べき男子は悉く之を使用し、婦人は其補充に使用する趣旨になつて居る。勿論男子と婦人とは同一條件の下に募集し得ぬ事情がある爲、婦人に關する規定は之を別としてある。又男子中に於ても僧侶、醫師は特種の者として一般男子の取扱中より除外されてある。今一般男子の勞役に關する規定を見るに左の如くである。

- 一、國民の全勞力を戰爭遂行に有效なる諸業務に傾注するは勝利を獲得する爲割下の急務とす、故に英本國在住の滿十八歳より滿六十一歳に達する迄の全男子は、此際當て國民勞役の募集に應ずへし、但愛蘭在住者の募集は一般の者と少しく條件を異にするの要あるを以て後日之を發表す。
- 二、今後政府は戰爭遂行に無効なる業務に對する勞働と原料との供給に大なる制限を加ふへし、故に此種の事業は適宜同種毎に合併して事業を經營するを便とす。
- 三、國民勞役應募者は政府の欲する場所と職業とに使用す、然れとも成る可く現職業に類似の職業にして兩

も現在地附近にて服務せしむ。但農業従事者は決して他の職業に轉せしむる事なく、又農務省の同意を経るに非れば之を他の地方に移すことなし。

四、既に軍需品職工として登録せられある者は本規定に依りて募集せず、故に現に軍需品製造に従事し而も未だ軍需品職工として登録せられざる者は此際速に該職工として出願登録すべし。

五、志願者募集の爲には政府當路者並に民間政治家等にて誘説團を組織し、統一せる計畫の下に全国各地を巡回勧誘に努むると同時に、各市町村に於ては募集委員を組織し國民と密接なる接觸を保ちて募集に盡力す。

六、應募申込用紙として國民勞役者にて一定の紙牌を作り、之を各地方の郵便局及市町村の募集委員に送附し、同紙牌には應募者の現住所・氏名・年齢・現職業・傭主の住所・氏名・本人の希望する職業等を記入するの欄を設け、又紙牌表面の一面には國家の最多く人員を要する職業表を掲載し、尙其裏面には必要なる條件を摘記す。

七、應募者は最寄の郵便局若しくは市町村募集委員に就きて紙牌を受領し、之に所要の記入をなしたる後郵便局に投すべし、其際切手を貼付するを要せず。

右紙牌は國民勞役省に集り、同省にては本人の原住所に依りて、之を勞働仲介管區毎に區別し各管區の

仲介所に送附す。

八、勞働仲介所は受領したる紙牌に依りて、各應募申込者を検査の爲め市町村役場、公衆圖書館若しくは學校等適當なる公共建築物に召集し、各人に就き身體を検査し且所要の問答を爲して本人は一先歸還せしめ、紙牌は之を纏め職業毎に區分して整理し之に關する統計表を調製し、之を其地方の國民勞役事務所に送附し同事務所は更に之を國民勞役省に報告す。

九、國民勞役者供給を受くべき全國の會社又は工場等は國民勞役省と、關係各省との協議に依りて定む。又國民勞役省は各管區毎に勞働者の供給を擔任すべき範圍を定めて之を示達す。但勞働の種類に依りては屢々之を他地方に供給するを要する事あり、之か爲には同省より適時所要の指示を與ふ。

一〇、前々項に依り検査を終りたる應募者は其傭主の許に歸り引續き從來の職業に従事し、其後國民勞役者として召集令狀を受領せば指定の期日(令狀受領後七日間の餘裕を與ふるを例とす)に所命の工場等に到着するものとす。

此餘裕は一は本人出發準備の爲め、一は現傭主の事業が戰爭に有效なる場合に、之を其地方の國民勞役事務所に訴ふるの時間を得せしめんか爲なり、故に此の召集は本人に通達すると同時に其傭主にも通告するものとす。

一、前項に依り國民勞役者か新職に就く爲に住居を移轉するを要する者には、令狀と共に無賃鐵道乗車券を交附す、又現住地よりの距離大ならずして日々乗車通勤を爲し得る者には所要の手當を加給す。

二、萬一新職業地に其妻子を伴ふ能はざる事情ありて、一家族爲に二ヶ所に分れて生活するの止を得ざる者には、特に一日二志六片(一圓二十五錢)以内の生活扶助料を給す。

一三、賃金は新職業に相當するものを給す、其最小限は一週間二十五志(十二圓五十錢)とす。

一四、一度國民勞役に服したる者にして其後或事情の爲一時其就職を止めたる者には、速に他の職業に就かしむるの處置を爲すものとす。然れ共此不就職者と雖四週間は一日三志六片(一圓七十五錢)を給す。

一般男子

一般男子の服する有ゆる職業を戰爭の爲めに有効と無効とに區別するは、戰時實際の必要に遭遇した場合でなくては頗る困難である、次に掲ぐる職業區分表は英國が實際に遭遇し區別したるものである、參考の爲め繁雜を厭はず茲に掲げる事とする。

一、戰爭に有効無効職業區分表

有効職業

一、鑛業。

石炭鑛業。

特許燃料工場。

石油岩鑛業(製油業を含む)。

鐵鑛業。

銅鑛業。

錫及ヴォルフロー。

鉛鑛業。

ガニスター鑛業。

石炭採掘。

無効職業

二、金屬機械、器具及輸送具工業

一、左記金屬若は其合成金屬を鑛石より製出して

私人用馬車製造(修理を除く)業。

其標準形狀たる鑄塊、ピレット塊、鐵桿、丸棒、
飯、有形品と爲す迄の製造に従事する職工の凡て
の種類。

アルミニウム、銅、鐵、鋼、鉛、ニッケル、錫
(製鍊のみ)、亜鉛其他戦争の目的に必要な金屬
例へは(タングステン、バナディニウム、ウオ
ルコム等)及此等の合金例へは眞鍮、磷青銅等。

二、本欄に示す諸工業に用ひらるゝ金屬管及其取付
品製造業。

三、造船及造機(其修理を含む)各種船舶の製造業。

船舶用機關工業。

汽罐製造業。

鐵道機關車製造業。

鐵道客車及貨車製造業。

廣告用の光澤を附したる鐵の製造業。

鐵製家具(寢臺及其部分品を含む)製造業。

瓦斯及電燈用裝備品製造業。

食料品生産以外に用ふる庭園用金屬製器具製造
業。

金庫製造業。

庖厨用金屬飯類製造業。

塗漆及裝飾用の金屬飯類製造業。

家屋用及園藝用、蒸汽及熱湯暖室裝置製造業。

本欄に掲ぐる諸職業用機械器具製造業。

牽引車用機關製造業。

内燃機關製造業。

自動車製造及修理業。

農業用機械製造及修理業。

電氣工業。

鑛業用器具の製造及修理業。

鑄鐵、鑄銅及壓延機從業者。

其他工業機械器具の修理に従事する工業、航空機
材(發動機を含む)の製造及修理等、彈體製造業。

四、雜金屬工業。

鑄製造業。

鐵(アロツク鐵及7/16吋以上の中徑を有する其他
の者)製造業。

大鐵、草刈鐵、葛林切等農業用刃具の製造業。

第二篇 英佛獨に於ける人員動員

鶴嘴、匙録其他の土工具製造業。

酪農用器具の製造業。

蓄電池製造及修理業。

メリヤス、紡績機械用針製造業。

科學上の諸器械製造業。

十番以上の銅線にて作れる各種發條製造業。

鍍洋綿製造業。

鍛工、踏鐵工(槌手を含む)。

車輪製造業。

鋼線及鋼線製造業。

鋼索製造業。

三、木工業

伐木及製材業。

佛國式磨業。

鋸目立業。

ウッド。ウール製造業。

家具製造及室内裝飾業。

庭園用腰掛、東屋其他庭園用具構築業、額縁製造業。

陳列戸棚製造業。

店頭裝飾具製造及取付業。

鍍戸製造業。

彫刻。

模型製造業。

四、石工業及石盤工業

光澤を附したる石盤石製造業。

大理石、花崗石、石盤工、及其他の石材採掘業。

大理石、花崗石、石盤石、及其他石材彫刻、及磨業。

五、陶器、煉瓦、及硝子工業

化學工藥品、(石器、耐火粘土)製造業。
爐用耐火煉瓦製造業。
光學及化學用硝子製造業。
レンズ及プリズム製造業。
其他の硝子(食卓用、裝飾用硝子器及麥酒、葡萄酒、酒精炭酸水用壺を除く)製造業。

麥酒、葡萄酒、酒精、及炭酸水壺の製造業。
煉瓦(耐火煉瓦を除く)及瓦製造業。
各種硝子細工業。
硝子焼付業及焼付硝子取附業。
磁器、土器製造業。
食卓用及裝飾用硝子製造業。

六、建築及修理業

戰爭目的の爲の政府事業及政府の許可したる事業。

諸建築(國藝用建築物を含む)業。
家屋彩色及裝飾業。

七、製紙及印刷業

製本業。

活版及石版業。

製紙業。

壁紙製造業。

八、織物及之に類似の事業

羅紗及毛絲製造及其精製業。
メリヤス類製造及其精製業。
絹、捻繩製造業。
シヤロン絹綿製造業。
調革(動力傳導用)製造業。

絨氈其他の敷物、窓掛、机掛其他室内裝飾品製造業。
油布、油圍製造業。

九、化學品及油等の工業

タール製造業。

第一章 英國に於ける人員動員

第二篇 英佛獨に於ける人員動員

染料製造業。

火薬、爆薬製造業。

其他の化學品製造業。

機械油其他の減磨料製造業。

蓖麻實破碎業

石鹼及蠟燭製造業。

一〇、被服仕立業等

ドレス、マント、ブルース仕立業。

毛皮、襟卷等の製造業。

女用被服、小間物類の製造、販賣業。

ゴム革製及模樣ある各種靴及スリッパ製造業。

注文取洋服屋。

洋傘及其部分品製造業。

一一、皮革業

皮革の賣買並に脂肪及骨の製造業。

獸皮尙。

重皮革製造業。

調革製造業。

一二、運輸業

船渠及埠頭労働者。

河川、運河に於ける船舶の船頭。

海運業者。

鐵道勤務者。

石炭業(卸、小賣、配達)。

重貨物を運搬する荷馬車の駁者。

第一章 英國に於ける人員動員

第二篇 英佛獨に於ける人員動員

一三、農 業

農業及野菜、果實生産に關する凡ての従業者。

一四、食料、飲料及煙草業

麥粉、オートミール及米の製粉。

磨穀業。

クリーム、コンデンスミルク、粉乳製造業。

マーガリン、チーズ製造業。

食用油及脂肪製造業。

官營砂糖精製業。

ベーコン製造業。

食品冷蔵業。

一五、雜品製造業

コルクス製造業。

ゴム商。

軍用防水布及防水紙製造業。

刷毛製造業。

掛時計、置時計製造業。

寺院用オルガン製造業。

電氣鍍金業。

模様ある皮製貨物製造業。

遊戯、勝負事用諸品製造業。

貴金屬、寶石類細工業。

各種樂器製造業。

寫真機械及寫真に要する諸材料製造業。

獵銃及同彈藥製造業。

靴類製造業。

一六、商 業

第一章 英國に於ける人員動員

請賣商一切、
廣告取次人。
行商人、注文取、取次人。
商店の補助販賣手。
商店書記（特に必要なる専門的知識を有し若しくは經營上の主腦たる者を除く）。

一七、公益勤務

警官。
消防隊員。
火災救護團員。
發電所従事員。
電車、乗合自動車、及軍需品工場に連繫して使用せらるゝ大馬車従事員。

瓦斯従事員。
水道従事員。
養育院及病院勤務者。
墳墓構築者。

一八、雜職業

花及裝飾用灌木、其他の植物の生産及販賣業。
家僕、家婢（俱樂部、旅館、下宿屋、料理店、カフェー店の使用人を含む）。
劇場、音樂室、活動寫眞館、其他の娛樂場等の使用人。

一九、特記せざる軍需品事業

右に記載せざる軍需品製造従事者一切。

第一章 英國に於ける人員動員

要するに此區別の趣旨は下欄即ち戦争に無効なる種類の職業は、之を中止するも國力及其職業の衰退の顧慮を要しないものであるから、是等職業に従事する人員をして戦争に有効なる上欄の職業に使用して以て勞力の適當なる按配を圖らんとするにあるのである。

僧侶

カンタベリー及ヨークの兩大僧正は國民勞役の議起るや、成し得る限り僧侶も之に参加せしめんとして、直に國民勞役總監と協議をなし之に關する規定を定めた。一體英國は全國を二分して宗教の二管區となし、カンタベリー大僧正及ヨーク大僧正に依りて各一管區を統督されて居るのであるから、兩大僧正が協議して規定を定めたとあれば、全英國の僧侶に對しての規定である。僧侶の勞役に關してカンタベリー大僧正の發表した覺書なるものは、僧侶をして一般男子の如く國民勞役に加はる可く命じて居る、今其覺書を示せば左の如くである。

一、各僧正は其管内の各僧侶に國民勞役に加はる可く召集を發す、之か爲めには特別の紙牌を用ひ各僧侶は之に所要の記入をなして直屬僧正に返送す(國民勞役省の官衙を経由せず)。

二、僧侶は次の規定に依り服務す。

- (一) 特別勤務、即ち陸海軍の軍僧、軍需品製造所若は病院附僧、軍人及軍需品勞働者に對する廠舎及酒保の經營等専ら精神的方面に屬するもの、
- (二) 一般勤務、即ち軍需品事業、各種事務所の業務、農業等一般的勞役、
- (三) 僧正は各僧侶の申出と各地方に於ける宗教業務の情況とを考慮して、國民勞役に服せしむべき者を定め、且各人の適する職業を決定したる後、僧正は國民勞役に服せしむる者の人名簿を調製して、之を倫敦に新設せられたる僧侶國民勞役委員に送附す、此委員は僧正と國民勞役總監との間の連絡に任ずるものとす。
- (四) 僧侶國民勞役委員は僧正提出の人名簿中特別勤務割當の者を關係官廳と協議に依りて定め、自己の計畫に基きて必要の箇所を配當す。

一般勤務に割出されたる者の人名簿は直に之を國民勞役總監に轉送す、同總監は之を各地方の自己代表者に配賦す、此種の者に對する其後の處置は一般男子に對するものに同し。

(五) 僧侶を召集するに方りては其管區の僧正に通知するものとす。

斯くして男子として除外例に置かれた僧侶も亦國民勞役に參加する事となつた。平時極めて僅少なる陸軍を有して居た英國が、大戰勃發と同時に内外に向て陸軍の大擴張を行つた結果、夫れに所屬する軍醫も増員の必要急に生じて、醫師を召集したる爲國內に醫師の不足を來し、或地方に至ては殆ど醫師を得るに苦むに至つた。即ち地方に依つては醫師の分配に甚だ厚薄があつて、國內居住民の治療及衛生上甚だ憂ふ可き現象を生じ、爲に國家の權力を以て醫師を適當に按配するの必要が起つた。是に於てか醫師動員を行ふ事が最も緊要であるといふ輿論が高まつて、遂に一九一六年國民勞役法實施即ち國民動員と同時に、醫師の一部に對して醫師動員を行ふに至つた。然るに翌年二月獨逸が潜航艇を以て英國の封鎖を突破し、中立國の船舶は勿論、其慘害は病院船にまで及んで、佛國の戰場より國內に輸送しつゝあつた

傷病兵を本國に還送する事が甚だ危険となり、止むなく戰地に病院を新設するに至り、醫師の需要は戰場に於ても激増した爲、陸相は全國の醫師に向ひ兵役年齢に在る醫師は全部直接軍務に服し以て此急を救ふ可き事を勸告した。

「獨逸は文明戰爭の公法を無視し、病院船に對して潜航艇戦を開始せるを以て、戰場の各方面に向つて多數の病院を新設して傷病者の治療を行ふの必要に迫られたり。之が爲速に全國の醫業に従事する者を節約して、兵役年齢に在る者を直に召集し軍務に就かしめ、特別の事情に因り缺く能はざる醫師に對しては、直に其事情を調査せしめ、其業を補充せしむる事に決せり。故に特別の事情ある者は其旨中央軍醫委員會に届出づ可し、又兵役年齢を超過せる醫師は、此際喜んで其能力の及ぶ限り兵役年齢の醫業者に代つて業務に服すべき事を、地方軍醫委員會に向ひ表白する事を希望す」と是は陸相の勸告文であつた。されば特別の者を除いた兵役年齢に在る醫

師は悉く軍務に服する事となつて、其缺陷は兵役に無關係の老年醫師に依つて充たすに至つた。

斯の如く醫師をして軍務に服せしむ可く努力した結果、全國內に在る一般人民の治療に當る可き醫師は頗に減少し、政府の力を以てしても尙人口と醫師の分配は頗る困難となり、政府は遂に軍人治療を主とする軍醫と、一般人民を治療する地方醫師と如何なる方法かに依つて緩和せねばならぬ結果を來し、之を醫業者委員會に謀つたが適當なる方法を案出するに至らなかつたが、是れは今日尙ほ國家的重大問題として研究されて居る。要するに醫師動員なるものは軍隊を主とすべきか人民治療を主とすべきか、國民動員上に於ける醫師動員は大に研究を要する問題であつて、獨り英國に於てのみならず何れの國と雖、國を擧げての戦争に遭遇する場合に必ず逢着すべき問題である。

婦人

婦人の職業問題に就て婦人は如何なる程度まで勞働に従事し得可きか、婦人の能力は如何なる度合に於て男子の職業的領分に侵入し得べきか、是は世界に於ける長い間の問題であつた。何れの國も同様に婦人は家庭に在つて男子の内助たる役割を承つて居たのか、大戦の結果男子が戦場に赴くに依り婦人は男子の職業を取つて代らねば國が立つて行けぬと云ふ状態に遭遇し、茲に婦人の職業範圍が頗る廣大となつた。獨國や佛國の如きは市内を走る電車さては軍用汽車の運轉士、車掌から馬車の馭者に至る迄、虚弱^{カモロ}い女の職業とならうとは戦前には想像だに付かぬ事であつた。英國に於て一九一六年の末に調べた報告に依ると、開戦後新なる職業に従事した婦人の數は二百餘萬人と稱せられて居る。是等は募兵に困難な英國に於て男子を鞭撻して兵員の増徴に大なる効果を擧げ、又は戦争資源の増殖に有力な援助を與へたのであつた。而して婦人も國民勞役に加入し男子と肩を並べて國家の爲に身を捧げ様

と云ふので、一九一七年三月倫敦アルバート・ホールに於て國民勞役に關する第一回の婦人大會を開き、集る所の者は關係各大臣、大政治家、貴婦人、各種婦人團員、或は其代表者等各種階級なる幾多の婦人が綺羅星の如く集つた、其中に英國皇后陛下の臨御があらせらるゝと云ふ有様で、斯の如き公共の場所に陛下の臨御されたのは前例にない事で、國民勞役問題が英國に於て如何に重大視されつゝあるかを窺ふに足るものである。此大會に於て關係の各省大臣、婦人勞役の主任等を始め國民勞役省の事務に服する重なる婦人連の演説があつたが、其演説を綜合せば婦人に適用す可き勞役法は左の如き者であるとの意見であつた。

一、戰爭遂行に必要な諸職業に於て婦人を要する範圍は頗る廣く、婦人にて爲し得るものは凡て婦人の手に移し、以て成るべく多くの男子を兵員に充當し得る如くならしむること。

二、併しながら一般男子に對してなせしと同様なる方法にて、此際一般婦人に對する募集を爲さず、唯必要に際して特種の者に限り特別の規定を設けて婦人を召募す、故に此等特別業務に對する募集の舉ある外は、現在の職業にも従事しあるべく、若し何等の職業にも従事しあらざる者は、從來の方法即ち就職仲介所の手を経て速に戰爭遂行を利する職業に就くべきこと。

三、目下最も婦人を要求しつゝある事業左の如くである。

- (イ)、海軍及民間の造船業、
- (ロ)、農業、
- (ハ)、伐木及製材業、
- (ニ)、飛行機製造業、
- (ホ)、羊毛及綿の蒐集(各戸より廢物とした被服及布片、を集め之より羊毛及綿を取る)

(へ)、傷病兵の看護及慰藉、

(ト)、軍隊及軍需品製造従事者に對する酒保、

(チ)、育兒及托兒院の事業、

然し實際英國に於て婦人の取れる職業は、甚だ多數にして茲に列舉し能はざるのであるが、先づ其重なる者を舉れば、内地軍隊の炊事、配膳部を始め海を渡つて佛國の戦線に赴き英國軍隊の後方勤務に従事し、書記、タイピスト、炊婦、配膳、舍内の雜役、自動車勤務員、倉庫係員、電話手、郵便勤務員等で、其他にも雜役に従事せる者が頗る多い。更に是にて満足せず陸軍補助勤務中婦人兵科なる者を設けて、如上の軍務に従事して居る婦人を總て此兵科の組織中に編入する事となつた、此一面から見れば婦人が軍籍に入れる者と認む可きである。

農業方面、工業方面に働く婦人も頗る必要の事で、當局では此方面の婦人を募集

して之を國民勞役局の統轄の下に置いて勞力の不足を補つたので、斯くして英國は男女共に完全なる國家總動員の實を擧げたのである。

第三節 一般の觀察

以上英國に於ける人員動員の經過を觀し來れば、其時其機會の必要に迫られ國家の急を救はんが爲め退引レックならぬ事實の前に立つて、歩一步と進めつゝ遂に舉國動員を余儀なくされて來た事が判明する。即ち始め英國の自由主義の下に志願兵制度を出發點として起り、幾多紆餘曲折の結果徵兵制度に改められ、次で陸海軍のみならず國民の上に動員を行ひ、更に國家總動員を行ふに至つて人員の資源、工業、産業、船舶等有ると有らゆる國內の事業に従事する全國民を國家の權力の下に收めて之を適當に按排することゝなつた。是れ自由主義に始まり軍國主義を以て結んだので

更に注目し値する者は、陸海軍の兵員徵募に必要な徵兵權をも國民勞役省の權力内に收めた事である。今や英國の全國民は國家の欲するが儘に、陸海軍人にならざれば工業若は産業に従事せねばならぬやうになつた。徵兵令を以て軍國主義なりと稱する時代は既に業に過ぎ去りて、現代の戰爭は最早國家總動員を行ふにあらざれば其目的を達する能はざるに至つた、是は議論にあらざり現に吾人の目前に横はれる事實で實際問題である。

第二章 佛國に於ける人員動員

第一節 宣戰時に於ける人員動員及兵力補

充上の處置

動員下令

佛國が全陸海軍に對して動員令を下したのは一九一四年八月一日、即ち歐洲大戰の劈頭である。而して翌八月二日を以て動員第一日として、佛國人は總て動員實施に對して服從の義務ある事を布告し、更に大統領は時局に對應し來りたる佛國政府の態度及動員實施の已むべからざるに至りし顛末に關しての敎書を發表し、國民は宜しく沈着事に従ひ、輕舉妄動なかるべきことを戒め、進んで神聖なる舉國一致の發現を提唱した。佛國に取りては實に今回の大戰は四十年來一日も忘るゝ事の出來ぬ復讐戰で、一八七〇年の慘憺たる敗戰の雪辱戰である。アルサス、ローレンス

は如何にしても佛蘭西の手に再び取り返さねばならぬと云ふのが、全佛國民の輿論であらねばならぬ、されば動員は實に熱誠に而も嚴肅に行はれた。豫備及後備は言ふまでもなく全部召集され、國民兵役の中で四十七、八歳の老年兵を除く外は悉く召集されたのである。其總數は三百七十八萬人と稱せらるゝが、兎に角四百萬に近い人員を一時に集むるのであるから、實に容易ならぬ事業であつた。此大事業は當時如何にして實行されしか、其結果は國民に如何なる大影響を及ぼせしか、吾人は茲に活眼を開いて研究せねばならぬ。

動員實施
の經過

動員に際し人馬を迅速に充足せんが爲、平時より佛國の全土を軍團の數に等しき軍團管區に分けてあつた。各軍團管區は更に二師團管區に、各師團管區は二旅團管區に、各旅團管區は二聯隊管區と、秩序整然と區分されてあつた。故に各管區は、平時より定められてあつた計畫に基き、所要の人馬を最も迅速に濫滯故障なく届先

の部隊に送つたのである。然るに各管區内に在る人馬の數は何れも均一でない事は明かで、甲の管區には不足があり、乙の管區には過剩を生ずることの免れ難いのは勿論である。故に是等も平時より融通の途を計畫してあつて、此融通は動員實施の際に殊に混雜紛糾を招き易いから、陸軍官憲が統一的に之が計畫に就き周密に考慮してあつたのは云ふまでもない。

人員が部隊に到着すると之に被服を着せ、武器裝具を興へ、其他所要の物品を支給しなければならぬ。然るに召集兵が非常の數であるから、是等の準備も亦極めて複雑多端であつたが、兎に角概略目的通り進行したのは其努力の大なる想像に餘りありと云はねばならぬ。例へば召集に應じて入隊する兵員の集合所と、之に支給すべき被服、兵器等の格納諸倉庫と甚しく遠隔してあつたならば、徒らに無用の時間を徒費し、動員完結を遅滞ならしむるは無論である。一八七〇、七一年戦役に於

ける佛軍の動員状態は此の如き種々の缺點があつたが、今回は該戦役の苦き経験に鑑み是等の缺點は總て改良せられ、平時から餘程準備されて居つたのである。

兵員は概略此の如き要領で動員部隊に編入されたのであつたが、之と同様に馬匹も動員されて續々定められた部隊に到着した。之も平時より徵發馬の選定、差出場所、日時、受領業務等、注意周到の計畫の下に實行され、且つ平時に於て之が實施を練習してあつた爲、馬匹の動員も兵員と同様概して混雜滯滞なく進捗したのであつた。

以上略叙した順序に入隊したる兵員及馬匹を以て、歩、騎、砲、工等の常備部隊の平時定員を戦時定員に充實し、之と同時に各常備部隊は更に左の各部隊を編成したのである。

各歩兵聯隊は

動員に依り編成したる部隊

豫備歩兵聯隊 一箇

後備歩兵聯隊 一箇

補充隊 一箇

各騎兵聯隊は

豫備騎兵聯隊 一箇

補充隊 一箇

各野砲兵聯隊は

豫備野砲兵大隊 一箇

補充隊 一箇

外に騎砲兵大隊、彈藥運搬機關たる彈藥縱列若干、此他編成された最重要の部隊は戦線の後方に活動する自動車隊であつて、此自動車隊は現代の戦争に於ける一の

偉大なる特長と云はねばならぬ。自動車隊の編成に關しては其局に當る者の大に考慮を要す可きものであつて、人員馬匹と同様平時注意周到なる準備を要するのである。自動車隊は現代及將來に向て益々必要缺くべからざる武器となつたが、佛國に在ては此必要なる自動車動員を如何に實施したか、百數十里に亘る長き戦線の後方に馳驅する幾萬臺の自動車は、到底突然には集らない是非平常よりの準備に依らなくてはならなかつた。佛國に於ては平時自動車奨勵法を設け、民間自動車の數と製造能力に關して之が擴張を圖り、戦時の需要に應じ得るやう努力し、運轉手、燃料、修理工場等一切を擧げて、何時突然動員下令があつても、故障なく之に應じ得るやう總ての準備が完全であつた。

斯くの如く諸般の動員が實施され、豫備、後備及國民兵より成る幾多新編成部隊が成立したが、此新編成部隊は素り現役部隊に比し其素質の悪いのは無論で、現役

動員完結
時の全兵
力

部隊と豫備部隊との配當が宜しきを得なければ、作戰上に大なる影響を及ぼすのである。是に於て佛軍は先づ現役部隊に豫備の四年級を加へて戦時定員とし、豫備部隊には若干の現役兵を加へて編成し、此の如き配合に依り編成し得た動員完結時の全兵力は左の如くであつた。

現役 五十箇師團

豫備 二十九箇師團

後備 二十箇師團

前掲各師團の内には殖民地の土人も尠ならず加つて居る、即ち亞弗利加に駐屯して居た軍團の如きは、一旦解隊を行ひ更に佛人と殖民地土人より成る數箇師團を作つたのであるが、其他に全然黑人より成る師團もあつたのである。其他外國人も相當の數が加つて居るが、之を觀ても佛國の當局者が男子數不足の不利を醫する爲、

動員實施の成績

平時より有らゆる手段を講じて居たことが明瞭である。

茲に大に注目す可きは斯の如き大困難の事情があつたにも拘らず、動員完結までの日数は僅々二週間であつた事である。即ち亞弗利加と云へば海を隔て、兵を送らねばならぬ、外國人の兵を募るには自國人を召集する様な簡單な譯には行かぬ、夫れにも拘はらず四百萬に近い、尨大なる動員を僅かに半ヶ月に満たずして完結し得たのは動員實施の大成功と云はねばならぬ。而して佛國が豫期して居た動員完結日數より、尙二日間早く完結し得たのは、其動員實施上の一大進歩と云ふべきで、之を普佛戰爭當時の緩漫なる動員振りに比すれば全く天淵月竈の差異があると云はねばならぬ。

動員間行の力補充上の兵

佛國が壯丁の缺乏を補はんが爲め、殖民地、保護國の土人及外國人に對して、佛國軍隊に服役を志願し得る途を開いて、獎勵金を交附する等の規則が設けられたの

は、動員下令後間も無い事であつた。而して左の者に對して服役志願の途も開かれたのであつた。

- 一、アルサス、ロレンス人
- 二、佛國民たる未丁年者
- 三、各役義務を終了したる老齡者
- 四、健康上の理由で兵役を免ぜられたる者

五、國民兵役に在りて未だ召集せられざる最長年級に屬する者、即ち滿四十七、八歳の級及何等かの理由に依りて未だ召集せられざりし者

アルサス、ロレンス人は實際上獨逸の國籍にあるのは云ふまでもないが、佛國人は今日に於ても、感情上アルサス、ロレンス人を佛國人であると思ふて居る。又アルサス、ロレンス人の中にも佛國軍隊に服役を希望するものが尠なくないの

である。

佛國民たる未丁年者は満十七歳より服役志願をなし得る事となつたのであるが、獨國には未丁年者に對する豫備教育の制度があつて、十七歳より二十歳に至る青年に軍事教育を施し、有事に際し志願に依り服役せしむるのであつて、此獨逸の制度を佛國にも採用したのに過ぎない。

兵役義務を終了したる老齡者が再び服役を志願するのは不思議のやうであるが、夫れは軍隊でも體格の完全な兵卒でなくとも爲し得る仕事がある、例へば書記、自動車運轉手、電話當番、被服其他の工卒、炊事卒の如きであつて、是等の業務は老齡者でも従事し得るは無論である。然るに未曾有の時局に遭遇したので、奉公の念禁じ難く服役を願出でたるものが少くなかつたから其志願の途を開いたのである。

健康上の理由で從來兵役免除となつた者の數は意外に多數であつて、是等の者の

内には爾後健康を恢復し得たる者もあり、又全然完全なる體格とならざるにしても軍隊の雜役には従事し得る者もある、是等の者の内より實際奉公の念より、採用を志願する者が少くなかつたから、之が爲其途が開かれたのである。

斯くの如くして動員下令後軍部の當局者は是等奉公の念慮に富む志願者の赤誠を容れ、且兵力補充の資源に供するの目的で、服役志願の途を開いたたのである。

右の外尙ほ犯罪者、逃亡者等の特赦して、同じく兵役に服するの便を與へた。犯罪者逃亡者等を採用したのは、當局者が彼等に前非を悔ひ、精勤を抽で罪障を消滅し得るの機會を與へたものとも云へやうが、一方から見れば兵員補充の資源開拓上有ゆる手段を取つたものと見做さねばならぬ。

將校の補充に就ても之と同様の手段を盡したが、將校の補充は下士兵卒よりは一層困難であつた。即ち一面には統御の才幹あるを要し、他面には専門の學術を修習

將校補充
上の處置

したるものでなければならぬからである。然るに開戦前に於ける將校の缺員は約三千人であつたのに、動員實施に依り師團數が二倍以上となつたのであるから、將校の所要人員充足の困難は實に名狀すべからざるものであつて、此缺陷を充填せんとして當局は動員下令後直に次の件々を制定した。

- 一、退職將校同相當官を舊階級に復し、之を豫備役又は後備役に復して使ふこと、
- 二、平時では將校同相當官の在職年期に制限があつて年齢滿限に達せば豫後備役及退役に入るのであるが、此年齢の制限を除くべきこと、
- 三、平時規則では豫備後備將校が現役に轉ずることは出來ないが此制限を撤廢すること。

是等の措置は動員下令後直に實行されたのを見ると、當局が平時より準備し居たことは疑ふべくもないやうでもあるが、他面から觀察すれば國民の氣勢が興奮した

機會に投じたのであるやうである。

第二節 戦争間に於ける兵力補充上の苦心

(一) 兵員の徵集

一九一四年八月一日の動員下令より二旬を経て、國境附近に大會戦が起つた、此會戦の參加兵力は凡そ七、八十師團であつて、佛軍は最初より獨逸國內に侵入する積極的作戰方針を執らず、先づ敵の攻撃し來るを待つて之を叩くの戦法に出たのである。而して佛軍の主力はロレンス方面に纏めんとしたが、八月三、四日頃になると獨軍の主力が白耳義方面に集められつゝあるを探知し、是に於て兵力集中の方面を轉じたのである。然れども非常なる大兵のことであるから中々容易には行はれぬ、結局全正面一體に概して手薄な配備を取ることとなつた。即ちヴェルダンより

以北の戦線に集め得たる兵力は、英軍を合して四十師團に足らない、之に對して獨軍は十數師團の優勢を占め、白耳義の微弱なる陸軍を一撃の下に突破し、無人の境を行くが如くに押し寄せたのである。此時英佛聯合軍は必死となつて抵抗を試みたが到底衆寡敵し難かつたばかりでなく、教育上、編制上等幾多の缺點が實際に暴露して實に戦慄すべき多大の損害を被り、忽ちにして敗退しなくてはならぬやうになつた。一敗地に塗れたる聯合軍は獨軍に急追せられつゝ旬日に亘りてヴェルダンから巴里に亘るの線に退却したのである。

是に於て一九一四年兵の徵集月を繰上げ、例年ならば一九一四年十月、十一月に入營せしむべきものを、九月に入營せしめ、引續き一九一五年兵の身體検査を開始した。然るに十月中旬よりフランドルの大會戦が起つて損害が頗る多く、之が爲一九一五年兵を一九一四年の十二月に入營せしめたのである。斯様に徵集年次を繰上

一九一四年及一九一五年兵の徵集

げて補充に供したるは獨り佛國のみならず、獨國に於ても同様の手段を取たのである。

徵集の經過

爾後斯の如く逐次に新年次兵を徵集して今日に及んだのであるが、其徵集の經過を述べれば次の如くである。

年次區分	入營年月	入營時に於ける平均年齢
一九一四年兵	一九一四年九月	二十歳
一九一五年兵	一九一四年十二月	十九歳
一九一六年兵	一九一五年四月	十八歳半
一九一七年兵	一九一六年一月	十八歳
一九一八年兵	一九一七年四月	十八歳半

丁年に達しない十九歳、十八歳の青年は身體の發育が未だ完全でない、夫れを戦

未丁年者の入營

闘動務に服せしむるは聊か無理であるか、軍の要求上仕方がないから此未丁年者をも法律を以て徴兵として召集したのである。此顧慮から其身體検査は普通適齡者よりも一層綿密に行つた結果、例年新兵としての體格合格者は二十四、五萬であつたが、未丁年者の體格合格者は二十萬内外に過ぎなかつた。此二十萬内外の者が順序に入營して、野戦軍に對し新鋭なる總豫備の力を加へたのである。

我國に於ても白虎隊の如き未丁年者の從軍した例もあるが、是は極めて少數であつて、且つ一地方に限られたものであるが、今回の戦争に於ける如き法律を以て、普遍的に徴集したのは確かに世界史上に於ける記録を破つたものである。

開戦當初には交戦國の何れもが、戦争繼續期が斯の如くに永いとは想像しなかつた。然るにフランドルの會戦後に於ては彼我兩軍共各々戦線の翼側を競争的に延長した結果終に北海に達し、是に於てか瑞西の國境より北海まで一連不斷の戦線に化

戦争永續の覺悟

し、作战状態は要塞戦に類し、茲に戦争永續の徴候を認めらるゝに至つた。

服役年限の延長

佛國の平時所定の服役年限は左の通りである

現 役	三 年	自滿二十歲 至滿二十二歲
豫 備 役	十二 年	自滿二十三歲 至滿三十四歲
後 備 役	七 年	自滿三十五歲 至滿四十一歲
國民兵役	七 年	自滿四十二歲 至滿四十八歲

戦争が永續するとなると、茲に服役年限延長の問題が起つて來た、何ぜなれば戦争が繼續すれば滿四十八歳の兵は漸く滿四十九歳の年に入り遂に兵役滿期とならねばならぬ。現役年限は三年であるが新年級即ち前に述べた様に一九一四年兵、一九一五年兵が入營することゝなると、是等の者を加へて現役が五年級となる譯である。之を如何にするかが即ち兵役年限の問題であつた。佛國政府は大統領令を以て平時

所定の兵役年限に頓著することなく、滿四十八歳以上の兵でも留めて置き得るやうにし、又現役三年の規定をも中止し、陸軍の都合に依り現役を四年五年に延長し得ることに定めた。故に此大戦争中は現役より豫備役、豫備役より後備役、後備役より國民兵役に轉移する年限及國民兵役服役年限と謂ふものが中止せらるゝことになつたのであつて、今日では滿五十二歳の老兵すら戦線に活躍して居ることになつた。されば開戦後四年の今日に於ける兵役年限は事實に於て滿十八歳より滿五十二歳に及び、且つ滿十七歳の者にして現役を志願したる徴兵、並に滿十八歳以下の者にして戦役中服役を志願したる志願兵にまで及ぶので、平時所定の服役期限二十八ヶ年と謂ふものは、少くも三十三年に延びて居るものと見ねばならぬ。

マルヌ大會戦當時には佛國の海軍兵が未だ陸上の戰場には現出しなかつたが、一九一四年十月、十一月のフランドル會戦の時には、海軍兵數箇聯隊が同會戦に参加

海軍兵の
陸戦使用

海兵團に
與へたる
大統領の
訓示

して、赫々たる武功を奏した。大統領は一九一五年十一月ニユーポールに赴き、此海軍兵團に對して軍旗一旒を授け、其際大統領の訓示は左の要旨であつた。

政府が今日諸子に授與する軍旗は、諸子自ら其の勳功に依て贏ち得たるものである。數旬に亘れる諸子の鞏固なる團結力は以て軍旗を受け之れが守護に任ずるに堪能なるを示し、諸子は能く彼の陸軍將士の如く悲慘なる激戰場裡に勝利を博し地形の險惡、敵兵の殘虐も諸子の熱誠を屈することが出来なかつた。寒威、霖雨、氾濫も諸子の勇武を挫くことが出来なかつた。諸子の上長は能く献身的勇氣の模範を示し、諸子は即ち其の指揮下に在て奉公義勇の武勳を發揚し其功績の眞に偉大なりしを認む。

予が諸子に授くる所の此軍旗は、是れ即ち不滅の佛蘭西であると心得よ。夫れ我が佛蘭西は諸子の父母が諸子を生育愛護したる郷土であつて、諸子の妻子親族

朋友之れに居り、諸子の記憶、利益、親愛の念を銘刻したる土地である。我が佛蘭西は共同の努力と名譽ある歴史とを有し、國民一致して贏ち得べき國運伸長、自由生存の未來を有するものも是れ即ち佛蘭西である。

我が友よ佛軍の金書（註、戦死者名簿は金紙で出来て居るから此名がある）に登録せられたる者は、國家と人道に盡したる最高の犠牲者である。諸子の今從事して居る戦争は國運安危の岐るる所、我が文明、我が人種、我が思想の死活を決するものである。

諸子の若干月の忍耐、武勇は直ちに以て未來の世紀を畫定する所のものである。即ち之に依りて軍旗を勝利の光明に導き、以て獨り戦死者の爲め報復するのみならず、又世界の賞讃を購ひ、國運隆昌の慶澤を後世に貽すの模範と成らねばならぬ。佛蘭西萬歲。佛蘭西萬萬歲。

海兵團長
答辭の一節

大統領の訓示終ると海兵團長は之に奉答した、其中の一節に次の如く述べて居る。

此の三色旗の下に一水兵たりとも生存する限りは、獨逸をして手を觸れしめさせないことを大統領閣下に誓ふ。我等は此神聖なる軍旗を守護するを絶大の光榮とし、大統領閣下は我等が勝利の爲めに悉く死を決して居ることを信ぜられんことを望む。

大統領の訓示も海兵團長の答辭も悉く熱涙であり熱血であつて、此一例を以ても敗戦後に於ける佛國人の敵愾心が如何に興奮し、其士氣が如何に旺盛であつたかを窺ひ知ることが出来得るであらう。

佛國には海員編籍兵と謂ふものがある、之が又今回の戦争に於て陸軍に使用せらるゝに至つた。

海員編籍兵とは海岸に住居し船乗業又は永年漁業を営む男子で、其年齢滿十八歳

海員編籍
兵の陸軍
使用

より満五十歳に至る者は所轄官憲に登録せられ、是等の者の國家に對する義務及受け得る利益は次の通りであつた。

一、海員籍に編入せられた者は、二十歳より五十歳まで必要に應じ海軍の召集に應ずるの義務を有し所轄官憲の許可を得ずして漫りに住地を離れ又は轉ずることが出来ない。

二、海員籍に編入せられたる者は漁獵の特許、水夫としての特典等種々の利益を受く。

海員編籍兵は海軍であるが、今回の戦争に於ては之れを陸軍に轉用し得る規定となつた。海軍兵の陸戦使用と相俟つて海軍側に於て剩餘ある兵員は悉く陸戦に使用し得る途を開いたのである。

徴兵猶豫
の廢止

マルヌ大會戦後に於て未丁年者を徴兵として徴集するに至つた頃、軍部は徴兵猶

補助勤務
役兵の轉

豫者及兵役免除者を召集しないのは不道理であるとし、是等の者の身體検査を行つた。徴兵猶豫者、兵役免除者等は各年級に在るから、之を累加すれば尠からぬ數に上るのであつた。

補助勤務役兵即ち非戦闘員としての勤務のみに服する兵員を、戦闘兵科に轉役せしむる爲身體検査を行ふことにした。斯の如く有ると有ゆる手段を盡して兵員の補充に努め、其上外國軍隊の來援を求める等、種々の手段を盡したのは畢竟人員の補充資源の涸渇を意味するものである。

外國軍隊
の採用

外國軍隊としてはヴェルダン會戦中に、露國より一個師團到着し、一九一七年葡國兵一個師團の應援が來た、其後米國よりは續々として佛國戰場に到着した。米國の戦争参加は佛國に依て大早の雲霓を望むが如くであるが、如何なる事情に基くか容易に實戦に加入しそうでない。

兵員徵集
の手段

(二) 強制徵集

人員不足の佛國に於ては有らゆる手段方法を盡して、舉國一致の精神を以て動員を実施した、其努力は實に想像に及ばぬ程である。併し佛國のなし來りし所は、未だ深く社會の内部に立ち入りて、徹底的に實施するのではなかつた。多數國民中には種々なる思想や主義を有するものがあつて、仲々國家が思ふ様には事が運ばれて行かない、國家總動員を斷行する際ですら、兎角出征を忌み有らゆる陋劣な手段を以て、其役を遁れんとするものが澤山あつた、佛國に於ては之れを「潜伏者」と呼んで大に侮蔑したのである。

潜伏者問
題

陸軍當局に於ても此潜伏者の發見に大に努力し、有らゆる手段を取り殊に徵兵猶豫者、兵役免除者に對して再検査を行ひ、若し之に應ぜぬものは合格者と見做し、兵役に服せしむる規則を設くるに至つた。然るに較もすれば普通人で潜伏者と混同

不可充要
員及準不
可充要員

され易い一種のものがあつた。即ち

一、餘人を以て代ふることの出來ない要職に在る官公吏、是は不可充要員と云ふのである。

二、不可充要員でなくとも、容易に練習することの出來ない職に在る技術者、職工等で、是は準不可充要員と云ふのである。

此内には元來兵役義務者であつても、職を離るゝことを許さずして未だ出征せざるものとの二種があつた。

此勤務先を分類すると次の如くである

諸官公應勤務員

郵電省勤務員

國有鐵道勤務員

鑛山等の坑夫又は兵器彈藥等の工場に在る職工等にして召集を猶豫せられたる者

事情に通ぜぬ國民中には、此等の者が開戦以來出征せざる事實のみを捉へて、一概に不都合だと思ひ込み、之を潜伏者であると誤解したものが尠なくなつた。

當局はそこで郵電省及國有鐵道院等と協議して、勤務上遣り繰りのつく最少限に人員を減じて、剩餘となりたるものを悉く軍部に徴集することにした、是迄に漕ぎ付けることが容易なことではなかつたのである。

又鑛山等の坑夫に於ても必要なる最少限に減じて、其剩餘は同じく軍部に徴集した。

兵器彈藥等の製造工場に在る職工に對しては、整理中であつて一九一五年の春夏の交は最も混雜を極めて居たが漸く此主旨が徹底するに至つた。諸官公廳の勤務員

不可充要
員交代出
征

も同様であるが、之れは既に幾回となく整理をして國政、自治政處理上又國民補給上に緊要止むべからざる最小限に減じて、最早餘地のなき迄に兵員を搾り出したのであつた。

斯様な状態で政府は人員を索め得る手段として殆どなさざる所なき程であつて是れ以外に兵員を融通すると田圃、鑛山、工場を萎靡せしめ、鐵道、通信業務を沈滞せしめ國政、自治政の運轉を阻害し、國防上却て有害と認めためたのである。

されども國民は之を以て満足しなくて永い間の紆餘曲折を経て、終にダルビエズ

の法律を發布するに至つた、本法の主旨文を簡単に述べると次の通である。

一、不可充要員を出征せしむるも、其空位を補填すれば國防上の諸要務を攪亂することなしに、兵員を見出し得て一舉兩得なること。

但し此交代を許さざる者に限り本人所轄の大臣より出征せしめざる如く申請すること

右の交代者を次の者から充當すること

ダルビエ
ズ法

イ、退職官公吏中の志願者で資格適當なる者

ロ、不具、痲疾軍人等の志願者で、其體格は不完全ながら、之に適當する職を執り得る者

ハ、退職官吏、不具、痲疾軍人等の妻、母、女兒、姉妹又は本職役間の戦死者 負傷者の妻、母、女兒、姉妹。

二、不可充要員が交代したるときは、體格に相當したる兵役に就かしむること。

三、凡て身體検査に不合格となりたる者は、一切二ヶ月毎に身體検査を受け毎回の合格者は、相當する陸軍の勤務に就かしめ、又體格が完全なるを認めれば徴兵として採用すること。

四、如何なる部隊を問はず、其部隊に在る補助勤務役者にして、戦用に堪ふべき體格となりたる者は、之を出征せしむること。

五、戦地、内地を通じて座業に服せる下士卒及自動車の運轉手の如き者は、交代して出征せしむること。

其交代は體格劣等の志願者及國民兵、後備兵を以て充つること。

六、國防上に關係ある事務所、工場又は之に類似の場所に一年以上（但し炭礦其他の鑛山に従事する者に關しては六ヶ月以上）服務したる工場長、技師、製造所長、工長、職工等にて既に召集せられたる者若くは將來徴集せらるべき年次に屬する者は召集を解除し、若は徴集を免除すること得ること。

七、現役或は豫備の年次に屬し且戰闘兵科に在る下士卒で、實際戦闘に堪ゆる體格なるに拘らず、開戦以來未だ一回も出征せざる者は、如何なる理由あるも向後之を内地に留置くことは許されざること。

尙ほ實施細則を定め、且本法違反者に對し嚴重なる罰則が定めてある。

本法の適用を受くべき人員は、不可充要員、準不可充要員であつて、即ち諸官公應勤務員、郵電省勤務員、國有鐵道勤務員、鑛山等の坑夫又は兵器彈藥等の工場に在る職工等合せて大約四十萬人であつた。外に國家經濟、國民補給上に關係ある者で、召集又は徴集を猶豫せられある人員は大約十萬乃至十五萬人であつた。そこで是等の内より本法の適用を受けて索出せらるべき見込數は、高々十萬人位であらうとのことであつた。此十萬人に對して此の如く面倒なる法律迄をも發布するに至つたのである。其努力は實に感服せざるを得ないのである。

さて本法發布前に於て官憲は既に輿論の趨勢に鑑み、成し得る丈の兵員を融通

不可充要員と準不可充要員の總數

ダブルピエ
ズ法制定
に關する
觀察

して軍部に提供したが、本法制定の直前又は直後に於ては、不可充要員たる在郷軍人は、自ら奮て後任者を見付け、職務の引繼をなして出征するやうにしたのである。本法が制定せらるゝまでの紆餘曲折と、其制定後の情勢とを通觀すれば、官民共に國家の爲め兵員の資源を、極力開拓し専念兵力の補充を圖つたのは眞に感歎の至に堪へない。殊に其事たる多く民間側より發議し、法律制定の動機を造つたので、國民舉つて國家的觀念の旺盛なるを認むるものである。又初め本法の制定に不同意であつた官憲とても、是亦戰爭遂行上必須なる諸機關運轉の中止せざる爲めてあつて、是亦國家の爲めであることは云ふまでも無い。朝野各其國家の爲めに盡さんとしたのは同一であるが、唯其立場から見ると異にしたに過ぎない。

(三) 婦人の力

人員動員の上に及ぼせし婦人の力は實に偉大なるものであつて、其功績たる直接

婦人の感

なるあり間接なるあり、即ち纖弱の身を以て奮つて戦時業務に服せしと、男子をして感奮して戦に赴かしめしことである。

開戦の當初には出征軍人に及せし婦人の力は寧ろ微弱なりしと云ふよりは、出征軍人の勇猛心を沮喪せしめたものがあつた、是れは恐らく佛國のみに限らず何れの國も人情の然らしむる所として恕せざるを得ないであらう。

婦人の感動は開戦後一ヶ月を経ざる内に、心臓も裂かんばかりに興奮せしめた、國境附近の大會戦は不幸佛軍の不利に歸し、一敗地に塗れ廣大なる佛國領土を擧げて不俱戴天たる獨軍の手に委せざるべからざるに至り、敗退に續くに敗退を以てし、巴里よりヴェルダンに亘るの線に退かざるを得ざるに至つた。音に聞く暴逆無道の獨軍の來襲するのに女らしき女と稱せらるゝ佛國婦人が何條怖れざらん、侵略地に止まるものとは一人もなく殆んど盡く擔荷結束し孩兒を抱き子女を携へ老人を伴

ひ辛ふじて風呂敷包一つを持ち我れ先にと逃げ走り只管敵手を免れんとした。是等避難民は盡く巴里市及其南方なる都會部落に落ち行き貴賤貧富の別なく恰も乞丐の如く或は一夜の宿泊を求め或は一片のパンを購はんとして街衢を彷徨し、遂に疲勞の極停車場構内に假眠し、夢は尙ほ昨日までの榮華にさまよふるとき、飢渴に泣き苦痛を訴ふるの聲に忽ちにして夢を破られ、悲歎怨嗟生ながら地獄に在るの心地がせずには居られなかつた。此境遇に在るものは素よりのこと、此慘狀を目撃するものは、如何に敗戦の齎す結果とは云へ誰れしも恨み骨髓に徹しない者はなかつた。慘憺たる此光景は深く佛國婦人を感動せしめ、纖弱巾幗の身ながら、誰れか此戦争を座視する者あらんや。此に於てか如何なる困苦をも忍びて國軍を勝たしめざるべからず國家を救はざるべからずとの決心を生じ、女らしき女と稱せらるゝ佛國婦人も確乎として動かすべからざるに至つた。佛國婦人界は期せずして此自覺の下に一致

隠れたる
婦人の力

團結し、勇往邁進の意氣を發揮し直接に間接に苟も戦勝を期するに有効なることには、一身を犠牲にし國家的内助に貢献せんとするに至つた。

未丁年者、兵役免除者其他總て徴兵の應募に、婦人界が背後に立ちて之を鞭撻推進した力は頗る大なるものであつた。妙齡の婦人は出征軍人殊に武動顯著なる軍人と結婚せんとし、社交場裏に於ては軍人を歓迎するに努め、之が世の風潮となつた。戦線より歸來せる軍人は大に款待し、從て戦場に赴かざる男子は、自ら奮て戦場に赴かざれば世間體悪く、自然蹶起して出征を希望するに至つたのである。

婦人の功

佛國婦人の出征軍人に對する厚き同情は、看護事業となり、軍人家族の救護となり、避難民の救濟となり、其他各種の慈善博愛事業となつた。又婦人が國軍を救ふの奉公心は兵器彈藥其他軍需品の製造に任ずるに至り、此勢を導く爲の原動力となつた。織手細腰流行を逐ふことのみを以て世界に冠たりし佛國婦人が、急變して無

形上有力なる國家の柱礎となり、更に進んで後方勤務に於ける一大勢力となりたるを觀ては、女らしき女の覺醒は寧ろ男らしき女よりも恐るべきものであつた。

次に人員動員上に表はれたる有形の事蹟としては、男子の職業に代はりて間接に兵員を供給したるのが其重なるものである。此事たる既に宣戦時の動員より始つたので、即ち學校教師には婦人が任じ、自動車運轉手、電車運轉手、車掌にも婦人が任じ、郵便、電信の事務、鐵道事務にも婦人が任じ、其他婦人にして銀行員、會社員となり巡査となり、郵便配達婦となりたるものある等社會の各方面に亘りて婦人が男子に代りて勤務し居る者が實に多大である。

兵士代用

之を軍部内に徴すれば婦人で出来る仕事、即ち書記、タイピスト、炊夫、縫工、傳令等に成るべく婦人を以て充てることになつた。ダルビエズ法發布後は一層婦人採用の範圍を擴大し、婦人を以て男子の勤務せる位置を填め、男子の力を省き、剩し得た

男子を出征せしめ、間接に婦人を兵士に代用したと同様に、其人員動員上に表はした効果は實に多大であつた。

第三章 獨國に於ける人員動員

第一節 宣戰時に於ける人員動員及兵

力補充上の處置

動員下令

獨國の動員は全國同時動員を立前として居る、動員令の本文は左の如くてあつた。朕は獨逸陸軍及帝國海軍の動員計畫に依り獨逸陸軍及帝國海軍の出戰準備を令す
一九一四年八月二日を動員第一日とす

伯林一九一四年八月一日

ザイルヘルム

フォン・ベートマン・ホルゲヒ

動員令は直に電報を以て各地方に傳達せられ、先づ各郵便局前に「動員を令せらる動員第一日は八月二日なり」と揭示せられ、各管區司令部即ち我帝國の聯隊區司

令部に相當する役所には、動員に關する心得を告示せられた。是等の揭示は總て平時より印刷して準備がしてあつて動員に當り動員日次に相當する曆日を記入するだけであつた。

全國動員が立前であるから動員令及傳達方法は簡單迅速で、動員業務にも便益が多いことは確かであるが。兎に角平時に比したら部隊數で二倍強、人員數で三倍以上の動員を全國同時に實施するのであるから、各方面に亘り種々の困難のあることは云ふまでもない。然るに獨國が是等の困難を排除し何の故障も無く動員が完結し、殊に其實施が一条亂れざる點は、流石に獨國人が外國人に向ひ「獨軍の動員を見よ」と誇るのも尤である。

動員實施の經過

獨國では陸軍大臣から年々動員計畫が令せられ、之に應じ各軍團長が動員計畫を令し併せて之に應ずる人馬等の配當をも令する、之に基いて各司令部及軍隊が動員

計畫を定める、其計畫と云ふのは動員日課豫定表と稱して、動員第一日から動員を完結する日まで、毎日如何なることをするか、其動員業務が一々明細に書いてあるので、其完結の時日と云ふのは部隊に依て種々で第六日乃至第十日となつて居る。夫れ故各人が動員令が下つたなら第何日に何々をするか、夫れは斯様に實施するのだと詳細に規定してあるから、血眼となつて駈け廻る様子は更に無く、動員が極めて整齊圓滿に進行して、何等支吾蹉跎もなかつたとのことである。殊に驚くべきは動員間軍隊の靜肅であつたことで、實見者の談に依るに、動員間會て營庭を駆歩で通た兵卒を見たことはないとのことである。一部の隊では夕刻になると下士に外出を許し、將校などもカッフエーなどに這入つて暢氣に遊で居つたと云ふことである。軍樂隊が公園などで奏樂をして居る、これは志氣を鼓舞する爲でもあろうが、一方から見ると悠揚として迫らざる有様であつたことがわかる。

人員が各隊へ到着すると、豫め計畫してある通りに、整然と之れに被服を渡す、之れが出征部隊には全部一樣に新品の灰色戰時服であつたのは驚かざるを得ない。何ぜなれば獨國が灰色戰時服を採用したのは、開戦前僅か六、七年前のことであつたからのことである。其他兵器等の交附も實に秩序整然と實施せられ、獨國の動員計畫なるものは單に紙上の計畫でなく、眞に實際的のものであつたとのことである。馬の徵發は動員第二日に始まり、現役部隊へ編入するものは動員第四日に終つたと云ふことである。徵發は極めて靜肅に行はれ、何等の混雜喧噪なく、又特別の設備を設けることなく、練兵場、市中の廣場又は廣き道路の一侧に馬を集めて検査をした。馬の素質は一般に優秀であるから不合格馬が少い、民間にも砲兵輓馬のように駢馬と稱し二頭並べて曳かせる様に馴らしてあるから、徵發して直ぐ砲車を輓かせることが出來て、日本の如く特別に調教する必要がない。

動員に依り如何に部隊が編成せられたかは、次に或歩兵聯隊で動員を擔任せし部隊を見ても推測し得るのである。

- 現役聯隊 一箇
- 豫備聯隊 一箇
- 後備聯隊 一箇
- 補充大隊 若干
- 機關銃補充中隊 一箇
- 尙ほ平時に野砲兵大隊二箇と騎砲兵大隊一箇より成る或野砲兵聯隊の動員を擔任せし部隊は次の如くであつた
- 現役聯隊 一箇
- 騎砲兵大隊 一箇

野砲兵聯隊聯隊段列 一箇
 豫備砲兵大隊 一箇
 補充隊

其外に同旅團中の一聯隊と共同して豫備砲兵一聯隊を編成して居る。
 豫後備聯隊の編成地は必しも動員擔任部隊の所在地ではなく、人口の密度、材料の供給及交通の關係並に該豫後備軍團の作戰すべき方面を顧慮して決定せられたものである。そうして之れを編成するには通常豫後備聯隊に轉入すべき現役將校以下を、先づ編成地へ派遣して編成事務を執らせるようにし、是等豫後備聯隊に要する被服などは平時から其編成地に貯藏してあつた。
 獨國か動員に當りて編成し得た全兵力如何、これは多少推算に依つたものではあるが大約次の通である。

野戰軍團 二十五(五十師團) 現役の大部に豫備役を加へて編成す 約百萬
 豫備軍團 二十五(五十師團) 豫備役兵を主體とし若干の現役兵及第一次後備兵の約半部を加へ常備軍團一個に付一軍團を編成す 約百萬
 後備旅團 二十五(十二師團半) 第一次後備兵を主體とし常備軍團一個に付一個旅團を編成す 約二十五萬
 計百十二師團半 現役及豫備兵の殆ど全部並第一次後備兵の大部 約二百二十五萬

過剩の兵力

獨國は以上の部隊を編成しても、尙ほ内地勤務隊及補充隊要員並に初期補充員として現役、豫備役及第一次後備役を通じて約十五萬、第二次後備役約八十萬計九十萬の既教育兵を有し、別に國民兵役及多數の未教育兵を有して居つた。而して是等の兵員は戦役の經過に伴ひ種々の形式にて編成せられ、一九一五年夏以後獨軍の使用せし師團數は約二百個以上に上つたとのことである。

人馬充足の景況

開戦當時に於ける獨軍の動員實施殊に應召員の成績は頗る良好であつた、これは平素より所謂軍國主義が國民に能く徹底して居るから、普通學校や青年團の效果に

依り、體力教育が大に發展して居たのも一つの原因である。最初の動員に於て應召員中過剩の爲め、一時歸郷を命ぜられた者が少くないと云ふことである、さすれば戦時の得員は前に掲げた所の者より一層多數であつたことは確かである。

在郷將校は兵卒に先ちて召集されて、動員下令前に既に到着した者もあつた。兵卒は管區司令部員が之れを一地に集め、單簡な身體検査をして、各部隊の應召員取扱委員に交附した、夫れ故軍隊には一團となつて到着する者が多かつた、中には直接軍隊に到着した者もあつた。

應召員の一部は動員下令前又は其當日に到着したのもあつたが、大部分は現役聯隊の者は動員第一日乃至第四日の間に到着し、動員完結の遅い部隊は之れに應じて應召員の到着も遅くしてあつて、殊に補充大隊などの應召員は動員第五、第六日に入營せしめ、其他の日には入營せしめなかつた。到着した人員は聯隊本部の曹長が

之れを中隊の曹長に分配することは、平時に於ける新兵の受授と全く同一で極單簡であつた。

不足馬匹は皆な徵發馬を以て補充したが、平時から各軍團の馬匹検査委員が検査して、戦用に堪へる者戦用に堪へざる者とを區別して、其戦用に堪へる者は更に若干の階級に分ち、當該軍團と他の軍團の所要數を定めて之れを各郡に配當して豫め通知してあつた。動員に際しては各郡は其配當された數に對し、若干の豫備を加へて差出所へ差出す、之れに對し馬匹徵發委員は馬體を検査し、其價を評價し所要數を購買し、其編入部隊を定めて、之れを輸送指揮官に交附して各編入部隊に輸送せしめた、實に其手續が整然として何等混雜を認めなかつたのである。

獨國は八月一日に全軍の動員を令すると同時に、十四箇軍團管區の國民兵の召集を令した、斯の如くに敵國々境及海岸諸州に該當する十四箇軍團管區の國民兵を全

國民兵召集

軍動員と同時に召集したのは、是等地方の警備を一層嚴にするを必要と認めたと外、敵軍の侵入する場合に其侵略を受くるに先ち、戦闘資材を集收し置かんとの用意から出でたものである。

第二節 戦争間に於け兵力補充上の苦心

元來獨軍の平時定員は帝國憲法第六十條に依り一九一一年までは人口百分の一と規定してあつて、將來の平時兵力は帝國立法の手續に依り之を規定するものである。而して爾後の兵力は四周の狀況に應じ擴張に亞ぐに擴張を以てしたが、矢張人口の百分の一を標準として行つた。佛國が獨逸の人口よりも二千五百萬人の少數なるに拘はらず其平時兵力に大なる逕庭なかりしは獨逸識者の注意を惹きし所であつて、一九一二年の軍備擴張前には獨軍壯丁の入營者數は、兵役義務者百分の七十に過ぎ

獨軍開戦時の意氣

なかつて、國民皆兵主義は未だ完全に遂行せられずにあつたのである。一九二二年に次ぐに同十三年の擴張案に於て下士以下平時定員を一躍八十萬と定めたのであつたが、而かも人口の百分の一を超えることが幾何でもなかつた。而して一九一三年の擴張の時團隊の數を増加することゝなつて其内容を充實したのである、殊に鐵道、電信、自動車、航空機等の技術部隊の充實に意を用ひ時代の要求に適應せんとするの努力は歴然たる者があつた。獨逸は實に叙上の精兵主義に立脚し最大なる兵力を以て、一舉佛軍を殲滅し更に矛を轉じて露軍を屠り勝を倏忽の間に制し、以て數月ならずして赫々たる平和を結ばんとするの計畫であつた。即ち彼の普墺、普佛兩役に於て獨逸の占めたる地位の如くせんとして、先づ七軍團の兵力をヒンデンブルグに屬し墺軍と共に露軍に對せしめ、三十六軍團の精兵を提げ白國に進入し、次で長驅佛軍を追躡しマルヌ河畔に達したが、遂に其線を突破する能はずして居る間、一

方墺軍の作戰能力が意外に劣弱にして、波蘭、ガリシヤに於ける戦闘が頻々として利あらず、露軍侵入の危険か漸く迫るを聞き、獨軍の最初の計畫は全く挫折し、遂に聯合軍に有利とする戦争に持久的性質を帶びしむるに至つたのである。

併しながら獨軍の用意周到は、決して最初の企圖の齟齬に依り萬事休するが如き状態に立ち至らしむる事はなかつた。獨國は八月一日全軍に動員を令すると同時に夥多の新年次未教育補充兵を召集して其教育を開始し、且つ常備後備兵の動員と同時に國民軍を動員して未だ後備兵に餘裕ありしに拘はらず夥多の國民兵大隊を編成し、内地及軍後方勤務に使用し以て後備兵の餘力を保持し、同時に義勇兵を募集して之れを教育し、其數實に百萬と註せらるゝに至つた。

獨軍が是等新古各種の兵に依り、八、九月に於ける多大の損傷を補充し得たるのみならず、開戦後僅かに三ヶ月を経たる十月下旬に於ては新たに豫備六軍團を編成

兵員補充
計畫の周
密獨軍の彈
力性

し、突然之れをフランドル地方に使用し、聯合軍の弱點を突破し再び西方戰場に於て決戦を導かんと企てたのである。併し時既に遅く聯合軍の正面は已に堅固なるものとなつて、加ふるに新設軍團は其の素質が若年兵であり且つ教育期間が短少であつた爲に、燃ゆるが如き愛國心を有して居たに拘はらず、其攻撃力は充分でなく従つて徒らに屍山血河を築きつゝ、陣地に固着せざるを得ざるに至つた。此時に於て西方戰場は既に其戦線瑞西國境より海岸に亘り蜿蜒百七十里に達し、其正面は頗る堅固なる戦線となつて居つた。然るに東方露國は國土廣漠、民衆饒多である、是に於て獨軍は何れの方面に向ふも決勝的攻撃は頗る困難となり、而して部局的活躍を逞しふすと雖、戦勢は漸次持久的に陥り行くのである、されば獨逸は多大の兵力を要することを覺悟して古年次未教育兵召集に着手することゝした。一九一五年の初めに政府は戦時召集の順序を公表して曰く、召集は先づ年次の新しき者より實施する豫定

である、今日迄既教育國民兵の一部の年次新らしき未教育國民兵に先ち召集せられたるは、是れ全く既教育兵を以て國民兵部隊を編成するの主旨に外ならぬのである。蓋し新兵、補充兵及第一次國民兵義務者は、先づ數ヶ月の教育を施さざるを得ざるが故であると述べて居る。

徴兵の再
検査

斯の如くして獨逸は一九一五年七月末までには、一九一五年兵全部と同一六年兵の一部、及同一七年兵の義勇兵並四十歳以下國民兵中の強健者を召集し、又六月には國有鐵道勞働者十二萬五千を、七月には十三萬を召集せしも、列車運轉の不結果より其一部を召集解除せるが如き狀況となつた。是に於て其歳九月徴兵検査不合格者及癱疾に依る兵役免除者に對し戦時中再検査を施し得るの法律を新設し、一八七〇年九月八日生及其以後に生れたる男子全部(陸軍及海軍に於ける文官を除く)に申告せしめ直に一部の検査實行に着手した。

一九一七年兵全部
及職務上
召集延期
者召集

一九一五年十月の末ガリシヤ及波蘭に於ける作戰終局を告ぐる頃、益々兵力の不足を感じ、遂に其頃まで召集を猶豫せる者に對し體格検査を開始した。而して此頃迄には一九一六年兵全部、同一七年兵の一部、同一八、一九年兵の義勇兵、四十五歳以下の國民兵中の強健者を召集した。斯くて損害の補充、内容の充實及兵團増加に努力し、西方戦線に對する攻撃を準備したのである。一九一六年二月以來金城鐵壁と稱するヴェルダンを攻略し、佛軍の鎖鑰地を奪ひ其死命を制せんことを期したが、豫期に反し徒に死傷相繼ぐのみであつて、何等の效果を得る能はずして終熄し、茲に一九一七年兵全部及職務上召集延期せし者を召集し、戰鬥力の恢復に資したのである。

波蘭軍の
編成と祖
國補助勤
務の實施

同年六月以降露軍は埃軍に對し大攻勢を開始し、七月以降西方戰場に於ては英佛軍のソナム攻撃となつた。獨軍は東方戰場に埃軍の救援に忙殺せられ居るのに、西

方戰場に勁敵の防止に努めなければならぬ形勢に陥り、兵力は多々益々之を必要とするに至り。同年末までには一九一八年兵全部を召集し、又波蘭新軍を編成し、彼の有名なる祖國補助勤務法を實施して、置換的に戦線兵力の増加を企圖した爲に大に其兵力を増加することが出来た。

獨軍の全
兵力

斯の如く獨軍はマルヌ河畔に挫折せし以來漸次其兵力を擴張し、遂に其第一線兵を四百五十萬に達せしめ、總動員數實に千二百萬を計上し、男子總數の三分の一と云ふ驚くべき數を算するに至つた。而して未教育兵を召集すること既教育兵の一倍半に上り、交戦列國中兵力膨脹率の大なること英國に亞ぐの勢を示して居るのである。

第三篇 英、佛、獨に於ける工業動員

第一章 英國に於ける工業動員

第一節 工業動員實施の經過

英國は開戦前戦争準備を缺いて居たのに、其上軍隊を著しく膨脹せしめ、剩へ戦争を開始して見ると豫想外に多量の彈藥を要するに至つた結果、軍需品の生産力を大に増加しなくては、到底軍隊の能力を發揮せしむること不可能なることが分つた。そこで全國の工業を統一方針に依り整理し、所望の如く生産力を増大することを圖り、茲に開戦後約十ヶ月なる一九一五年五月に至り、始めて工業動員を實施するに至つた。

兵器彈藥
の缺乏

英國に於ては軍需品製造は、平時殆ど全く準備してなかつた、例せば野砲の彈藥でも榴霰彈のみを用ゆること、考へ、他の彈種は全然準備してなかつた。所が實際戰爭をして見ると、獨軍の堅固なる陣地に出會ひ、敵からは効力の偉大な爆裂榴霰彈を浴せ掛けられ、始めて爆裂榴霰彈の効力を知り、俄に之が製造に着手したのである。又戰爭を開始してから後始めて機關銃火の効力に驚き、是非之を製造しなくてはならぬことに氣付き、茲に工場の準備や職工の養成に着手したのである。英國の軍需品補給遺算は萬事此類であつて、各兵器工場は從來全く經驗のない兵器の製作に従事しなくてはならず、隨て工場の設備、機械の使用法等に就き長時日の準備を要し、一九一五年の大部分は之が爲に費されたと云ふことである。英國では平時に於ては其兵器の大部分は民設工場に依托製造せしめ、陸軍の兵器工場としてはウトリッチ火砲製造所、同精煉所、エンピールド小銃製造所、ヴァルサンアペー火藥製造所を

有するのみであつて、其規模も亦極めて小なるものであつた。加之獨國の如くに民設工場の状態、能力等の調査を遂げ、戰時の需用に供する等の準備に於ても何等注意を拂はなかつた。開戦後民設工場と契約せし軍需品は常に其引渡が遅延した。當局者には民設工場の状態が全く分つて居なかつた爲め無理の注文をなしたこともあり、而して其工場が多數の職工や機械の準備が完了した時分に却て注文を中止したと云ふやうな矛盾もあつた。當局者も種々の失敗で經驗を積み、一九一五年六月に至りやつと全國各工場に就て諸種の調査を開始し、始めて諸種の方面に多大の缺陷があるのを發見し、現戰爭の要求に合せしむる爲めには全國に工業動員を行ふの必要なるを感じ、同年六月九日軍需品省を設置し、七月二日軍需品法を發布し、茲に工業動員實施に歩武を進めたのである。

軍需品法は軍需品補給の根本義を定むる法律であつて、其綱領は大約次の如くで

軍需品法の發布

あつた。

同盟罷工及停業者には制裁を加ふること。

大臣は必要に應じ民設工場を徵發し得ること。

工場内に於ける収益一定額以上は超過収入と看做し之を國庫に收むること。

職工が恣に他工場に移轉するを制限すること。

工場は軍需品省に職工數並器具機械の種類、員數等を報告すること。

備主と職工間に争議を生じた場合には兩代表者より成る審判委員會議に於て裁決すること。

此法を實施して見た所、種々不備の點があるのを發見し、加之其範圍を擴張するの必要を認め、そこで一九一六年一月二十七日に更に改正増補されたが、其重なる點は左の如くであつた。

軍需品法の
改正増補

職工の轉出には審判委員會の證明を要すること。

職工の備入、解備に關すること。

女工に對し其給料就業時間を規定し得ること。

軍需品作業の意義を擴張し左記の者は凡て軍需品若は其作業に屬せしむること。

職用に供し得る船舶、運搬具、航空機其他の物品。商務省に於て戦争遂行上必要と認むる一般船舶の製造修理。陸海軍用建築物の構築及模様替、軍需品作業場及其設備。軍需品作業に従事する人員宿舍の建築。船渠港灣の構築及模様替、補修。海軍省が戦争遂行上必要と認むる河口の諸工事。軍需品作業に必要と認むる點燈、與熱、給水、動力の供給。電車の使用及之に必要な建築場。機械設備の構築、消火機械及其修理。製造品の價格及之に要する原料價格の制限。検査官を置き之をして自由に工場内を出入せしめ、各種の検査を行はしめ、又工場は必要なる報告を同官に提供すること。

斯様に實施した工業動員は、要するに工場設備並工場に使用すべき器具機械の動員、原料の動員、及職工の動員であつたのである。

第二節 原料動員

原料の補給に就て苦心慘憺たるは獨國で、其次には佛國であつて、是等の諸國では平素より準備して置かなくては開戦に當り非常に困難をするのであつた。併し英國は世界到處に有力な殖民地を有して居る、其上優勢なる艦隊に依り世界の制海權を獲得し、是等殖民地との連絡を確保して居るから、他の諸國の如く原料動員などは殆んど問題とならないのである。

英國は斯の如くに原料には富で居るやうだが、軍需品製造に要する原料の全部を盡く自國産のみにて補給し得るは稍困難であつた。従て少量の特種品は聯合國若は中立國より之が供給を仰がねばならなかつた。其聯合國より得る者は補給當事者相互の協力に依り、有無相補ふ法を取り、中立國に對しては自國に於て餘裕ある原料

例へば石炭類を輸出して交換する方法を執つたのである。

第三節 工場動員

工場設備
の動員

工場設備の動員としては民設工場を軍需大臣の管理に置き、官設兵器彈藥製造所を設置し、又民設兵器彈藥製造所をも設置せしめたのであるが、一九一六年末迄に設置した製造所の數は官設製造所九十五、民設製造所三十二、政府の管理に屬する工場は實に四千六百二十三の多きに達した。

器具機械
の動員

器具機械の動員としては自家製造を奨勵し、軍需品製造者をして自ら工場に於て之を製造せしめ、或は米國より之を購入し、機械類製造會社の設備を擴張する等の手段に依り工場設備の擴張に應じ、器具機械を供給することに努めた。

偉大なる
工業力

英國は追に工業を以て立國の基礎として居る丈、平時に於ける工業力は實に偉大

なるものであつた。此偉大な工業力に比しては今回戦争に参加させた陸海軍力は、之を他の交戦國と對照せば比例上著しく少なかつた。夫れであるから工業動員に於ても他の交戦各國に比すれば何等困難を感じないのみならず、殊更工場動員として茲に研究する程の價值もないのである。是が英國の特色であつて、即ち英國の英國たる所以で、人員動員などには幾多失敗を重ねたに拘らず、今回の戦争に底力の強き持久力を有する所以ではなからうか。

第四節 職工動員

職工数の不足

英國が工業動員を行ふに最も困難を感じたのは、工場設備、機械、原料等の不足ではなくて、職工数の不足と、此職工が全能力を發揮しないのであつた。是は主として英人の自由思想即ち個人の權利を主張する我儘なる國民性の弱點に基いたもの

であるが、又一原因としては政府が職工を出征せしめたのにもある。戦役の當初に於ては英國は軍需品供給の大問題には何等痛痒を感じなかつた、又平時より何等之に就て顧慮する所がなかつた爲、將來の状況等を顧慮せずに、續々職工を戰場に送つたのである。

戦地より召還

然るに軍需品の供給が益々急を要するやうになり、一九一五年一月頃より之が召還に着手したが、平時何等の調査準備も無かつた爲、如何なる職工が實際何地に在るやも知るに由なく、且兵役が志願兵制度であつた爲本人の歸還を肯せざるに於ては當局は之を強制し得なかつた。之が爲多くの時日と勞力とを要したに拘らず、開戦以來一九一六年七月末迄に戰場より召還された兵員は、實に四萬五千の多さに達し、是等は皆三千八百の傭主に分配された。

職工の教育

又職工中殊に不足を感じたのは熟練職工である、是等熟練職工の出征したる外に

特に不便を感じたのは労働同盟の規約や平時の教育に不備なる點があつたのに基因する事であつて、即ち平時に於ける労働同盟の規約上、不熟練職工は熟練職工と相併びて作業するを得ないことになつて居ること又熟練者は不熟練者に技を傳へない一種の慣習があつて、此戦争最中にも是等の慣習を固守して居つたことである。依て政府は此惡慣習を打破する爲極力労働同盟者に説き、又一方工場主は工場内に一區劃を設け、教育用機械を備へ以て不熟練職工の使用に供し、熟練職工をして之が教育の任に當らしめた。其他文部省所屬の學校即ち大學校及其以下の専門學校に相當機械を備へ實地教育を施し、被教育者は其修習せる實技の種類に應じて就職せしめた。又工場主は未熟の職工を官設及私設の工場に派遣して見習を爲さしめ、各種の手段を以て熟練職工の養成に努めた結果、一九一六年五月頃には既に一萬三千五百の各種熟練職工を得たと云ふことである。

婦人労働問題

婦人の労働問題も亦平時の惡慣例に支配せられて頗る不便を感じたので、労働同盟の規約では熟練職工の仕事は、婦人にはさせない事としてあつた、夫故婦人を以て充て得べき作業にも男子を使用しなくてはならなかつた。職工に不足を訴ふる際であるから此問題は自然世論に上り、一九一五年三月前掲の制限を撤廢し、同時に商務省は婦人で國家的工業に従事せんとする者には、同省の労働仲介所に於て戦役服務の登記を受けさせた。而して幾何の婦人を戦役服務に使用し得るか、全國に亘りて調査せしめ、爾後婦人の職工に志願する者が逐次増加し、現今に於ては婦人の兵器製造に従事する者が五十萬以上に上つたのである。

以上の如き經過を以て軍需品省設立當時百六十三萬五千人なりし職工は、一九一六年五月頃には二百二十五萬の多きに達し、當今に於ては恐らく三百萬人以上に達して居るであらうと思はる。

職工数の増加

職工の惡弊

職工が其全能力を發揮しないのは労働同盟の規約と同盟罷工及飲酒の常習との三者が其大原因であつた。

労働同盟は頗る我儘な同盟で、例へば時間外労働を禁止すること、一人にて一個より多くの機械を使用せざる事、平均製出力以上に一職工の作業力を超過せしめざる事等、個人の利益保護より打算せられた幾多の規約又は慣例があつて、是等は軍需品の最も困難を感じた所で、當局は極力此風習を打破する事に努めたのである。同盟罷工は英國に於て發達した惡習慣であつて、開戦後軍需品製造の急を要する時機ですら、同盟罷工が起つたのである。

飲酒の弊は少からず作業力を減退せしむる影響があるから、當局者は酒類販賣時間の制限、價格の向上に依り極力之が弊害を減ずることゝした。

平時より
の施設

要するに英國の工業動員は辛ふじて其目的を達し、現戦争を遂行する必要な軍需

品の生産には充分の餘力を生じたが、是等軍需品の製造を最も經濟的に行ひ、國家總動員の眞の効用に近づくるには尙ほ多大の距離があると見做さなくてはならぬ。何れにしても工業動員の最も困難なるは戦時に於ける職工の動員で、其他工場設備、機械、原料等の動員でも之を平時施設に待つ所が多い、我帝國の如き工業力の貧弱な國では、特に平時より工業動員を顧慮して萬般の施設を行はねばならぬのは多言を要せぬのである。

第二章 佛國に於ける工業動員

第一節 工業動員實施の經過

彈藥の缺乏

今回の大戰亂勃發當時は軍事門外漢は勿論軍部の者でも、高々四、五ヶ月で戦争が終局となるだろうとの豫想であつた。砲彈の製造力を一日約二萬發と定め、之が製造に要する職工を國內に残置し、其他は悉く動員召集に應ぜしめたのも無理ならぬ事であつて、之が爲め全國工場の大部が直に大なる影響を受け、烟突の煤烟が著しく減少するに至つた。

然るに國境附近の大會戰とマルヌ大會戰とで、開戦後僅に一ヶ月有餘に過ぎぬのに、既に平時の準備彈藥の三分の二を消費し盡し之がため軍部當局者の心膽を寒か

らしめたのである。次で更に一ヶ月餘を経てフランドル大會戰を行つたが、彈藥は益々窮乏し、作戰状態は要塞戰に近似するに至り、平時の豫想とは正反對となり、戦局永續の徵候明かとなつたのである。一方火砲の破損したるものも少くなく又分捕の厄に遭ひたる者もあり、加之國軍が異常に膨脹し是等の需要にも應ぜなければならぬのであつた。

工業動員の實施

斯の如き狀況に陥り、職工は無く、工場は休んで居る、原料は不足して居る、如何とも爲しやうがなかつた。是に於てか所謂工業動員を實施せざるを得ざるに至り、自然の要求上前古未曾有の動員を決行したが、之が實施上幾多の障礙があつたに拘らず、之を排除しつつ、辛ふじて之を遂行したのである。

工業動員を實施した成果は着々顯はれ、其製造力は實に左の如くに増加したのである。

火砲製造力(一ヶ年間)

開戦前

一九一七年

野砲 二、七三二門

五、〇〇〇門以上

重砲 五三二門

三、四三二門以上

砲彈製造力(一日間)

開戦前

三十三萬發

二萬發

一九一七年

砲彈消費の一例

現戦争に於ける砲彈消費の一例を参考の爲め舉れば次の如くである。

一九一六年夏秋に亘れるソンム會戰に於て佛軍の八十八日間に消費したる砲彈數は二千萬發であつて、之を日露戦争當時の者に比すれば

日本軍の總發射彈(奉天會戰 旅順攻圍戰)

三三萬發 三三萬發

佛軍の總砲數

八、五〇〇門

日本軍の總砲數(日露戰役の奉天會戰 露軍の總砲數)

八一六門 九八〇門

此數字を見ても佛國に於ける工業動員實施の範圍が、如何に廣大であつたか大略想像し得るであらう。

工業動員實施當初は陸軍省内砲兵局等に於て此工業動員を統轄したが、一九一五年五月に至り砲兵彈藥次官を新設し、同次官の下に歴大なる局を置たのであるが、之でも充分でなかつたと見え、一九一六年十二月獨立の一省即ち兵器彈藥省を設立して兵器彈藥大臣の管轄下に置かれ今日に及で居る。斯の如き一省の創設せられたるは、獨り佛國のみでなく英國でも、獨國でも之れに類似の制度が布かれたのである。

兵器彈藥省は省内に

火藥爆藥局

砲兵彈藥次官の新設

兵器彈藥省の組織の概要

化學兵器局

經理局

兵器製造局

自動車局

携帶兵器局

砲兵局

職工局

の八局を置き尙ほ砲兵局に砲兵技術審査部を配屬した、是等の外に大臣の諮詢機關として兵器彈藥會議なるものがある、又兵器彈藥省に隸屬する實行機關として兵器契約委員、兵器彈藥製造女工調査委員、金屬木材委員がある。

佛國全工業を五工業管區に分ち、各管區の中樞地を巴里、里昂、ポルドー、ブー

工業管區

ルデュ、クルーズに置き管區長一名を以て當該管區の管轄に任じ、各工業管區を更に數個の工業區に分ち各區に區長をも置いた。

五工業區の各々には別々に官憲側より監督廳を設け、兵器彈藥の製造並職工補充の狀況監督の任に當らしめ、各製造所には兵器検査官を置いたのである。

工業動員の内容は便宜上次の如く區分する事が出来る。

工業動員の内容

職工動員

工場動員

原料動員

而して是等の工業動員を實施する爲め、必要なる諸機關を新設するは無論である、前掲各項に就て次に逐次述べようと思ふ。

第二節 原料動員

開戦前に
於ける石
炭の需給

原料中の石炭は開戦前に於て年額約六千百萬噸を消費した内、佛國內に産出するものは約四千百萬噸であつて、残りの二千萬噸を外國より供給を仰で居た。

又開戦前佛國內に於ける鐵の産出年額は約二千二百萬噸であつて、内獨國及白國へ八百萬噸輸出して居たから、佛國丈の全消費額は千四百萬噸であつた。

然るに今回開戦後間も無く、佛國隨一の石炭産地たる佛白國境リール方面は獨軍に占領せられ、爲に佛國石炭産出額の四分の三即約三千萬噸は敵手に落ちた。又鐵産出額の九割を占むるヴェルダン東北方面は、同く獨軍の侵略地内に含まれてしまつた。ヴェルダン東北の鐵鑛は一八七〇、七一年戰の結果獨國の併合を免れたのであるが、是より先きピスマルクはローレンス州内の鐵に豊富なることを知りて、同

石炭、鐵
の補給

戰役前に既に技師をして踏査せしめたのである。故に同戰役が獨の連戰連勝に終るや、アルサス、ローレンスの二州を割讓せしめ、ローレンスの國境は嘗て踏査し置たる鐵鑛區を包容する如く畫定したのである。而して當時に於ける科學上の技術を以てしてはヴェルダン東北方ブリエー附近の鑛區よりは、何物も獲得することが出来なかつたから、ピスマルクも之を放棄したのだと傳へて居る。元來ブリエー附近の鐵鑛は酸化鐵であるが、其後一八九〇年代に至り英人が酸化鐵より鐵を採ることを發見し、是に於て始て此鑛區の大價值を認められ、爾來佛國の鐵需要の九割を産出するに至つた次第である。此九割を開戦直後に失つて、爾來鐵鑛の一部を西班牙及アルゼリーより購入し、或は銑鐵を瑞典、那威等より輸入し、或は民間の廢鐵を蒐集し以て鋼の製造を督勵したが、之も年額三百八十萬噸を獲たるに過なかつた。

是に於て佛國は開戦直後に石炭及鐵の補給が、原料問題中の最重要事項となつて、

英國より石炭を又米國より鐵を輸入したのである。幸に英國の海軍に依りて海上權を確保した爲に四年間の戰爭を繼續し得たのであるが、英國も亦大艦隊活動の爲、並兵器彈藥軍需品製造の爲多量の石炭を要し、一方戰時中に英國採炭勞働者が同盟罷工をなした關係上石炭の時價は著しく暴騰し、佛國工業動員上に及ぼした影響は著大であつた。故に政治問題となつて何回となく英佛兩政府が交渉を重ね、石炭の輸入問題を解決したので、此間の苦心の大なりしこと及其失費の大なりしことは云ふ迄もなく、又鐵に至ては獨國潛航艇の跋扈以來補給上に非常な迫害を受けて居るのである。

要するに石炭に在りては英國より年額五千萬噸（此價格約十二億圓）鐵より得らるゝ鋼材に在りては米國より年額二百萬噸（此價格約六億四千萬圓）を輸入し毎年此巨額の損害を甘んじて忍びつゝある狀況である。原料問題が如何に戰爭遂行上に

其他の原料

大關係あるかが之に依り推察し得ると同時に、佛國が工業動員實施上原料の最重要品たる鐵と石炭の補給上に盡したる事蹟の一端を認むるに足るのである。

其他工業動員上に必要なる原料は銅、亞鉛、錫、水銀、滿俺、石油、瓦斯、燃料用酒精、木綿、絹布、皮革類、靴類、紙類、機械類等の品種品目が頗る多數であるが、姑く之を省略す。唯現今一日三十三萬發の砲彈を製造することの一事を以ても、佛國が原料の需給上既に一大難關を経過し得たる事が明かである。

第三節 工場動員

開戰當時佛國內の兵器彈藥製造所は官設、民設を合して十二個、官設の火藥其他の製造所としては十四個を算したのである、然るに工業動員を實施する上に於て更に工場動員を行ふの必要が起り、工場動員として次の處置を取つたのである。

工場動員の範圍

官設工場の擴張。

官設工場の新設。

民設工場にして兵器彈藥製造を業とせる諸工場の徵用擴張。

民設工場にして兵器彈藥製造を業とせざる諸工場の徵用擴張。

新に資本家をして民設工場を新設せしむこと。

外に家庭工業者の經營する小工場をして兵器彈藥等の製造に當らしむこと。

佛國軍部は所要に従ひ工場及之が經營に要する一切のものを徵發したので、民設工場にして兵器彈藥製造を業とせざる諸工場を徵發したものは、製鋼、自動車、飛行機、機關及發動機、鐵道車輛、造船、電氣、電燈、瓦斯、獵銃、自轉車製造に關する諸會社等十四個であつた。

官設工場として新設せられた主なるものが四個、民設工場として新設せられた主

一般既設
工場の膨
脹率

なるものが四個、其他一般既設工場は悉く擴張せられ、開戦前の工場に對して平均約六倍の膨脹であつて、中には十一倍に達したのもあるとの事である。而も政府は既設民設大工場の擴張費としては毫も補助金を與へず、民設新工場の建設に對しても、僅に新設費の百分の五、七五を補助したるに過ぎぬに拘らず、斯る膨脹率を示したのである。即ち民設工場主の如き戦時獲得したる莫大の利益金を悉く擴張費に充て、戦後の處分等には毫も顧慮しないのを見ても、總て是等は工場主の愛國心に依るものと認めねばならぬ。

以上は主なるもののみであるが、此外家庭工業者の經營する小製造工場、例へば鍛工場、蹄鐵工場、自轉車修理工場等をして大工場の下請工場として兵器彈藥其他を製造せしめたのであるが、是等諸工場の數は實に萬を以て算せらるゝのであつて、此等は佛國工業の特色なる美點と云はれて居る。

一九一四年、一九一五年の交は多數の無經驗な労働者を職工として使用しなくてはならぬ状況であつて、殊に製造品の精度を極度に向上せしむるの必要があつた故に各工場内に於て基幹工場を設置し、最老練な職工を之に充て、作業の基礎を作り上げ、他の工場をして之に模倣せしむることにしたが、此成果は頗る顯著であつた。

第四節 職工動員

マルヌ大會戦後月餘にして佛國全工業界を動員し、從來製造品の如何を問はず、何種の工場でも苟くも軍部の使用に堪ゆる工場は、悉く之を軍部の管理に屬せしめ、官設工場と共に全力を盡して第一に彈藥を製造し、次に火砲材料を製造せしむることとした。是等の諸工場を五工業區に大別し、各工業區の長に大工業家或は大工場長を置き、且各工業區に諭すに最短期間に最多額の彈藥を製造するは工業當事者の

國家に對する義務にして、實に彈藥は軍に對する最緊要の麵粉である、其製造高の數量が直に國防上に大關係がある旨を以てしたのである。

然るに當時は各工業區は、製造に任せしむべき人を持たなかつた、是に於てか男工を動員するの必要が起り次の如く男工動員が實施されたのである。

當時の陸相たるミルラン卿は如何なる方法に訴ふるも、必ず兵器彈藥製造に必要な職工を各工場に配當すべき旨を公約し、同時に各工業家に戦争前に於て其使用し居たる工長、熟練職工等の氏名、所在地其他是等職工に關して知得せる事項に就て申告せしめ、陸相は之に基き所要の人員を戦地より召還して各工業家に送り届けることにした。

多くの工業家は戦前各自の使用した多數職工の氏名丈は知て居たが、是等の者が戦線の何れの方面に在るやは知るに由なく、徴兵署でも之を書留てなかつたから、

各工業家の拵へた人名簿丈では其目的を達し得なかつた。官憲は此焦眉の急を救はんが爲百方手段を講じて、此人名簿に登録せられた職工を戦線より召還して各工業家に與へるとに努めたが、斯様な手緩いことでは到底豫期の如くに工業動員を實行することが不可能であつた。そこで軍部は更に大英斷を以て各工業家自身が補充隊に赴き、其欲する所の職工を連れ歸り得るの特權を與へた。而して其補充隊は何地の補充隊たるを論じない、兎に角職工を見出し製造法を迅速に組織するを專一としたのである。斯の如き一見無暴なる職工召還法を斷行したのも、畢竟佛國が是等に對する平時の講究が皆無であつたのを暴露したのではあるが、兎に角佛國政府が深く兵器彈藥補給の緊急なるを認め、毫末も躊躇することなく着々斷行し、之に依りて時局を救済し得た者と斷言して差支なからう。

職工を工場に呼び返し工場の準備を整ふるのに、彼是五ヶ月を費し、工業家に夫

々所要の頭數を揃へて交付した所が、玉石混淆で職工として使用し得ぬやうな無用な輩までが入込で來たのである。そこで各工場に於て之を篩分けをすることが肝要となつて、嚴格なる資格検査の結果は次の三種類に區分されたのである。

一、専門技術を心得たる眞の職工。

二、専門職工にあらざるも多少似通ひたる技術を修得しありたる爲工場に入りて

若干週の練習の結果相當の職業に就き得る者。

三、全然素人であつて何れの仕事にも使用し難き者。

滑稽のやうであるが實際當時は公證人、音樂師等が職工として入込で來たのであつて、忽ち輿論の激昂を招いたが、軍部は素より其不都合なることに同感であるから直に第三の部類に屬する者は、之れを戦地に送還し、第二の部類に屬する者に就ては更に擇分けをして漸次交代せしめんとした。辛うじて組織し得た工場の製造力

が、更に交代を要する爲頓挫を來したのは、當時兵器彈藥補給上、如何に苦痛であつたかは、想像に餘りあるのである。

然るに軍部の見解と工業界の見解とは復又一致せず、工業家は職工の交代に對して強硬なる不同意を唱へた、此に於てか軍部は輿論と工業家側との間に板挾となり頗る苦境に陥つた。依て工業區の監督將校を屢々派遣して工業家と折衝を重ね、成るべく公平な措置を講ぜしめ、之に依り輿論を緩和し、職工交代に關し工業家と監督將校との意見が背馳したときは、工業家の意見を尊重することとして工業家側の面目を保持せしめ、別に各軍團管區司令官をして此の特殊なる場合の状況を調査して、其意見を陸軍大臣に上申しむることとしたのである。

斯様にして折合をつけ一九一六年春に於ては全く兵器彈藥補給の危機を免れ、彈藥一日の製造高は一躍十八萬發を算するに至り、軍需諸品の補給に就ては最早不足

なき様になつたのである。一九一六年二月二十日以來ヴェルダン會戰起り、又同年六月二十五日以來ソンム會戰起り、兩戰場に於て砲彈約二千萬發宛を費消したが尙ほ綽々として餘裕があつた。

斯様な美果を收めたのは獨り男工動員の結果のみでなく、女工の採用も大に與つて力があり、之れに工場動員と原料動員とが宜きを得た賜であるとは云ふに及ばぬ。序でに砲彈の日製高を時期に區分して掲ぐれば左の通である。

砲彈製造
高の増加

一九一四年九月	砲彈一日の製造高	約二萬
一九一五年一月		約四萬
一九一五年八月		約十一萬
一九一六年二月		約十八萬
一九一六年六月		約二十二萬

一九一七年夏季

約三十三萬

一九一七年初期以來兵器彈藥製造に従事する男工の數は約十四萬であつて、軍需諸品の製造に任ずる男工の數は約五十七、八萬（但し此内には殖民地土人並に外國人を含む）だと云ふことである。

女工採用の経過

女工採用が著しくなつて來たのは一九一五年春季であつて、蓋し軍の要求上男子を兵員補充に充つるの必要から一九一四年末既に婦人の利用が大に唱導せられ、兵器彈藥の補給難に遭遇し益々女工採用の必要を認め、一九一五年八月ダルビユス法制定後殊に女工を奨励したのである。而して一方には開戦以來手持無沙汰の婦人が多かつたから、其募集に應じた婦人に出來得る仕事に服せしめて男子の勞力を補足し、又逐次に技術を修得して男工と交代し多くの男工を兵員補充に供するやうしたのである。

女工保護

斯様にして女工の數も漸次増加し、兵器彈藥工場のみにて大約六萬人、軍需品諸工場に従業する女工は十萬人を算するに至つた。

女工は特殊の體質を有するを以て、勞働制度上に考究すべき事項は少くない、又人口増殖の點より保護せなければならぬから一九一六年五月女工調査委員を設置して、女工の採用法、女工に適する作業の種類、女工の採用擴張方法、女工就職法の改良、工賃、就業時間、衛生上の保護を研究することゝした。又一般婦人界は協力して社會救濟事業として托兒院、授乳室、幼兒保育院等を設置して、女工をして勞働を躊躇せしむるの障礙を除去することに努めた。女工を採用することは平時より行はれたのであるが是等は極めて少數であつた、然るに開戦後は兵員資源を豊富ならしむる目的を以て、男工に代り職業に就き、男工を出征せしむるやうになつたのである。

職工中には召集せられて既に戦地にあつた者が數多あつた、是等軍人は大部分戰場を馳驅し砲烟彈雨の下を潜りて死生の巷に出入し、殊に國境附近の大會戦に於ける悲痛極まる敗退の模様をも承知し居るは勿論、各自が此悲劇中の役者であつたのであるから、敵愾心は白熱點に達して居る。又具に戰場生活の艱苦缺乏を味て居るから、日夜を問はず勞力を惜まず眞に國家の爲め犠牲的に働いたのである。又動員應召以來數閱月を経過し、紀律ある生活に心身を鍛へた故、戦地歸りの職工は工場内の模範者となり、労働時間等には一切頓着なく、又周密に陰日向なく働き、他の職工殊に女工を扶掖誘導したのである。

サンシヤモン製鋼會社の技術部は、有名な十五瓏米分解式榴彈砲の發明者たるリマイヨール大佐の管理指導する所であつた。同大佐は動員に際し砲兵聯隊長として召集せられ、各地に轉戦した殊功者であつたが、工業動員實施と共に再び該會社に入

ることゝなつた。大佐は天稟の技術に加ふるに實戰場裡の實驗を以てし、且兵器彈藥の作戦上に及ぼす影響の理解により、幹部及職工に對する指導宜しきを得、工場作業活動振が恰も戦場の様であつて、其製品の如きも極めて精確であつた。故に大統領が同會社を視察せられた時、「當社を見て始めて予は戦争中に在る心地す」との賛辭を與へたことは、今日に至るまで有名なる話柄となつて居る。

以上は一例に過ぎないけれども、當時佛國工業界一般が報國的精神を發揮し、不正品を上納するが如き營利的製造は殆ど絶無となり、競つて官憲の示す所の合格例規以上の精確なる品物を提供せんとし、各工場は益々愛國心を現實し、又當時同盟罷工等は久しく跡を絶たのである。

第三章 獨國に於ける工業動員

第一節 工業動員實施の經過

開戦直後の處置

獨國に在ては開戦直後に陸軍省内に原料課を設置し、國內及占領地に於ける軍需品の製造に應用し得べき原料を調査し之が徵發と分配とに任せしめた上で、政府が直接各工場を管理するやうな事は無かつたのである。然るに一九一六年末戦時局が設置せらるゝと同時に、全國に於ける勞働力を動員して、政府が兵器彈藥の製造に使用し得べき諸工場を盡く管理することゝなつた。

英佛と異なる所以

英佛と獨國とに於て斯く相違ある主要な原因は、主として之を戦時の産業状態が相違して居るのに歸せねばならぬ。英國や佛國は所謂金の自由市場で大部分の原料は海外より供給を仰ぎ、之が仕拂の爲には依然として平時の如く工業を持続せねば

ならぬ。然るに各交戦國に於ける工業力の減少は是等の工業家をして、法外の利益を貪らんとするに至らしむるは無論の事で、英國に於ける各種工業を自然の儘に放任せんか、皆盡く利益の多き工業に向ひ、政府の欲するやうに兵器彈藥の充實を期し難いのは火を踏るよりも瞭かである。是れ英國が各工場を政府の管理に移し、以て戦争目的を遂行するの用に供するを必要とした所以である。

英國に於ける戦時工業の困難は實に此點に在て、一意専心第一線兵力の増加と軍需品工業の發展とに全力を傾注し難く、矢張り平時に於けるが如くに各種の工業を繼續する必要がある、勞力と資金との調節に困難を感ずる所以である。

獨國に於ける産業の状態は全く之と異つて居る、即ち外國貿易の杜絶に伴ひ、輸出工業は全然廢滅に歸し、唯軍需品と國民生活に要する工業のみ存在し、輸出工業に屬する資本、工場、及勞動力は軍需品工業に轉用し得るのである。幸に機械工業

獨國に適
業動員
する工

の發達と組合組織の完全なるとは、最も能く此目的に適當して居た爲、産業の恐慌時期は僅かに八ヶ月で終り、爾後戦時状態が順潮に歸した。各會社の配當率は戦前よりも非常な増加を見、又彈藥の製造力の如きも一九一六年夏期に至る迄は英佛兩國の力を合するも尙ほ及ばざるの状態であつたが、ソナム會戦に至り獨國も其製造力が到底聯合軍に及ばざるを知り遂に祖國補助勤務法を發布し、勞働力の動員を行はねばならぬやうに至つたのである。

第二節 原料動員

獨國の工業が旭日冲天の勢を以て發展し、其輸入貿易は主として原料品で其輸出貿易は主として加工品であつた。一九一二年の輸入品に就て見ても、工業原料品が四五%、食料及嗜好品が二八%、半製品が一二%、完成品が一五%弱に過ないので

平時に於ける原料の不足

ある。此に於てか原料の關係に於ては獨國は獨立したる經濟を營むを得ないのであるが故に獨國自身も、各國と共に獨國が久しく鎖國状態を繼續するは不可能であると判断したのは無理からぬことである。

既に一九〇七年に於て獨國の經濟状態に精通するアルント氏は同様の意見を發表し、當事者等に警告する所があつたが、世界に於ける經濟的分業は益々盛となり、目前の利益に眩惑され、何人も遠き將來を洞察し豫め之に備へんとする餘裕はなかつた。斯る有様であつたから開戦の聲は商工業者就中輸入貿易者には恰も青天の霹靂であつて、獨國は軍事及財政上の動員に關しては十二分の準備があつたが、此商工上の準備には一大缺陷があつて全然奇襲を蒙たと同じであつた。是は民間當事者許りでなく官邊に於ても亦何等の準備施設が無かつた、政府は屢々議會に於て海軍擴張を必要とする理由として、獨國が一朝封鎖の厄に遭つた時の困難を訴へたが、

豊富なる
豫備品

國民の多くは豫算通過の爲め政府の慣用手段で畢竟威嚇文句に過ぎないと思つて居たのは所謂智者も千慮に一失ありで、全く獨國の不覺であつたと云はねばならぬ。去れば獨國は如何にして斯る窮境より脱出するを得たかと云ふに、是れ豊富なる豫備品のあつた事が、實に獨國を此窮境から救つた第一の原因である。是れ全く獨國の僥倖とか天祐とも云ふべきもので、獨國の富の程度から算當したなら、其豫備品及貯藏品の總額は、大約百五十億圓の巨額に上て居たのであらうとは、同國の學者オイレンブルグ教授の計算する所であると、近時傳へらるゝ所である。

斯く巨額の豫備品は戦時の需要に對しては素より充分であるとは云ひ難い、故に若し之れを國民隨意の使用に放任して置いたなら、忽にして浪費し盡したのは云ふ迄もない事である。

伯林電氣會社社長ドクトル・ワルター・ラーテナウ氏が開戦後即ち一九一四年八月八

日、普國陸軍省に出頭して、原料整備の急務なるを説きし結果、同十三日陸軍省内に戦時原料課の設置を見るに至り、彼が其課長に登用せられ、民間豫備品の調査に着手したのである。然るに世には具眼の士に乏しく、此處置を批難し、無益に經濟界に不安の念を惹起せしむる者との反對さへあり、快く其區署に従ふ者は極めて少かつたのである。

戦時原料課は斯様な事情から生じたるもので、當初其業務上幾多の困難があつたにも拘らず、銳意努力の結果、着々其の實効を認むるに至り、爾後漸次業務を擴張して、該課の編制及事業は頗る大規模となり、今や獨國最大官衙の一に算へらるゝに至つた。

戦時原料課は戦用原料諸品(燃料、發働用及塗料油並食料品を除く)の經理を擔任し、殊に國內に補給資源を有せぬ戦用原料を調査し、其使用を整理節約し、軍の需

戦時原料
課の組織

要を充足せしむるのを以て任とした。

該課は、本部及十五班（一般法制、原料調達、清算、爆薬、皮革、金屬、金屬動員、木材及羊毛、絹及屑物、一般織物、鐵材經理、彈力護謨、護謨、木棉、麻等）に區分せられ、本部は全般に關する計畫指導に任じ、其他諸官衙及工業團體との交渉、新編制上の部署及命令、人事文書の往復、大臣に對する報告案の起草等に従事し、各班は各其専門に屬する事項を處理し、時としては關係數班協同作業に従ふこともあるのである。

課長ラートナウ氏の陳述せる所に依れば、戰用原料整備計畫立案の基礎たるべき國內原料の現在高に關する統計がなかつた爲、當初は全く暗黒の状態にあつたが、要は概數を知得すれば可なりであるから、陸軍省關係の御用商人（其數九百乃至千に及ぶ）に就き大體の調査をなし約三週間にして概況を知るを得た、然るに若干の

原料の統計

原料整備の處置

原料を除くの外は、一箇年以上軍の需要を充足し得るものは極めて僅少であつた、是に於て原料整備の爲次の處置を取るを必要とするに至つた。

一、國內に現在する戰用原料は私人の隨意使用を禁ず、即ち各種の原料及半製品は一切贅澤の用途及絶對的必要ならざる副目的の爲に使用することを禁止し、専ら軍の需要に應ぜしむること。

二、總て必要の原料は悉く國內にて製出せらるゝを要す、従て在來の方式を以て其産額の十分ならざるものは之を改善すること。

三、入手困難なる原料は他の調達容易なるものを以て代用補充すること。

以上の處置は幾多の困難を排除して着々實行せられ、一九一五年春季に於ては戰用原料の補給を確保し得る見込が立つに至つた。其成功の原因は第一、開戦後直ちに整備業務に着手せると。第二、陸軍當局者が本問題を極めて重大視し、他の經濟

上の諸問題に先んじて専ら原料整備に努めたと。第三、本問題を委員組織の下に研究することとなり、統一なる指導の許に處理された爲、裁決實行共に毫も遅延滯なく、着々實効を見たからであるとの事である。

戰時原料の整備は全然新規の事務に屬し、平時經濟の形體に組織的接續をなすことは到底不可能であつた。

平時に於ては原料品の輸入は一種の投機的性質を帯び、多くは企業心に富んだ實業家の仕事であつて、政府の之に于與するは眞に已むを得ざる程度に過ぎなかつた。而して輸入商自身もトラスト其他類似の團體に拘束せらるゝことを避け、銀行が資金の融通をなすのも一二輸入當事者の人物才幹に對する信用を主眼とし、是等輸入商會の浮沈は其從業者の手腕一つであると云ふやうに見做して居た。

然るに戰時の原料品整備は人物才幹よりも、寧ろ組織を主要とし、官憲の嚴重な

原料整備
の諸機關

る監督の下に、各種原料品の自營團體を創設するを以て眼目としなくてはならぬ。

即ち陸軍省の戰時原料課は相次で設立せられた各種戰用原料會社の中樞機關となり、戰用原料品の意義を『國防に必要にして内地にて得られざるか或は充分其所要數を補給し得ざる物品』と定め、會社を株式又は有限責任とし、其資本は多くは關係工業界より支出し、射利の目的を有するものは一切之を除外した。而して各會社には官憲の代表者を派遣して國家に對して責任の衝に當らしめ、絶對拒否權を賦與したのである。斯くて成立したる會社は戰用金屬株式會社、戰用鞣皮株式會社、獨逸獸皮株式會社、戰用羊毛株式會社等であつて、是等の原料品會社と共に數多の分配委員、及戰時委員をも任命した。

此戰時原料機關が一般獨逸の眼に如何に映じたかは、ラートナウ氏が次の如く言つたのでも能く分るのである。即ち『一九一四年十一月召集せられた議會は吾人を

目して唯だ靴皮革や羊毛を安價に購入する小役人のやうに心得、吾人戦争の勝敗國家の興亡に係るやうな重大な意義を有するものとは一人も思はなかつた」と。平時では海外から原料品を廉價に輸入し得たら夫れで充分であるが、戦時では之れを海外から輸入するの他に、國內に在る原料品を一手に取り纏め、官憲より命ぜらるゝか又は必要と認められた數量を、一定の價格及條件を以て各製造所に配給しなくてはならぬ。即ち戦時原料取扱機關の主要な任務は實に此分配に在るので、尙ほ原料品の産出や代用品の調達にも任じなくてはならないのである。封鎖中の原料品輸入は絶対に必要の輸入丈に限らなくてはならぬ、又輸出貿易の杜絶したのと正貨の流出を豫防する必要上需要が如何に多大であつても之れを自然に放任して置くことは出来ない、是非共輸入を嚴重に監視し成るべく必要の最少限に止めなくてはならぬ。

中央購買
會社の設
立

是等の目的の爲には輸入の中央集權が必要である、國際的分業より成立した平時

の經濟原則は戦時には適用し難い、殊に獨國の隣邦は皆な英國の壓迫を受け、其原料及既製品の輸出を禁じて居るのである、併し必然の結果として交換條件的輸入政策を必要とするに至つた。そこで羅馬尼(對獨宣戦前)及瑞西との協定の如きも、中央部で審議を盡した上で決定し後始めて實行されたのである。

又輸入を統一するの効用は、購買者の競争に依り外國品の騰貴するのを豫防し得るのに在つた。英國の封鎖政策の結果、獨逸の隣邦は全く一手販賣のやうな狀況を呈し、各種原料品の減少特に内國食糧品の缺乏の爲、自然購買者に投機的傾向を生ずるは必然であるから、之れを絶対に防止しなくてはならなかつた。

前掲の理由に基き中央購買會社が組織せらるゝに至り、其基本金は帝國各聯邦政府、大都市大工業企業者等より調達せられた。

中央購買會社は漸次大規模のものとなり、會社の使用人は實に約三千六百人の多

中央購買
會社の組
織

きに達し第一年度の事務用経費のみにも約二百萬圓に達して居る。斯の如き状態であるから中央購買會社の營業状態は、自然官衙的で商社的でないのは免れないのである。中央購買會社原料課の一手購入の能力及其成績に關しては、戦争間の状態のみで其成果を論評することは困難である、殊に價格問題の如きは平時に比すれば全く論外であつて、是等は平時と同一視して論ずるのは不可能である。

併し原料課は獨國をして戦用原料品を調達自給せしめ、又其産業をして蹉跌を起さしめざるやうにするの任務は完全に達成したものである。又中央購買會社が其豊富なる石炭、鐵、機械類、電氣、及化學工藝品等を交換物件として、比隣の中立國を介して輸入せし原料及食料品は決して尠少のものではなかつた。

獨逸當局者の述ぶる所に依れば同國に於ける『差押』なる語の法律的意義は舊時の思想に屬し、戦用原料整備上に不便であつたから、其意義を變更するに至つた(戒嚴

差押主義
の變更

令に基き陸軍官憲に於て直ちに之を變更し後議會の承認を経た)。

政府の差押となつた物品は、賣買、加工、運搬等をなし得ざるにはあらざるも、單に戦争の目的に使用する條件の下でなくては之れを許さないものであるから、最初は其不當を唱へたものもあつたが漸次一般に却つて其利便を認めらるゝに至つた。何ぜんれば若し必要なる物件例へば銅、錫、ニッケル、アルミニウム、アンチモニー、ウオルフラム、クロム等を盡く徵發したとせば莫大の數量に達し、是等金屬類の處分には頗る困難を感ずるのである。即ち之れが運搬、貯藏、保管、分配等の爲に多大の手續と經費とを要するばかりでなく、全般の經濟的生活に急激な打撃を與へるのである。然るに新意義に基き差押へられた物件が、戦争の目的以外に使用するを許されぬ爲、一部の工業界には多大の打撃を與へたが、國內の全原料は擧げて戦争の目的に使用せらるゝに至つたので、其効果は眞に絶大であつた。

第三節 工場動員

作業の轉換及平均

獨國に於ける産業は外國貿易の杜絶に伴ひ輸出工業は全然廢滅に歸し、唯だ軍需品と國民生活に要する工業のみが存在し、輸出工業に屬する資本、工場及勞働力は盡く軍需品工業に轉換するに至つた。即ち開戦後國家の注文に應ずる工場は作業繁忙を極むるも、他の工場は全く廢止するか又は大に制限を加へねばならぬやうになつた、是れを以て作業の平均を得させる目的から、各種の工業毎に特種の機關を設け、官廳よりの注文に際し此の中間機關に於て、各工場の作業工程に應じ之を配當負擔せしむるの處置を採つた。

小工場の合同

小工場は若干毎に團結して組合を組織し、以て軍需品の注文に應じ得るやうにした。開戦後一九一六年七月一日迄各種の軍需品請負組合の數は、獨國內に於て實

占領地工場の利用

に約四百四十五の多きに達したと云ふことである。

獨國當局者は占領地に於ける資源及作業力の利用に關しても周密の注意を拂ひ、物資の占領地外に出づるを豫防し、勞働力を極端に利用し各種工場の使用に努め迅速に之れを修理して作業に着手せしめ、殊に兵器類の修理作業の如きは概ね之れを占領地に於て實施し、輸送力の節約及内地工場作業力の補足を圖つた。

第四節 職工動員

獨國補助的起原の動員

開戦と同時に獨國に於ては一方には輸出入杜絶其他の原因に依つて甚しき經濟界の恐慌を來し、爲に製造工場其他の事業を中止し又は制限せし結果、俄に多數の失職者を出したのである。政府當局者は一時是等失職者の處分に關し大に苦心した、他の一方には在郷軍人召集の結果生ぜし勞働力の缺乏（農業及軍需品製造工場に於け

る)を補填する爲、應急の處置を講じなければならず、之れが爲勞働市場整理に努力せしことが多大であつた。然るに失職勞働者の數は漸次減少するに反し、軍需品製造事業擴張と兵員の補充とを要することが益々大なるに至り、軍需品工場に於ける勞働力の補充は開戦以來取り來れる尋常の手段を以てしては到底其要求を充すことが出来なくなり、遂に一九一六年末祖國補助勤務法なるものを制定するに至つた。獨國には開戦前未だ全國に亘れる勞働紹介の機關、又は其事業を統一す可き機關が存在して居なかつた。唯だ從來重要なる公立勞働紹介所の自由同盟會と稱する獨逸勞働紹介所組合なるものがあつて、獨國政府より巨額の補助を受け、公立勞働紹介所の連絡を圖つて居たものがあつた、而かも此組合は幾多重要なる私設勞働紹介所と何等連絡を有して居なかつた。

然るに戰亂勃發の結果は總ての勞働紹介所の共同的活動の必要を促進し、且つ此

中央勞働
事務局の
設置

目的を達せんが爲之が統一機關を必要とするに至つたのである。
斯の如き統一機關を設くる爲開戦後一九一四年八月五日獨國宰相の命令に依つて、商工大臣、内務大臣、外務、農務、陸軍省代表者、參謀本部、帝國統計局アルサス、ローレンス大守の代理者を内務省に會合し内務大臣ドクトル・テルブリックが議長として中央勞働事務局設置の件を決定した。

該事務局は帝國內務省内に置き、同省局長ドクトル・レツルドを其長とし、前述關係文武諸官省の代表者及在來竝新設勞働事務局の代表者を局員とすることにした。而して其管掌業務は(イ)外國人職工の國內に於ける配當。(ロ)職工の充用。(ハ)農工業の勞働市場に於ける需用と供給との調和を圖ると云ふにあつた。

又局長は特に野戰鐵道長官と連絡を取つて、職工の鐵道輸送を整理し、該事務局は在來の各種事務所及目下創設中に在る私立勞働事務所を統一して、之れが協同連

中央勞働
事務局の
組織

繫を圖るを目的とした。而して勞働に關する直接の事務を處理しないで、各勞働事務所より日々報告を受け、全國内に對し勞働の適當なる分配を圖るのであつた。

失職者に
對する處

開戦の當初動員を行ふと同時に多くの工場に於ける國民兵役に屬する職工が解備せられた爲、多數の失職者を出した、是等失職々工は生活難の爲に従軍を願ひ出づるものが群集するに至つたが、當時必要の人員は既に充實して居た爲彼等は悉く拒絶せられたのである。去れど他に就職口を求めんとするも、彼等が國民兵たるの故を以て召集せらるゝ恐があるから採用されない、又其家族も出征職工の家族でないといふ理由の下に、補助的授産の恩典に浴することが出来ない、故に一家甚しき生活難に陥つた者が尠くなかつた。此に於て當局者は工場主に諭して、成るべく職工の缺員數を勞働事務局に申出さしめ、國民兵役者を以て之れを補ひ、後日國民兵役職工召集せらるゝ場合に於て、當局者は他の者を以て之れを補充することを約して此難

境を救濟した。或は傭主の愛國的精神に訴へて、動員職工の解備を見合はす可きを諭し、又は無給の篤志手傳人使用人を制限し、或は他に收入ある勞働者の傭入を禁じ、又は企業家をして成るべく其事業を縮小することなからしめたのである。其他請負注文を廣く分配し、又は勞働時間を短縮するも多數勞働者を傭入れしむる等、有らゆる手段を講じて失職々工の救助に盡瘁した。斯の如く一方には解備の結果、糊口に苦む勞働者があるにも拘らず、他方には戦亂勃發の當時、農家は恰も收穫に多忙を極めし時期であつたので、農業勞働者が軍旗の下に召集せられ、且つ外國勞働者が國外に退去した爲、大に勞働の缺乏を來し、産業上至大の影響を蒙らんとするに至つた。此に於て彼等は學童、青年團、篤志手傳人等に依り收穫を爲さしめるの狀況であつた。斯の如きは素より大に賞讃す可き美舉のやうではあつたが、畢竟戦争の爲に大變動を來した一般勞働市場の狀況を顧みない處置であつた。是れを以

て中央勞働事務局は學童の收穫手傳を制限し、數多の工業勞働者を農業方面に轉職せしめ、農業方面に要する技術員は工業技術員をして之れに當らしめ、軍需品製造を委託せられたる工場に對し勞働者を媒介し、或は農業會議所に對し動力耕作又は打禾機使用に必要なる經驗ある勞働者を送り、或は國內運送業に不足せる勞働者を紹介し、又は不熟練なる勞働者をば運河開鑿、鐵道敷設等の事業に使用せしむる等地方勞働紹介所及職工組合等と協同し之れが救済に努力した。

帝國統計局勞働統計部も亦中央勞働事務局の事務を分擔して『勞働市場通報』なるものを發刊することとなつて、其勞働者の紹介に便を與へた効果が頗る著くして、勞働者の需要供給の調節に百方手段を盡した。是等各機關活動の結果、開戰當時即ち一九一四年八月末に於ける失職勞働者は獨逸國內全勞働者數の二二、四%に上りしも日を経るに従ひ遞減し、九月末には一六%、十月末には一〇%、十一月末には

勞働者需
要供給の
調節

七%、十二月末には、六、五%にして一九一五年一月以來毎月一%を減じ同年五月頃に至り一%となり、爾來平時と大差なきに至つた、併しながら纖維工業に従事せし職工のみは完全に復職するを得なかつた。

獨逸政府當局者は稠密なる不偏不黨の職業案内所網を以て全國を網羅しやうとして、一九一六年六月十四日地方長官に布達し、町村又は町村組合に對して公共的公平な職業案内所を設置せしめんとした。併しながら其實行は未だ政府の豫期に達する事が出来なくて、地方に於ても職業案内所の設置の不十分なる所が尠なくないものであつた。

職業案内
所

獨逸の産業は一九〇七年の統計に依れば男女合計約二千八百萬（現在は約三千萬を越ゆるならん）内男子約二千萬、兵役義務年齢者千百乃至千二百萬の勞働力に依り經營せられたるもので、開戰の當初召集せられた者は現役者約八十萬を除き、産

生産勞働
者の補充

業界より五百萬内外の能率最も大なる勞働力を奪取し、爾後召集に次ぐに召集を以てし、九百萬以上に達し其人員と能率よりせば三分の一以上の勞働力を産業界より奪取せられたのである。斯の如く減少せる生産力を以て、長期戦を繼續せんとするは到底不可能である、従て獨逸に於ける最重要の問題は此生産勞働力の補充如何に存するのである。佛國の如きは亞弗利加及亞細亞に於ける屬領地並支那苦力を以て之れを補充することを得たが、獨逸に在りては是等の便がないのである、そこで獨逸の採用した方法は概ね左の如きものであつた。

糧に敵に據るの原則は遺憾なく利用せられ、中立國視察者の報に依れば戦場の直後に至る迄耕作せられて居るとの事である。又兵卒は其職業に依り農業なれば播種、收穫等の時期は、商業なれば決算の時期等に於て、數週間歸休を命ずる等微細なる注意を以て産業上に効果あらしめたのである。一九一六年九月柏林より歸朝せる者

軍隊の勞働

の談に依れば、小賣商人の決算時期等には兵卒は多く歸休を許されて居るとの事である。英軍は休養の爲めに歸休を許されて居るとの事であるが、獨軍で歸休せしむるのは産業の維持保續の爲である、此一事でも戦争に對する獨軍の用意の周到なるを見ることが出来る。兵站管區内に於ける農業は頗る盛なるものであつて、官憲の指導に依る占領地方人民を使用する外に、軍人をして殊に大規模の機械力を以て農業を行はしめつゝある。西方戦場の後方に於ては、將校指揮の下に廣地域を統一的に耕作しつゝあるを見ると云ふ、尙ほ同兵站區域内には六十個の動力犁鋤の使用せらるゝを見たと云ふ事である。

斯の如くに軍隊を勞働せしめ得るのは、持久性を帶ぶるに至つた爲と、戰場と内地との交通が便利であるから實施せらるゝのではあるが、其生産力に益することは決して鮮少でないのは多言を要しない。

俘虜の勞働

一九一七年二月の獨國公報で發表された所に依れば、獨國內に在る俘虜は各國のものを合し約百六十七萬三千人であつて、此内果して幾何の俘虜を生産的勞働に従事せしめて居るかと云ふ事は、未だ詳知するを得ないが、一九一六年三月に於ては約百萬(道路、河川等修築其他公共事業に八萬六千、農耕に約三十四萬、工業に約二十四萬合計約六十七萬、此外兵站管區内にて使役せしもの約二十五萬であつたと謂ふ)を下らぬとの事である。而して西方戰場に於ける白佛の鐵及石炭鑛區には露國俘虜が群を成して勞働に従事して居る、又農業の爲各地方の農家に分配せる俘虜の如きは、其雇主たる主人は自ら戰場に出征し、留守宅に於ては俘虜が農耕に従事して居ると云ふ奇觀を呈し、其他運河の開鑿、殊にハンノーバー、シュレスウイヒ・ホルスタイン及ボンメルン竝に西普の沼澤、不毛地の開墾作業に使用して居ると傳へらるるのである。

一般に戦局の曠日彌久と共に、俘虜の方でも收容所生活を厭ひ、戸外の勞働に従事することを喜び、益々増加する景況を示して居る。而して是等俘虜の勞働能率は素り頗る低率ではあつたが、百萬に上る勞働力は有力なる勞力補填たるを失ふはなかつた。

開戦後伊國勞働者の獨國に在る者及新に移入せる者が頗る多く、其數が約十萬に上つたとの事である。それは伊獨の間が久しく宣戦せず居たのも一つの原因であつた。露獨宣戦の際獨國に在つた波蘭出稼人の歸國を停止したと云ふも事實で、白佛等の占領地住民をも強制して勞働に従事せしめ且つ之を獨逸本國內に拉致して勞働に従事せしめたのである。是等の處置に依り幾何の勞働資力を得たかは不明であるが、獨逸當局の勞働力補給に關し、如何に周到なる注意を拂つたかは之れに依り知るに足るであらう。

外國人及
占領地住
民の勞働

戦時に至り最も大なる打撃を受けた工業は繊維工業、玩具工業、被服其他流行品工業であつた。是等工業に従事して居た婦人労働者は、盡く戦時工業に轉移せしばかりでなく、農家に於ける家族は盡く出征者に代り農業に従事したので、失はれた男子労働力の大部は、婦人労働力に依り補充せらるゝ事となつた。婦人労働は獨り農業及輕工業のみでなく、運輸、交通、商業、教育其他軍需品工業をも負擔するに至つて、其成績大に見る可きものがあつた。

獨逸労働者疾病基金局の報ずる所に依れば、一九一六年一月には男子工業労働者約四百七十五萬に對し、女子約四百萬を算して居る、以て一般産業上に於ける女子労働者に依る生産増加の驚く可きものであることを推知し得るであらう。

斯の如く女子労働者の増加に加ふるに、老年及幼年者の労働力の増加は無論である。加之日曜其他休日の廢止、労働時間の延長、夜業及機械力の應用等苟も生産力

を増加するに足るものは盡く之を採用したのである。

各國經濟學者は獨國に於ける前述の如き労働状態を具に研究して、獨國に於ける戦時の生産能力を平時の七八%と算定した、果して眞なりとせば大軍召集の爲平時の約二三%を失つた獨國の産業は、諸般の補填法に依つて一一%を恢復したものと謂ふ可きで、換言すれば能率大なる平時の生産業者約三百萬人を補充したものと謂ひ得るのである。斯の如くして獨國は大軍召集に伴ふ恐慌時代を経過し、内國の産業が順調に起き、軍事工業發展に伴ひ労働力の缺乏が漸次増大し雇入口數に對する失職者の割合が漸次減するに至つた。即ち一九一三年十月に於ては一七%なるに、一九一四年十月には一五、四%、一九一五年十月には八、九%、一九一六年十月には六、四となつた、是れは明かに労働力の缺乏を示すものである、然らば前記七八%の戦時に於ける生産力は、果して持續す可きや否やは疑問であらねばならぬ。

非常手段

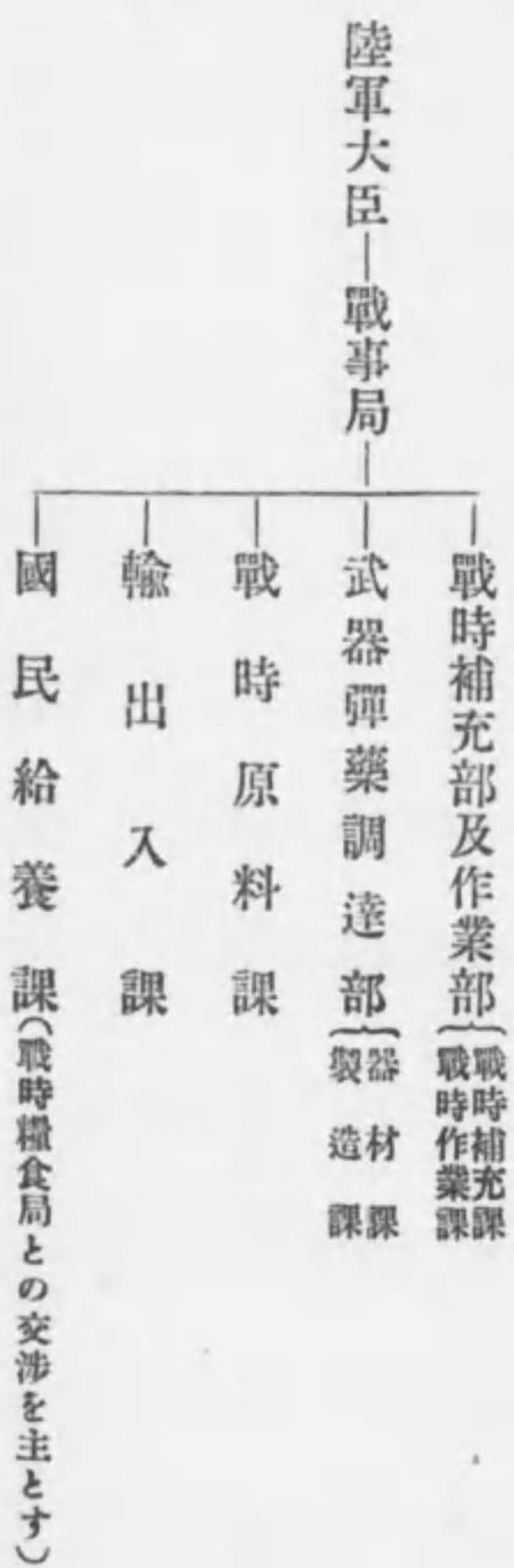
第三篇 英佛獨に於ける工業動員

二四四

一九一七年九月西方戰場に於けるソナム攻撃の開始せらるゝや、英佛軍の攻撃準備殊に重砲及彈藥の豊富なりしには、獨國に於ても上下舉つて一驚を喫したのである。此驚愕からして軍事工業及勞働力の編成と統一とを一層完全ならしむる必要を感ぜしめた。而して軍需品の供給を潤澤ならしめ且つ兵力の増加を圖る爲、特別の施設を決行するの直接動機を與へたのである。内務大臣ヘルヘリツヒ氏の云へる如く勞力の動員は、戦争第一年より獨逸人の腐心せる所であつて、開戦後に於ける不斷の努力は決して尠少のものではなかつたが、而かも戦局の發展は一層大規模の經營を要求するに至つた。國家は存亡の分岐點に立ちつゝあれども、國民を驅つて軍事産業の勤務に服せしむるには、如何に國民が敵愾心と愛國心に富んで居るとして、之れを自然に放任しては、到底充分の効果を奏する事は至難である。故に之れに組織を與へ之れが統一を圖り以て戦時に於ける産業の完全なる發展を期する爲、

戦時局

戦時局を創設し祖國補助勤務法を制定するに至つた。其効果は管に物質上に於てばかりかでなく、獨逸國民の精神的訓練上甚大なる感化を與へ、眼前の急を救ふの外、當代獨逸人の一致團結に依る偉大なる努力の功績は、永く竹帛に垂るゝものである。戦時局は一九一六年十一月廿日を以て創設せられ、名聲噴々たりし前鐵道長官にして糧食局代表者たりしグレンナー中將が局長に任ぜられ、戦時局は左の如く統屬せられたものである。



第三章 獨國に於ける工業動員

二四五

戰時補充部及作業部は最も重要な機關であつて、祖國補助勤務法に於て管掌されたのである。

武器彈藥調達部は野戰兵器本廠及陸軍省内前工場課を合併し、又戰時原料課は差押織物買收課を合併した。

局内には鑛山、製鐵、化學、火藥、農業に關する各専門家を置き各地工科大学の講師は必要に應じて局員に囑托せられ、其學生も亦必要に應じ之れを使用し、職工問題の爲職工周旋業者の代表者をも局員に囑托した。

戰時は單に國內の各關係官衙等を間接に統督す可き中央官衙でなく、直接の指揮者たり實行者たらんと期待したのである。之が爲各軍團司令部に局の代表者を常置し、軍團管區内の一切の業務に當り、其他本局より局員を派遣して、常置員と相協力し中央及地方並地方相互の連絡を保持せしめた。最も緊要なる地方例へはライン、

ウエストファールレンの如き工業地方又ルクセンブルグ、ローレンスの鑛區地方には特別の常置員を配置した。

俘虜、戰傷者及婦人の勞働も亦該局の管掌に屬し、特に注意す可きは、之れに依り獨逸の全産業が其軍用たると否とを問はず、一律に戰時勤務として戰時局の指揮の下に働くこととなつた事である。

祖國補助勤務法は恰も出征軍の爲徵兵法の存する如く、出征軍後方に於ける生産及補給業務の爲にも、全國民に對し強制服務せしむるものであつて、其内容を摘記せば次の如くである。

一、目的

- (イ)、武器彈藥の製作力を増すこと、
- (ロ)、諸工業中には軍事上及國民生存上緊要なるものと緊要ならざるものとあり、其緊要ならざるものは之を中止し事業の成績不充分的ものは之を合併するか或は他の方法に依り經濟的經營を促進すること。

祖國補助
勤務法の
規定

(ハ)、從來内地に在りながら労働に就かきりし者を志願若は強制に依り就職せしむること。

(ニ)、武器彈藥製造等の勞役に堪へざる者は事務所勤務其他公共的勤務に當らしむること。

二、勤務の種類

官廳、準官廳たる組織、軍事工業、農業、林業、傷病者看護、各種軍事産業機關其他戰爭遂行又は國民給養の目的に對し直接間接の關係を有する業務。

三、祖國補助勤務に服務の義務ある者

階級及職業を問はず獨逸人たる男子にして滿十七歳より滿六十歳までの者但し婦人には此義務を負はしめず。

四、工業機關と勞力

各工業機關は其の事業の軍事に關係あるものは勞力の不足に際し補助勤務者の供給を受け得るも、之れが爲備主と被備者と結託し實際服務し居らざるものを就役者の如く報告せらるるなきを保せず、戦時局は是等の弊害を監督す。

産業機關か補助勤務者を使役する資格ありや、又其使役數か必要の程度を超過せざるやは、各留守軍團管區にて編成せらる可き委員會之れを決定す。委員會の決定に不服の者は戦時局より指定する中央審判

所へ訴願することを得。

右委員會は將校一(委員長)、高等文官(内一名は實業監督局より出すこと)並備主及被備者の代表者各二名より成る。

義務者の就役方法、

先づ勤務義務者に對し一般に廣告を以て志願せしむ。

不應者ある時は其者に對し委員會より特別催告狀を發す。

右委員會は委員に依る多數決とす、可否同數の場合は委員長之れを決す。

委員會の催告を受けし者は二週間以内に就役を求むるを要す、之れを求めざるものは委員會より役務を指定す。但し此指定は爲し得る限り本人の年齢、家族關係、住所、健康狀態並に過去に従事せる補助勤務を參酌決定し、本人の受く可き勞銀は本人及其係累の爲十分なるやも酌量するを要す。

就役を欲せず又就役不能者にして委員會より就役を強いらるゝ場合には訴願を行ふことを得、此場合には前掲の留守軍團司令部に於ける委員會之れを審判す。

六、労働者の移動に關する規定

勤務義務者は其現役務より他へ轉するを許されざるを原則とす、若し他の役務に轉せんとする場合には

前備主よりの解備券を必要とす。

備主は職工又は使用人に對し解備券を與へざることもあり、此場合には職工又は使用人は委員會へ訴願することを得。

此委員會は各補充委員區(聯隊區)に設けらるゝを常とし、委員長は戰時局より委任の者、委員は備主及被備者代表人各三名より成る、此代表人中の各二名は常置にして、他の各一名は當該勤務義務者の屬する職業團體より出さるべきものとす。此委員會の審判にて離役の理由十分なりと認めらるるときは、委員會より證明書を交付す、此證明書は備主の解備券と同一效力を有するものとす、労働條件の改善は特に離役の重要理由と看做すことを得。

解備券を有して役務を離れし者は二週間以内は、他の備主より採用せらるるを得ず。

即ち労働者の移動自由を著しく束縛せられあるも其理由にして、勞銀及労働條件の好みに依るなれば必ずしも不可能に非ず、労働者は工賃の高き方へも轉することを得。

七、職工及使用人委員會

總て補助勤務たる性質の事業にして普通少くも五十名の男女工を有するものは、職工委員會を常置するを要す。

此委員會の委員は成年職工中より、直接無記名比例選舉法に依り選舉す、其詳細は地方の中央官憲之を規定す。

使用人保護法の精神に準據し、五十名以上の使用人を有する事業にては其使用人の爲使用人委員會を設くるを要す、此委員會の權能は職工委員會と同様とす。

職工及使用人委員會は職工若は使用人の希望及要求を、備主に通し之と商議すべきものとす。

備主は右委員の少くも四分の一より希望又は要求ある時は、之れに應し商議を開く可き義務を有す。

八、備主及被備者の爭議に關する調停法、

労働條件に關し備主と職工委員會との間に爭議を生し解決を見ざる時は、前掲解備券問題と同一の委員會之か調停に任す。

右の場合に於て備主及被備者の希望一致せるときは、工業裁判所、礦業裁判所、商人裁判所又は某組合の仲裁々判所を仲裁々判所と爲すことを得、此場合には工業裁判法第六十六第六十八第七十三條を適用し兩當事者の一方出廷せず、又は辯論に應せざる時と雖判決を與ふことを得、且つ此紛争事件に對し備主又は職工委員として關係ある者は、此判決に參與することを得るものとす。

常置職工委員會の存在せざる所にて、職工團體及備主間に労働條件の爲爭議を生せし場合にも、亦調停

所として委員会を召集するを得。

農業に對しては右と同様なるも、鐵道事務は除外とす。

備主にして仲裁判決に服せざる時は、關係職工は其請求に依り正當罷業證明書(解備券)を與へらる職工にして判決に不服の場合には、判決に基く理由に依り證明書を與へざるものとす。

陸海軍所轄の工業にては職工委員會及調停所の設置に關し規定の勤務法規に従ふ。

九、集會及結黨の權

補助勤務に従事する人員は集會及結黨に關し何等其權利を拘束せられず。

十、本法實施と帝國議會、

議會より選出せる十五名の議員より成る委員會は本法律の實施に關し諮詢、同意、通報を得、又戰時局に對し説明を求むるの權あり。

十一、罰則

一年以下の禁錮及五千圓以下の罰金又は此二刑の一若くは拘留。

十二、本法の有効期限

發布の日より有效とす、其廢止は聯邦參事委員會之を定む。

祖國補助
勤務法の
議會通過

若し歐洲強國間の平和締結後一ヶ月以内に、聯邦參事委員會より本法の廢止を布達せざるときは自然無効とす。

此祖國補助勤務法が議會を通過するや、皇帝は内務大臣に對し慰勞の電報を送り、ヒンデンブルグ元帥は帝國宰相に祝賀の書を寄せた、宰相亦之に答へ、各新聞は一齊に議會の奉公的精神を賞讃し、上下一様に本法律の施行より生ず可き國家的利益を確信して翹望したのである。政府は該法施行後勉めて強制服從を避け、成る可く志願者の獎勵に依り目的を達せんとした、一九一七年四月頃の狀況に徴する時は志願の結果良好にして着々時局の要求を充足しつゝありと云ふ事である。

已に述ぶる如く獨逸が開戰當初現役兵及既教育兵約四百萬の精兵を以て戰局を終始せんと欲したが、日を経るに従つて漸次兵力を増加せざる可からざるに至つた、今や第一線の兵力のみですら四百萬以上を算ふることゝなつた。是れ即ち現代戰爭

眞の國民
普兵主義

の要求は一部兵力が國民を代表するのみを以て満足し得るものでなく、眞の皆兵主義の許に最初より全兵力が其資源を擧げて戦はなければならぬことを示し、即ち所謂國民戦たらざる可からざることを確證するものである。彼の常備兵を以て戦争の局を終止しやうとするが如きは植民地戦或は小弱國に對しての戦争である事と知らねばならぬ。

大軍召集の困難

大軍召集は軍事上直接に種々の困難に遭遇するのである、例へば召集補充の機關、收容、給養、補充部隊の編制、教育機關等軍部に於ける技術的困難の外、國民生活及産業に及ぼす影響である。單に軍事目的より言へば編制部隊の任務に應じ戦闘能力を基準とし既教育兵及未教育兵の年次を案排すればよいのであるが、戦時に於いては重要な産業の維持に對して注意を拂はねばならぬ。年齢職業並に地方に依り産業を異にするに従つて、各種の要求を參酌するの必要が生ずる。例へば戦時に於け

る産業を區別し第一種即ち軍需に關係を有する、産業第二種即ち國民生活換言せば衣食住に關する産業及第三種即ち其他の産業である。召集の順序も又第三種より第一種に至る可く、各種産業中にも従業年月日の長短に依り或は熟練、不熟練又は能率の大小等に依つて召集に遲速を區別するの必要がある。召集の時期も地方産業の狀況に依り之を顧慮するを要す可く、又召集す可からざるもの、内交通業務及精神的業務に従事するもので他の勞働力を以て補充し得可きものは豫め之が補充計畫を立てる等種々複雑せる情が伏在して居るので、將來の國民戦に對する大軍の召集は必ず是等の着眼に基くを要するのである。

第四篇 英、佛、獨に於ける産業動員

第一章 英國に於ける産業動員

第一節 戦争の産業に及したる影響

英國の産業は一般に戦争の爲大なる影響を蒙つて、開戦後四年の今日では全く平時と異なる基礎、即産業動員の上に立つ事となつた。是等は我國でも或は直に採て平時施設に移すべきもの、或は平時より準備して開戦と共に施行すべきもの、或は全く學ぶべからざるもの等が、錯綜してあるので研究を要すべきものが頗る多い。更に戦争が産業に及した大なる現象を列舉せば次の如くである。

一、産業に關する政府事業の膨脹、

戦争の遂行には國家總動員を要する、從て政府事業は平時とは比較にならぬ程膨脹するのを免れぬ。

二、労働力の激減、

開戦後短時日間に多數の壯丁を軍隊に奪れた爲、各方面に於て生産及輸送力の不足を來し、此減耗を醫する爲國民勞役法等を制定する事が必要となつた。

三、原料の生産及輸入の減少、

生産の減少は主として労働力の不足に原因し、輸入の減少は船腹の不足に基因す。

四、軍需品の増加、

軍需品は不生産的に消費せらるゝものが多く、之れが爲に平時の生産力を該方面に吸収せらるゝことが甚大であつて、其結果一般の産業力を衰退せしめた。

五、物價及労働賃の騰貴、

物價及労働賃の騰貴は労働力の減少、労働時間の延長に基く自然的結果である。

政府の執
りたる手
段

是等戦時特別の現象に對し政府の執りたる手段の大要は次の如くであつた。

一、労働人員減少に對し。

(イ)、不熟練者、半熟練者、年少者、婦女子の代用、

(ロ)、一旦兵役に服したる者を除隊して原業に復歸せしむ、

(ハ)、政府の認定せる職業に従事する者の其定限の人員に對し召集延期又は召集免除を行ふ、

(ニ)、職工の融通使用、

(ホ)、労働時間の延長、

(ヘ)、重要な産業を政府の管理に移し國家的公務として義務的に勞役せしむ、

(ト)、事業の緩急に應じ時として軍隊の力を貸與し、最も困難なる時期を經過せしむ、

(チ)、産業に關する専門の教育機關を急設し、不熟練者を教育して熟練者の不足を補ひ且つ一般の能率を増加せしむ、

(リ)、戦争遂行に不必要なる事業を中止し、必要の度高き事業の爲人員を供給す、

二、原料生産及輸入の減少に對し。

(イ)、科學の力を以て生産力を増加するに努めたること、

(ロ)、重要な原料は之を政府の管理に移し、戦争遂行に必要な者に供給すること、

(ハ)、輸入の杜絶又は減少せるものに對しては、内國産出を獎勵し或は其消費

を制限す、

其他幾多の事項あるも要するに産業動員の趣旨も、國家總動員の主旨に同じく國家の産業を國家的統一組織の下に置き、戦争遂行に必要な産業を助長し不必要な産業を壓迫し、外に在つて戦争に従事する者は勿論、止て國內に在る者の日常生活を最容易に行ひ得て、國家の全能力を戦争遂行の目的に合せしむるにあるのである。

英國に於ては生産消費及之が調節、仲介並教育、指導、獎勵等を掌る爲夫々政府の諸機關をして分擔せしめて居るが、其大綱たる政策の決定に關しては議會が常に其全權を把握して居た。而して其政府機關の形式は我國と大差なく、唯國家の大なる官廳の數が稍多きのみである。此等官廳以外には各種の民設機關があつて、各事業の改良進歩を圖りつゝあつたが、官民一致の國家的指導機關と、大規模の科學研究機關とを缺いて居たので、各産業は概して各個各異の發達を爲して來た、之を全

産業動員
の諸機關

國統一の主義政策に依り一目的に向て協力奮進しつゝある國家と比較するときは、各種の進歩は資源の豊富なる割合には夫に伴はぬ觀があつた。元來産業を以て其富を成し世界に其雄を誇り、永く世界的に産業に於ては首位を占めて動かかなかつた大英國は、開戦當時に於ける輸出入額は輸入七拾億圓、輸出五十二億圓の多きに上つて居た。近年に於ては競争國の發達に刺戟せられて、銳意各種の改善に努め來れるを以て、獨米の急速なる發達に對しても遽に其位置を動かさるゝが如き事はなかつたのである。

第二節 織物業

織物業は英國産業品中最重要なるものゝ一であつて、其輸出額は十九億圓即ち全輸出額の三分の一強を占めて居る。現時織物及之に關する職業に従事する者は約三

百萬人で、之が収益に依り生活する者は實に全人口の十分の一である、而して織物業の主なる者は綿及羊毛で次の如くである。

綿は從來其原料を主として米國より、一部を印度及埃及より輸入し國內に於て之に加工した上更に輸出したのであるが。一九一六年天候不良の爲米國綿の生産額が著しく減少し、爲に其價格が過去五十年間に比類なき騰貴を來し、一方に於ては開戦以來兵役の爲熟練職工の一割五分を失つた、是に於てか綿業は頗る難局に立つに至つた。乍併此困難は單に價格の騰貴より生ぜし困難に止まり、軍の巨大な需用に不足を感ぜしむる如き事には至らなかつた。又獨塊其他の敵國に對する輸出皆無となりしに反し、露國、丁抹、和蘭、佛國等に對しての輸出額が激増したのである。

目下英國の綿業は自國の需用を充して、尙ほ外國に輸出し得るの餘裕を存して居る、將來戦争の目的を達する爲には綿業の縮少を見るも、毫も困難を感ずるが如きこと

は無いであろうが。近來日本、支那、米國の綿業が大に發達し印度市場の競争に成功しつつあるが爲、戦後を顧慮して綿業の縮少は不可能でなからうかと感ぜらるゝのである。

毛織物は英本國産羊毛の外、主として濠洲、新西蘭及び南阿等より輸入したものに加工し、國內の需用及輸出に充てゝ來たのであるが。開戦以來羊毛の輸入が大に減じ、加るに獨國が南米の羊毛を買占めた結果、政府は羊毛の不足を豫測し一九一六年初夏軍令を以て全國の羊毛を專賣に移し、爾來屢々羊毛及毛の數量検査を行ひ、之に基いて毛織物、毛絲の使用及輸出を制限した。而して目下製品の輸出は一般に減少したが、聯合諸國殊に佛國に多量の輸出を行つて、能く聯合國物資供給の倉庫たるの任を果して居る。

要するに英國の如き世界毛織物業の覇者たり、且つ海上の王たる國に於ても、戦

争の影響を受ることは斯の如くであるから、我國に於ても大に之に鑑みる所がなくてはならぬ。我國の如く軍人と一般國民と服裝が根本的異なる國に在つては、英國の採りたる手段以上に更に斷乎たる處置に出なければならぬ、然らざれば到底戦時の要求に應ずることは至難であらうと思はる。

第三節 製鐵、製鋼

製鐵、製鋼は英國に於て最發達した工業であつて、一九一三年度に於ける鐵及鋼の輸出額は五億四千萬圓餘に上居たが、開戦以來陸海軍の要求の激増するに及んでも當業者は只管自己の利益を圖つて國家の危急を顧みず、軍需品工場に對し所命の如く供給を行はなかつた爲、一九一五年六月軍需品省が創設せられ工業動員が實施せらるゝや、當局者は直に製鋼業の管理を斷行し、次で製鐵業をも政府の管理に

移し中立國に對する輸出を禁止し、最高價額を定めて自國及聯合諸國の必須なる需用に應じた。之と同時に製鐵に關する各種生産品の價格を一定するの必要を生じ、政府は茲に内國産鐵鑛、石炭等の最高價額を定め、輸入鐵鑛の價格を一定し、其外鐵鑛の運賃をも規定し、外國鐵鑛も一定價格を以て製造者の手に入る様にした。鋼及鐵製品は勞働力の不足、工場の擴張難等に依り其生産が需用に應じ得なかつたが、火砲及造船の爲には將來無限の需用を生ずるのであるから、政府は中立國に對する輸出を禁止し聯合諸國に對しては爲し得る限りの供給を行たのである。

要するに製鐵、製鋼の將來に就ては未だ確たる方針の決定を見ざるも、同業者の結合を固くし同業銀行を設立して正價を定め、科學的研究に一層力を注がんとすることに就ては殆ど異論が無かつた。

第四節 造船業

開戦以前に於る英國の造船業は眞に世界に冠絶し、一九一三年に於ては世界の造船高三百三十三萬噸中、英國の建造せるものが實に二百萬噸の多きに達して居た。然るに開戦以來海軍の需要に依り又材料及勞働力が缺乏した爲、大に商船の建造力を減少し、一九一五年度に於ては六十八萬噸に減少したが、其後漸次に回復し今や全世界の建造力の大半を領有するに至つた。水雷及潜航艇の爲に蒙る損害は日に増大しても、之を防遏するの手段を發見せぬ爲、政府は大に造船業を奨勵して其缺損を補はんとし、海軍省には特別の委員を設けて貨物船建造の狀況を調査し、大に之が増加に努め、政府内に海運管理長官及同顧問、同委員を任命し、輸送の管理と相俟て大に船舶建造の發展を圖り、開戦後軍艦建造に轉用した幾多造船所も亦商船特

に貨物船の建造に従事するに至つた。其上在來の造船所を擴張し或は新設して盛に造船能力の増大を圖つた結果、造船業は人員及材料の缺乏せるにも拘らず、政府と民間との非常なる努力に依つて其全能力を發揮しつゝあるのは、主として平時に於る發達に負ふ所が多であつたからである。

第五節 石炭

英國に於ける石炭の産額は鑛業全産額の大部分を占むるものであつて。今日尙ほ自國の外、聯合諸國及中立國に對し多量の供給を爲しつゝあるは事實で、實際英國に於ける石炭は其質の良好なると其量の殆ど無盡藏なるとに於て世界に冠たるもので、其産出力の増減は唯勞働力及運搬力の二者に制限せらるゝのみである。而して開戦以來當局者は自國及聯合諸國の大なる需用に應ぜんが爲、漸次其輸出を制限し

又價格に制限を加へ、全國炭鑛を政府の管理下に入るゝを理想とし、着々此方針に向て進みつゝある。一九一六年十一月二十九日遂に同盟罷工の中心で且最主要坑地たる南ウエルース炭業地をも商務省の管理に移した。

更に其他の炭坑にも及さんとしつゝあるが、政府と鑛業者との間に財務上の協定を了らぬ爲、未だ實施に至らずに居る。

要するに石炭産出の問題は勞働力と輸送力と相待つべき者であつて、頗る複雑なる關係がある。且つ此間に多年の弊を有するを以て、全國炭鑛を國家の管理の下に移すべき案は最も能く國家動員の主旨に適するものであるが、未だ之を全國に亘つて斷行し得ないのは全く平時に於て産業動員を顧慮して無かつたのが其原因である。

第六節 鐵 鑛

一九一三年に於ける英本國の鐵鑛生産額は千五百萬噸であつた、是丈では逆も英國に於ける盛大な製鐵業の要求を充たすことが不可能で年々五百七十萬噸の輸入を見たが、開戦以來其需要が激増し一九一六年度の如きは六百七十五萬噸の輸入を見るに至つた。之れに對する處置は石炭と同様逐次鐵鑛の全部を當局の管理下に收めんとするにあつたが、其主要なるものは既に政府の手裡に移りたるを以て將來大なる困難なく生産高を増加し得るであらう。

第七節 農業

英國は固と農業國であつたが、それが工業の發達に伴ひ人民は農業を捨て盡く都會及工業地に蟻集した結果、農業は漸次衰微し從て國民生存に必要な食糧品は其大部分を海外領土其他の諸外國よりの輸入に仰ぐことゝなつた。今回の開戦と共に

一方に於ては大軍の編成と軍需品の製造との爲勞働力を奪はれたると、他方に於て船腹の缺乏、潜航艇の活動に依り農産物の不足が顯著となつた。

是に於てか國民は大に驚愕し、一九一七年初春以來官民一致して眞面目に農業の改善、國産の奨勵に努力し英國食糧品問題は戦争遂行上一大難問たるに至たが、當局者の施設其當を得た爲め、幸ひ饑餓に迫ることなくして新收穫期に入ることが出来た。食糧品問題は將來に於ても社會の一大問題となるに至るであらうが、英國當局者が食糧品問題を解決せんが爲に採た處置は、大體に於て生産の増加と消費量の節約とに在つて、是等の施設に就ては國家の權力を以て人民を強制したのである。

生産額の増加としては一九一六年以來耕地の面積を増加することを圖り、一方都會にある公園の如きものをも耕地に變じ、人民に食糧品の生産及節約の緊要なることを教へ、他方には新に三百萬エーカー(百二十萬町歩)の耕地を得、始めて食糧品

を自給し得べきを知り、之れが開拓に従事したのである。之れが爲に要する農夫の多數は或は兵役に或は軍需品製造に従事して居たので、當局者は第一に農夫の補充を行はんが爲、農民を軍隊に徴集することを止め、七、八萬の農民を軍隊より除隊して農業に復歸せしめ、或は婦人を使用して農園に働かしめ、或は小學校生徒に夏季休暇を利用して農園に於ける労働を補助せしむる等、各種の手段を施し辛ふじて相當なる労働力の補助を得たのである。

食糧品の節約に就ては標準麵麩を公示し、純白の麵麩を禁じて麥粉の節約を圖り各人毎日の食糧品の分量を公定して之れを制限し、牛馬、家畜類飼養の穀類を減少し酒類の醸造を制限する等に依り、穀類を食用に轉用し、一方國民にして食糧を濫費する者は國權を以て之れを處罰し、近くは全國の製粉場を國家の管理下に置いて製粉量を制限し、且つ價格の騰貴を防ぐ爲公定相場を設けた。斯の如く微細の點に至るまで

注意周到其施設する所は頗る複雑であつて、今日尙ほ之れが改良進歩を講じつゝあるが、要するに食糧品問題に就ては不満足ながら粗ぼ之れを解決し得たのである。

第二章 佛國に於ける産業動員

第一節 戦争の産業に及したる影響

農業の受
けたる打
撃

佛國は農業國である、從て召集兵員總數七百萬中の過半は農夫である。此召集兵員は一時に七百萬に達したのでなく逐次に斯かる大數となつたのであるが、而かも動員當初に於て滿四十八歳迄の兵役義務ある男子即尤も作業力の旺なる者約四百萬を一舉に召集したのであるから、開戦以來其農業に及したる影響は著大であつた。併しながら開戦當時は既に收穫時期（佛國は季節の關係上八月に收穫して九月に機動演習を行ひ十月一日に新兵入營する順序である）であつたので、郷土に残つた農婦、老幼者が主體となつて一九一四年の收穫は之れを濟し、爾來農家は少康を得た

が、翌一九一五年春季の播種時期から一層苦痛を感ずることゝなつた。一方には兵員補充の關係より人員の徵集が頻繁となり、他方には工業動員が行はれた爲農業上に受けた打撃は益甚しくなつた。工業動員上に於ける職工動員の如きは或時期の施設迄は著しく困難を來すが、此時期を經過すれば爾後原料次第で大なる困難はなからうが之に反して農業動員は全く趣を異にし、戦争が永續すればする程苦痛が大となるのである。

食糧は軍部にも國民にも普遍的で、古來から兵學上糧道を絶つたの戦法があるのである。今回は更に進んで大陸封鎖と稱して、全國民の口を乾かさんとする大規模の戦法を實現し、以て饑餓に陥れ平和を促進せんとしたので、本戦役に於ける英國の對獨海上封鎖は即ち夫で、獨國の聯合側に對する潜航艇戦策なるものも亦之に外ならぬのである。而して其價値の重大なるは戦争の終局を促すべき一大要素と認めら

るゝに至つたことに依ても明白である。是に依て之を觀れば平時に於ける農政、戦時に於ける農業動員なるものは、如何程必要であるか是亦多言を要せず明瞭である。

農業國たる佛國が開戦以來如何に時局に對應し來りたるかを見るに、之も人員動員、工業動員等と均しく戦争を永續する場合に於ける準備は皆無であつた、幸にも佛國は英國の如き工業國でなかつたから、潜航艇の横暴に出會するも狼狽する程のことは無かつた。又人員動員、工業動員とは異なり農事は時期に依り緩急があるから戦争が持久性を帯び曠日彌久となるに従ひ之を講究調査する時間もあり、遂に農産物の平衡を維持するに努め得たが、此産業動員なるものゝ實施せられし跡に就て調査せば實に参考とすべきものが少からぬのである。

平時佛國は其國土内に存する資源を有事の際保護する方法を講ぜず、戦時に於ける兵器彈藥の補給、換言すれば兵器の獨立に關する考慮に頗る冷淡であつたのは、

工業の受
けたる打

一九〇六年に白耳義、ルクセンブルクに對する國境線の要塞築設案の否決せられたのを見ても窺ひ知ることが出来るのである。斯様な有様であるから石炭、鋼の主要生産地は開戦の當初直に敵に蹂躪せられ、忽にして兵器彈藥の製造に一頓挫を來たし、戦争の爲一大危機を醸したのである。幸に優勢なる英國海軍が大西洋の制海權を有して居るから、鋼材及石炭は盡く英國から輸入せられ、多額の正貨は流出するが、之が爲戦争を繼續し得るのである。萬一にも英國が中立であつて、優勢なる獨逸國海軍と其潜航艇が大西洋に跋扈したなら、佛國は到底鋼及石炭の供給を仰ぐことが困難で、兵器彈藥の補給に窮し、戦争を繼續することは全然不可能である。

開戦以來佛國の諸物價は戦争の影響で非常の騰貴をなし、一、二の例を挙げれば、石炭が七五%、石油が五〇%、燃料用アルコールが二〇〇%、機械類が五〇%乃至五〇〇%騰貴して居る。依つて政府は諸種の手段を盡し、物價の調節に力を盡した

が、國內經濟界の趨勢は容易に人爲的なる政府の調節に依り緩和せらるべくもなく、政府の努力に依り僅かに投機者等に依り人爲的に價格を釣上げるのを防止した位に過ぎぬ。

佛國にて陸軍省の第五局長たる陸軍次官には補給經理次官の名稱を附し、同次官は大臣の名を以て永久委任の下に全軍の糧秣、薪炭、燃料、被服及宿營材料補給に關する諸勤務を指揮することになつて居る。

佛國では産業動員に關することは主として補給局長の管掌する所であつて、其許には各種の専門家を以て組織せられた非常に多數の委員が附屬せられて居る。又經濟諮問會議なるものもあつて、農、工、商業の維持發達の方法を調査研究し、殊に民間及陸軍労働者の合理的使用及地方資源の利用に關して諮問に應ずることとなつて居る。

第二節 鋼

佛國の主要鐵産地は同國東部なるムルトエモゼール州で、其産額は佛國全産額の約九割に相當する。然るに其鐵産地の大部分は今尙ほ獨軍に占領せられ、佛國內に餘す所の鐵産地は殘餘の一割であつて、其鐵産年産額は二百二十萬噸に過ぎぬ。

鐵鑛より得らるべき鐵の量は鐵鑛の性質に依り異なるも、佛國の使用し得る鐵鑛區のものは其含鐵量は百分の二十五乃至三十五で、實際製鐵作業より得らるべき鐵の分量は平均鐵鑛量の四分の一とし而して鐵より鋼を精製する爲に得らるべき鋼の分量は鐵の約五分の四である、故に二百二十萬噸の鐵鑛より得べき鋼の量は、其五分の一即ち約四十四萬噸に過ぎないのである。

佛國野砲の彈丸製造に於て鍛造作業を主とするものゝ爲には、中徑八十二密、長さ

百九十五密の鋼材を用ひ、又鑄造作業を主とするもの(小銃機工場に於て多く實行する方法にて彈丸内腔の穿開をも鋸盤に依り行ふ)の爲には中徑八十二密、長さ三百三十密の鋼材を以てす、前者の重量は約八吉瓦で後者は約十四吉瓦である。今概算平均重量十一吉瓦を以て野砲彈一個に要する鋼量とし、一日平均製造數を十萬發とし計算せば一年約三千六百五十萬發の野砲彈丸を製造する爲に要する鋼材の量は約四十萬噸であつて、又重砲彈丸の製造に要する鋼を野砲彈丸の半量となし即ち二十萬噸を之れに加ふるときは六十萬噸となる、此他各種銃砲器材等を加算するときは軍用のみに要する佛國の鋼材は少くも百萬噸となるのである。尙ほ木材に乏しき佛國民間の需要を加算するときは戰時如何に鋼材を節約するも、頗る多量を要するは想像するに難からずである。之れを僅かに四十四萬噸の鋼産額を以て補はんとしては、外國より多量の鋼材を仰がざるべからざるは自然の數であつて、其米國より輸入する砲彈用鋼材の驚くべき多量であるのを見ても、大約推知し得るのである。

第三節 石炭

佛國は電氣事業の發達が比較的低位であつて、尙ほ石油が皆無であるから石炭が唯一の工業用原動力である。而して佛國に於ける近年石炭の消費量は年額約六千一百萬噸であつて、内佛國內に於て生産するもの約四千一百萬噸、外國より供給を仰ぐもの二千萬噸である。然るに其内國産額の約四分の三即ち三千萬噸は白佛國境に跨る鑛區より産出するものであつて今尙ほ敵手に在り、佛國に於ける此地方以外の産額は約一千一百萬噸に過ぎぬ、故に實に多量の石炭を海外より仰がなければならぬのである。

現今佛國の爲石炭を供給しつつあるは主として英國であるが、英國も亦海軍の活

動及軍需品製造の爲、多量の石炭を要するは勿論、而かも一方に於て労働者缺乏の爲石炭供給に困難を感じつゝある、加ふるに戦時中採炭労働者の同盟罷工等があつて、平時に比し同國石炭の産額及輸出額は著しく減少して居る。此等の事情の爲、石炭の時價は暴騰し平時の三倍以上となつて、佛國細民の日常生活にも困難を來たすに至り石炭時價の問題は遂に政治的問題と化し、英佛兩政府數回の交渉に依り、佛國に輸入する石炭の價格を一定するに至つたが、尙ほ其價格は平時の二倍以上を保持して居る。石炭供給に關し英佛兩政府間に成立せる協定(一九一六年五月二十一日英國商務院發表)の要旨は左の如くである。

- 一、船賃は一九一六年三月八日に於けるもの、二割引即ち戦前の約七倍(協定當時の半額)に當る額とすること。
- 二、石炭の最高價格は戦前のものに或額を加へたるもの。

三、英國石炭輸出業者の利益の最高率を定むること。

四、英國石炭輸出業者及坑主は各坑區に各一個の地方委員會を組織し、此委員會は佛國中央委員會と聯絡を保ち佛國に對する總ての注文は先づ之れを中央委員會に集め、然る後同委員會より之れを英國地方委員會に取次ぎ、地方委員會は之れを各坑主に分配し、同時に注文品輸出に要する船舶の周旋に従事すること。

五、英國石炭輸出業者、坑主及船主より各同數の委員を選出して、中央實行委員會を組織し、地方委員會の行動の統一を圖るが爲、諸種の準則の制定に着手すること。

佛國政府は前記協定の成立と共に英國の炭價制限法類似の法規を制定し、一九一六年六月一日を以て之を公布し、英佛協定に基く炭價及船賃等の制限に依り、獨り佛國石炭輸入業者の利益を壟斷するを防止し、協定の主眼とする佛國一般消費者を

して比較的廉價に石炭の供給を受けしむるの目的を確實に達成することゝした。尙ほ佛國政府は石炭輸出を禁止したる外、石炭需給の調節を圖るに苦心しあるが如きも、戦前白獨兩國より輸入せる石炭及コークス類約一千萬噸(一九一三年度調)の供給杜絶、及白佛國境附近約三千萬噸の年産額の損失は之れを補ふの道が確立しやうとは思はれぬ。殊に輸入は戦前よりも減じあることが明かて、従て佛國石炭の需給状態は未だ樂觀を許さぬ。

第四節 銅、亞鉛及其他の金屬

銅、亞鉛及其他の金屬に就ては佛國は其需要を充すに甚しく困難を感じなかつたやうであるが、是等金屬の輸出を禁じてある所から觀れば決して豊富なりとは云へない、銅鑛の國內産出額は一九一二年の調査に依るに約二百四十二萬噸で又其輸入

額も相應の巨額に上つて居る。同年に於ける亞鉛の産出額は六萬三千噸、消費額は八萬二千噸であるから戦時中は大分不足して居るであらう。其他銀鑛の一萬四千噸、錫鑛の一萬一千噸等で、是等が重なるものである。

第五節 農業

佛國では平時から軍隊に農業休暇と云ふことがある、是は三年兵役を布いた關係から農家の方の都合をも考慮するを要したので、歩兵中隊に三十人乃至五十人迄の範圍で一ヶ年に各人四十日間宛の割で、逐次農家の繁忙期即ち播種、收穫の二時期に於て休暇を與へる制度である。

佛國は斯様に平時から農業保護の見地より軍隊を利用したるに依り、開戦後に於ても軍部は率先して軍隊を以て農業の手傳をなさしめたのは機宜の處置であつた。

其方法としては開戦當初及一九一五年春期迄は、先づ最寄の補充隊の兵員を以て播種及收穫を援助した、之れが爲農夫たる兵卒を自家の農事従業の目的を以て歸郷せしむるとか、又農事赴援團隊を編成して地方大農を逐次に巡回援助せしむるとかの手段を採つた。

一九一五年の夏季より戦地の一般兵卒に逐次交代して休暇を賦與せらるゝことゝなつたが、此休暇の目的は露骨に云へば人口増殖の主旨もあつたのであるが、幸にも戦争が固着し作戦状態之れを許したからである。

又此點に於ては接壤國の戦争は甚だ便利で、歸郷するとしても遠く海を渡る等の不便がないからこんな事も爲し得るのである。此休暇制度は勿論對敵觀念を消磨する嫌があつて決して好んで採用すべき方法ではなく畢竟已を得ざるに出でたる處置であつた。即ち農業の荒廢を救済するのが焦眉の急であつたが爲休暇の意義を擴張

戦地の兵卒にも農業休暇を許す

殖民地及保護領土の農家並に外人の輸出

し戦地の兵卒にも農業休暇と云ふ名目を許すことゝなつたのである。此外戦地の農事に在ては、素より其地附近に屯在する軍隊が之に従事し、其効果が侮るべからざるものであつた。

佛國では農家の最繁忙なる時期に於ては、平時に於ても多數の出稼人を外國より輸入して居た。是等の用途は春期の耕耘、小麥其他の穀類收穫並葡萄採收が重なる仕事であつた。其出稼人は亞弗利加所在の殖民地及保護領土民並比隣外國出稼人であつた。故に開戦後に於ては一層此慣習を擴張し、佛領印度支那方面から迄も勞働力を徵用し、又西班牙より多數の出稼人を輸入した、是等多數の輸入勞働力を統一し經濟的に使用するが爲、農務省は各縣の農業當事者と共に勞力按配を適當ならしむることに専心努力したのである

農業動員上に本來の農婦が活動するのは特筆すべき値はないが、農婦でない婦人

婦人の活動

が農業動員實施上の一要素となつたことは、工業動員の女工よりもより以上である。野菜栽培、葡萄採收、家畜飼養、害虫驅除、豚追、羊追は愚か田畠の耕耘に至るまで、平時男子の作業に屬するものを婦人が之れに代つて従事したのであつた。其勞働振は我國の農事に比したら多少難易はあるやうであるが、兎に角晨に星を戴いて出て、夕に月を踏んで歸るの辛勞は實に容易の業でなかつた。此艱難の實況に同情して、婦人の辛勞を輕減し農業上の困難を救ふの必要は大に世人に認められ之れに適當の援助を與ふるを急務とし、小學兒童に遊戯の代りに害虫驅除竝に果實、菌類等の採取を獎勵し、一九一六年夏季に於ては中學程度の女學生は避暑又は修學旅行を廢し成べく農業の手傳を行ふこととしたのである。文部省は是等女生徒の愛國心を喚起し農業を援助すべく訓示を下し、學校に依りては教員監視の下に全生徒を農事に従事せしめ、或は又學校の一隅に園藝畑を設備して農事に關する知識の普及及實習

に資するものもあつた。

俘虜の利

本戰爭間獨兵の佛軍に俘虜となりたる者は、現在其數三四十萬に上るであらう、而して政府は是等の俘虜を悉く農業に利用して居るのである。

不具廢疾軍人の利用

今回の戰爭は、出征軍人の多數なるに比例して傷病後の不具廢疾軍人も甚だ多い是等の軍人即ち隻手、隻脚を失ひたる者、一眼を失たる者等が三十餘萬に達して居るとのことである。此多數の軍人は不具廢疾なるが爲壯年男子の如く一人前の働振は迎も出來ないが、併し戰時に於ける經濟上の艱難は是等憫むべき不具廢疾の軍人をも養老院又は廢兵院内に安樂に餘生を送らしむるを許し得ない状態である。そこで既に當局者は是等多數の不具廢疾軍人を田園生活に向けんとする方針を取り、着着之れが實行を進めつゝある。蓋し精神上健康上共に田園の都會に優るは勿論で、隻手、隻脚でも出來る仕事は幾らでもあるのみならず、近世に於ける醫術及技術の

進歩は不具瘵疾の程度を軽減し又是等の輩をして或程度まで勞役に服することを得せしむるのである。

佛國には平時より農務省なる一省があつたから、開戦後に於ても同省が農業動員を統轄した。即ち勞力の徵用、勞力の輸入、勞力の經濟的用法、未耕地の開墾、肥料の改良及其供給の節調、農業用補助機械器具の改良製作及其配當、農事顧問設置の普及、害虫驅除の施設等、要するに戦時に缺乏せる勞力を以て而かも農産額の減退を來たさざらんとするの措置を講ずるのであつた。又農業動員實施上新に創設した機關は少くない、陸軍省内にも一般農業に關する委員を設置し、軍の補給上に關係ある業務を掌らしめ、農務、陸軍兩省の代表者を以て混成委員を編成し、此委員が陸軍より供給する勞力配當の任に當り、又勞力を供給する時期等農業援助の實行に關する大綱を定めたのである。

農業動員
の統轄

農業動員
實施後の
主要穀物の
産額

農業動員實施後の結果は如何、左の重要穀産額により其概況が分るであらう。元來農産は天候、氣象等の交感があるから、一概に農業動員の結果とのみ云ふことは出來まいが、左の一斑を知りて努力の効果たる全彪を窺ひ得るであらうと思ふ。

一九一一年收穫高	小麥及裸麥六〇、三六六 <small>千石</small>
一九一六年同	同 六二、七二〇
一九一七年同	同 七一、三二〇

消費總額

然るに國民の消費總額は大約五千五百萬石である、故に開戦第二年に於ける小麥及裸麥の産額は國民の消費總額を遙かに超過し、加之一九一一年の收穫高よりも二百四十萬石の增收を示し、一九一七年の收穫高に至つては一九一六年の收穫高よりも約九百萬石の增收である。

斯の如く逐年增收の傾向顯著なるは農業動員實施の好成績を證明するものと斷定

するを得るのである。但し燕麥に至ては佛國全耕地の約八分一を敵に占領せられて居るので、勢ひ巨額の減收を免れんが、幸に消費量の節約と、他の穀類の生産増加とに依り調節を保つて居るのである。

是れを以て從來實行して來た農業動員上の施設を以ては、今後潜航艇が如何に暴威を繼續するも、英國の如く國民自給自足の路に窮することはないのである。

併し消費節約を圖り、些少たりとも國富を滅殄することなからん爲、大統領令を以て麵麩製造及販賣制限に關し制定する所があつた。穀類が豊富なる上に此の如く消費に制限を加ふるのは一見矛盾の感があるかも知らぬが、歴大なる國軍の補給上には多額の準備を要するは無論で、又過剩額を益々大ならしめ以て佛國に不足なる肉類等の調辨費に充てんとし、或は又對岸の英國では穀類、野菜等に大に窮乏を訴へて居るから、佛國に輸入を受ける石炭等の決済に充當し、且つ英國民の饑餓を救は

麵麩製造
及販賣制
限令

んが爲、穀類の節約を圖るのは決して無益ではないのである。

農業動員に依りて戦時に於ける農業の艱難を救ひ、尙ほ其幾分を他國民に供給し得んが爲、各自の常食に制限を加へ、官民一致國難に處しつゝあるの努力は、實に歎賞すべきものであつて此國民の覺悟と施設に就ては我帝國民の平素より大に之れを研究し置かんことを希望するのである。

第三章 獨國に於ける産業動員

第一節 開戦前に於ける諸準備

獨國は其國內資料の何物たるを問はず、悉く之れを統一組織の下に戦争目的に使用して餘蘊がない、是れ即ち彼の英國海軍の封鎖に遭遇するときは半歳を出でずして滅亡に陥るだらうと豫期して居たに拘らず、今尙ほ依然として獨國が活躍を繼續しつつある所以である。

戦争の勝敗は戦場に於る戦闘の勝利のみでは決しない、將來の戦争では後方資源の全力を適切に戦争の目的に向て、統一的に使用せらるゝのが勝利の一大要素である、是れ獨國の國家總動員の實績が吾人に教る所である。而して全資源の使用が適

切であつたならば、其効果は多大で戦争の勝敗に著大の影響のあるべきは言を俟たぬのである。

獨國は鐵と石炭とのみは大なる天恵を有するが、其他の原料品に至ては悉く之れを國外より仰がざるを得ない、棉花の如き羊毛の如き將た又銅の如き皆然りて、食料品の如きも亦少からぬ輸入を仰いで居たので、平時に於ける獨國原料品の狀況は迥も自給自足など思ひも寄らぬことであつた、而かも重圍四歳依然として屈伏の色なきは、平時に於ける國內工業が隆盛であつて戦時經濟の持久力に富んで居た爲である。又工業の繁榮は多數原料品の貯藏を可能ならしめ、科學の進歩は代用品の製作を容易にし、獨人をして「獨逸軍隊の勝利は一面獨逸工業の勝利を意味す」と揚言せしめしは、決して彼等の言を誇大とすることを得ぬのである。

獨國に於ては戦前統帥の首腦以外別に戦時經濟機關を準備し、之れが實行の任に

當る可き一大機關の設置を提唱する聲が盛であつた。開戦當時獨逸帝國議會に於て産業經濟に關する多數の法律案を一瀉千里の勢を以て通過したのは、如何に準備の周到であるかを察知するに足る、金融動員の如きも亦整然として行はれたのである。

第二節 織物業

獨國織物業は一九一三年に於て百萬人以上の勞働者と、約二十五億圓の價格を有する多數の器械を使用して居た。之れが爲、外國より約十億圓以上の原料品輸入を要したのである。而して棉、羊毛、麻、絹等の織物原料品は殆んど盡く自給自足をなし得ざるのであるから、平時より化學工業の力に依り種々の研究を遂げ、人造羊毛、人造棉、人造絹糸等、代用品を得んことに、苦心慘憺たるものであつたが、一部は既に成功したるものもあつた、大體に於て其研究は過渡の時期であつて、一旦開

戦とならば忽ちにして此等原料品に缺乏を來すのは上下共に大に危懼を懷て居つた所である。

戦争の勃發は直に最も主要なる原料品の輸入を杜絶し、織物業は内地に在る原料品を以て、數百萬の軍隊の裝備を爲す可き至大の要求に應ずるの已むを得ざるに至つた。種々の軍用品の供給に關し短少の期日間、及價格暴騰せる原料品調達に非常なる困難に遭過したが、能く今日迄其需要に應じて居た、一方獨軍の敵地進入に依り第一次の恐慌を救ひ、引き續き工業家は最も安靜に、時々變更せる状態に適應したのである。故に工業界の順境は一は作戦の好運に進捗したる結果と見ることを得るのである。

織物業は實に兵器工業と同じく重要な戦時工業である、軍隊に支給すべき大被服より各種の裝具、航空機、各種車輛附屬品等織物を要する者は枚擧に遑がな

い、而して戦争の繼續と共に消費物件の数は日々に増加して行く、是等に對する軍の巨額の需要は、各種工業の調節維持に依り、之れを補給しなくてはならなかつた。陸軍省戦時原料課は數多の原料品會社と連繫して多數の被服廠、被服調達局、防寒襪衣戦時委員、被服非常作業委員等と共に非常の劇勞に堪へて總ての機關の運行を遺憾なく發揮した。而して全般に於て不足を生じたるときは先づ軍需品を速かに且つ十分に供給し、又之れが調達に必要な爲には他の條件を顧るの暇がないのであつた。政府は又最高價格の制定、原料及製造品の現在數調査及差押に關する規定を設けて、價格の暴騰を豫防し且つ原料の供給と製造業者の調和を圖つた。多數の工場に於ける工業維持の爲、有利であつたのは、戦争當時極めて多量の棉花を國內に有して居た爲、紡績工業を確保するを得た。其他有利の状態として認むべきは米國に於ける棉花の收穫が非常な豐作であつた爲、米國農業家及銀行家間に此巨額の收穫を

市場に出すべき方法を講ずるの必要を生じたことである。然るに英國は始より棉花を戦時禁制品とする意圖があつたのを察知したから、急速に原料品中最緊要な多量な棉花を獨國及中立國に輸入した。其後封鎖宣言の事實となるに及で、米國よりの直輸入は杜絶し、中立諸國よりする輸入も漸次困難となつた。幸ひ白國、佛國、露國に侵入し巨額の織物用原料を鹵獲押收し、漸次之れを陸軍省の設立せる戦時經濟局に依て各工場に供給したのである。併し是等の資源は一時的であるから其不足品に對し代用品を作るを必要としたのである。是に於てか人造毛皮、人造棉工業は襪及被服の裁斷屑より、織物工業に要する良質の纖維材料を作り新に設定せられた織物屑加工株式會社は織物屑を調達加工して、陸海軍需品を製造することを目的とした。又陸軍省は留守軍團司令部をして守備隊、病院等に命令を發し兵卒の着古した羊毛製品就中靴下を蒐集せしめ、之れに依り數百萬圓の材料を得た。工場は適當

の消毒をなし之れに加工の後、更に原料に精製すると云ふ有様であつた。尙ほ纖維原料増加の方法として亞麻及大麻の耕作を盛にして、之れを獨逸數十年前の状態に復せんとする大規模の努力をなすに至つた。而して此目的を達する爲農業者は其耕作に、技術家は纖維精製上に最善の努力を致したのである。

戦争勃發に依り全織物工業は營業狀態不振になれる爲、最初甚しく頓挫を來したが、軍需品の注文増加すると共に、茲に大に活氣を呈した。併し四周封鎖の結果は原料品の供給斷絶、輸出入杜絶となり、自給自足に依り數百萬の軍隊に對し裝備の要求に應じなくてはならぬ、殊に一九一四年晩秋の候に防寒被服調達の必要を生じ民間に於ても軍隊に對し防寒的恤兵被服を寄贈せんとする輿論勃興し、總ての手工業及機械編物業は極力之れが製作に任じた。編物用撚絲紡績業者は原料に就き苦心慘憺、其需要を充すことに努力し、防寒被服の供給を爲し得たが、事業漸く發達し

同年の終には織物工業の殆ど全部何れも盛に營業を繼續し得るに至つた。

織物工業は幾多の困難ありしに拘らず、逐次發達したるは次の數に依り失業者を減じたる状態に依ても推知し得るのである。即ち織物業組合は組合員中失業者の數一九一四年九月には一七、一%、十月には九、一%、十一月には四、一%となつたことを發表し、一九一五年三月以後は粗ぼ同一状態を繼續して居ることである。併し其以後に於ては軍需品の需要は減少せしも、官憲の周到なる注意を以て適當に按排して營業せしめ、軍隊の需要を遺憾なく充しつゝあるのであるが、元來原料品増加の見込なく、逐次減少を來す一方であるから頗る心細き感無きを得るのである。

第三節 製鐵、製鋼

獨國關稅區域内に於ける銑鐵の産額は一九一二年には毎月平均百五十萬噸、一九

一三年には毎月平均百六十萬噸であつた。此産額は今回の戦時經濟第一期即ち開戦後八ヶ月間に於ては、勞働力缺乏の關係上一時著しく減少したが、爾後漸く回復し逐次増加の傾向を呈しつつある、即ち一九一四年八月には五十八萬七千噸、同九月には五十八萬噸に激減せしが、同年十二月に至り八十五萬四千噸となり翌一九一五年七月には百四萬七千五百噸に増加し、平時産額の約三分の二迄に復して此程度を維持して居る。開戦前年即ち一九一三年は獨逸銑鐵産額の頂點に達した年であるが故に、一九一五年の中頃以後は開戦前年の三分の二に達したに過ぎないが、必しも著しき減少とも云へないのである。鋼鐵の産額は一九一四年の産出額百五十九萬九千八百噸なりしが一九一六年は同年三月頃の産出割合を以てせば百二十二萬七千噸なるべく平時の約四分の三に減じた。

英國側の觀察に依れば製鋼に要するマンガンは現今獨逸に於て年額二十萬噸を要

す可きも其缺乏の爲獨逸兩國共に早晚製鋼を停止するに至る可しと云て居る。併し佛國側の調査する所に依れば一九一六年中伯刺西國より和蘭に輸入したマンガンが約四十萬噸を算することであるが、獨逸に移入されたのは勿論である。又今日迄爾來鐵の産出に關し獨逸に何等不利の狀況のあるのを耳にしないのみならず、獨逸軍が依然活躍して居るより判断せばマンガンの如きも何とか工夫して供給し居るものであらう。

第四節 石炭

石炭の産額は一九一三年に一億九千五百萬噸なりしも一九一五年には一億六千五百萬噸に減じ、一九一五年には一億四千六百七十萬噸に激減した。之に反し褐炭の産額は却て増加を示し、一九一三年の八千七百十萬噸に比し一九一五年は八千

八百四十萬噸に増加した。然れども石炭と褐炭を合計せば一九一三年の産額は二億七千八百六十萬噸なりしに、一九一五年には二億三千五百萬減少した。即ち約一五、六%の減少であつて、一九一一年度には恰かも二億三千四百二十萬噸であつたから、戦争の影響は四年間の退歩をなしたものと云ふて宜しい。

石炭の産額は獨國全般の生命である、去れば其産額の減少は産業界に容易ならぬ影響である筈ではあるが、獨逸では海上航運に要する費消額が著しく減少して居るから、決して産業界に恐慌を來すやうなことはないのである。

獨國領内の鐵礦、石炭以外更に占領地たる佛國の一部、白國、波蘭に於て獨人經營の下に盛に採掘せられつゝあるは事實で、獨國が是等原料に缺乏を來すやうなことは萬々なからうと思はれる。寧ろ多少の餘裕を生じ夫を瑞典、瑞西其他中立國に對し、食料其他緊要品と交換的に輸出しある事實に徴し判断に難からぬのである。

第五節 機械工業

鐵工業の發展は原料生産と加工生産と兩者の相關的發達に俟たねばならぬ。而して獨國工業の誇りとするものは實に兩者の發達、特に機械工業の發達であつて、兵器製造能力は主として此機械工業に歸するのである。

獨國の機械及器具の輸出は一九〇〇年には一萬一千噸に過ぎなかつたが、一九一三年には九萬噸に上り、機械工業中特に金屬に關する機械に於て著しき發達を見るに至つた。

獨國の技術者、職工等の智識及教育の完全なのは、機械及電氣工業發達の最大原因である。即ち一般教育、職工一般に對する特種技術教育、技術學校、工長の特種教育、高等工業學校特に各工科大学の教育は實に周到完備してあつて、眞に世界に

卓絶して居るのである。

又機械及電気工業に就て一言せんに、輸入は一八九三年には一萬噸(二千六百五十萬圓)、なりしが一九一三年には十萬噸(七千萬圓)となり輸出は一八九三年には十九萬噸(八千二百萬圓)なりしが一九一三年には七十三萬噸(五億二千萬圓)に激増した、左表に依れば器械工業の輸出入に於ける變化を知り得可く又今回の大戦に於て獨國が兵器彈藥の補給が豊富である原因を察知し得るであらう。

品目	出		入	
	一九〇七年	一九一三年	一九〇七年	一九一三年
エンジン	一、七八五	二、五七〇 <small>萬圓</small>	五 <small>萬圓</small>	三〇 <small>萬圓</small>
紡績機械	四、〇九〇	五、一九五	一、三九〇	九二〇
金屬機械	三、三一五	四、〇九〇	四七五	四三五

電気モータ	一、七一五	二、八二五	九五	一五五
電線	二、二六〇	一、九六五	七五	一〇五
鐵道材料	一、〇九五	一、五六〇	二五	一〇五
自動車	五九五	三、五五〇	八五〇	六一〇

以上輸出額の主たる機械、モータ、自動車等の如き逐年輸出増加の傾向著しく、而して開戦以來此偉大なる機械及電気工業力は軍器製造に専用さるゝに至り、鐵及石炭の無盡藏は原料に支障なく、勞働力の統一組織の完備は、製作能力を確實ならしめ、相俟て軍器の供給力を完からしめたのである。

第六節 造船業及航運業

造船業者は軍艦及船舶建造の爲何れも盛況を呈し、其純益は平時に比し五割から

倍額にも達し、配當金各會社一割二分より一割六分に及ぶと云ふことである。商船建造は平時に比し少なきも、何れも驅逐艦、小巡洋艦等の建造の多忙な爲である。元來航運業は英海軍の封鎖に依り全然停止の状態に在り、而して獨國主要商船會社は皆な開戦以來決算延期を議決し、政府も亦之れに同意を與へたことであるが、バルチック海の航運に従事せるハンブルグの南亞米利加汽船會社は、戦時に拘げられず本年春の決算に五分の利益配當をしたとのことである。

獨國船舶會社は戦後國際競争に備ふる爲、諸般の準備を講じつゝあるものゝ如く最近傳ふる所に依れば世界最大船五萬七千噸のものを初めとし、三萬噸級、一萬噸級の船舶六十二隻を建造中にて、又ハンブルグ・アメリカン・グーニー會社は北獨逸ロイド會社と合し他の小汽船會社をも合同し、一大汽船會社を設立中であつて今より戦後經營に汲々たりと云ふことである。

第七節 農業

開戦前の概況

獨國農業の發達は遠くビスマルクの政策に由來し、ビスマルクは普佛戦後其政策を殖産興業と、内治整理に重きを置き、「予が土地の爲に盡す所あるは少數な地主の利益を思ふのではない、農業の衰微は國家に一大危険を齎すからである」と、斯くて大に農業主義を鼓吹し發展の機運を促進した。然るに爾後農工併進の已むべからざる時勢となつたが、獨國の人口は益々増加し一八七〇年には四千八十萬なりしも一八九〇年には四千九百四十萬となり、一九一〇年には六千五百萬に膨脹し、勢ひ食物供給の問題より再び農業を盛ならしむるは、獨國內政の一大目的となり、斯業教育の普及は獨國農業に長足の進歩をなさしむるに至り、今其進歩の跡を統計的に觀察する時は次の如くである。

	一八八三—一八七七年間の平均			一九〇八—一二二年間の平均		
	耕作面積	收穫量	每町ノ收穫量	耕作面積	收穫量	每町ノ收穫量
裸麥	五、八三〇、〇〇〇 ^町	五、八六七 ^{千噸}	一、〇〇	六、一六八、二六二	二、〇一三	一、七六 ^噸
小麥	一、九二八、〇〇〇	二、五八五	一、三四	一、九二一、七六八	三、九六一	二、〇七
大麥	一、七三七、七〇〇	二、二三三	一、二八	一、六〇四、二六〇	三、二三〇	二、〇一
馬薯	二、九二二、八〇〇	二五、四五九	八、七四	三、三三五、一三七	四四、二三〇	一三、三四
燕麥	三、七八五、〇〇〇	四、二九一	一、一三	四、三二七、七五三	八、一八九	一、九〇
牧草	五、九〇五、一〇〇	一六、八七五	二、八五	五、九四九、二三七	二五、〇三五	四、二一

即ち最初の五年間の耕地反別と後の五年間のものとの大なる差なきは、獨國の原野が已に約三十年前殆んど利用せられ盡しつゝありしことを語ると共に、收穫の増加は最大なる發達をなせるを示し又若し之れを國際的に觀察せば、獨國が農業に於て

如何に嶄然頭角を現したるかは次の表に依り知ることが出来る。

國別	一町歩ニ就キ收穫量			單位 ハントレワットウエート (二百二十噸)		
	小麥	裸麥	大麥	オート麥	馬鈴薯	摘要
獨逸	二二、六	一八、五	二一、九	一九、四	一五〇、三	
露國	六、九	九、〇	八、七	八、五	八一、七	
埃匈國	一一五、〇	一一四、六	一一六、〇	一一三、〇	一〇〇、二	
佛國	一一二、七	一一一、六	一一三、九	一一〇、四	八四、四	
カナタ	一一三、八	一一四、三	一一四、三	一一二、六	七四、〇	
合衆國	一一三、七	一一三、〇	一一六、七	一一五、〇	一一五、八	
合衆國	一〇、七	一、〇六	一六、〇	一三、四	七六、二	

上表を見たなら如何に獨國農業の實收が多大であるかを知り得べく、併し其全供給量は戦前に於ても需要量を充足し得ずして、一九一二年の統計に依れば輸入品額は食物及食料品に於て植物性品が十億四千五百二十萬圓、動物性品は四億八千七百

五十萬圓の多額に達して居る。夫れであるから開戦と同時に、内外の視聽が一齊に獨國の糧食問題に注がれた所以であるが。去れど獨逸人自身は凶年にさへ遭はなければ饑餓に瀕することは決してないと云ふて居る。

農耕には土地と勞力の外最重要なるは肥料である、獨國は戦前肥料として智利硝石七十五萬噸を輸入して居たが之が杜絶の結果、全く此窒素化合物を得る能はざるに至つた、そこで空中より窒素を採取して、此缺陷を補ふこととした。此窒素肥料の製造獨國は化學者の豫てより研究し來つたものであるが、今日之れを完成の域に達せしめたのである。

開戦の年即ち一九一四年は平作であつて一九一五年は馬鈴薯の收穫は不作にあらざりしも、天候不良の爲麥類は頗る不作であつて、一九一三年に比し約九百萬噸の減收であり、飼料藎稗も亦最近十年間に於ける第二の不作であつた。一九一六年は

開戦後の
食問題

麥類は平作であつたが、馬鈴薯は頗る不作で、平年は平均五千萬噸なるも此年は二千一百万噸で、實に平年の半作に過ぎなくて、全く食料問題の危機であつた。爾來は大なる不作もなかつた、其間羅馬尼を占領し且つ此地方との交通が良好となつたが爲、食料品問題は大に緩和せられたのである。

家畜は開戦後海外よりの輸入が杜絶したので、自國內の繁殖を圖り、草根、木葉、木實、粗糖、其他廢物の利用に依り牛豚の飼料不足を補ひ、兎の繁殖力大なると、飼養容易なるの故を以て之が飼養を奨勵し、内地補充隊でも大規模に飼養した。然れども牛數特に牛乳の産額が著しく減少し、戦前の三分の一に過ぎぬやうになり、豚は獨國に於ける主要な家畜で、戦前には約二千六百萬頭あつたが、戦後一般食料の缺乏の結果、家畜飼養の爲に貴重食料の費消が大なるを以て過剩家畜を屠殺することとした、之れが爲一九一五年四月頃には其數が千六百萬頭に激減するに至つた。

是れ豚に澤山の飼料を與へて其肉を食するよりは、其飼料を以て人を給養する方は計算上利益であるとの一種の誤解から起つたので、其後國民は之れに氣付き、更に之れが増殖に努力した結果、一九一五年十一月には千九百萬頭に回復するを得た、併し尙ほ肉類の供給は無論困難を免れぬ。

獨國は開戦と共に自國食糧品の輸出を禁止したるは勿論、關稅の減免に依り中立國を通じて之れが輸入を圖つた。英國が中立諸邦に對する願慮上久しく海上封鎖を躊躇せしは、實に獨國の爲大なる僥倖であつた、此間中立國より輸入せし量は實に少なからぬのである。又他方に於ては、獨逸國內の食料品節約及利用の途を講じ、又最高價格を制定した。去れど一九一四年耶蘇降誕祭には、尙ほ國民は肉と菓子とに飽き、開戦前より寧ろ多くを消費したる景況であつたとの事である。

然るに一九一五年に入ると間もなく食糧品の窮迫を痛切に感じた、各聯邦は驚い

糧食問題
概観の梗

て斷然干渉の手を下し、就中其分配法に就き考慮した。即ち其施設の主なる者は穀物官營、麵麩切符制採用、飼料補足の爲粗糖の應用、甜菜栽培の制限等であつた。開戦一年後には肉の缺乏が漸次顯著となり、穀物に於ても同様缺乏を認め、殊に一九一六年春季は殆ど窮迫の絶頂に達した。諸新聞は或は麵麩原料を動物の飼料に用るは祖國に對する一大罪惡なりと戒め、或は馬鈴薯は一度煮たる後外皮を剝ぐべきを示し、或は又人々は宜く緩徐に咀嚼して喫食し、妄に多食すべからずと極端の注意を與へた。其悲惨な状態は實に筆紙の盡す所でない、實に戦勝の爲には萬事を犠牲とすべき獨逸魂の發露は之れを以ても窺ひ知るを得るのであらう。

最高價格の制定に切符制の應用は逐次各種の糧食に適用せられ、一般人民の生活費が一九一五年五月頃には平時に比し三割乃至四割、又同年十月頃でも六乃至七割の騰貴に過ぎなかつたのは之れが爲である。

糧食問題は要するに生産の増加を圖り、巧みに其生産物を蒐集し分配するに在るのである。然るに獨國に於て執つた政策は三者共當を得なくて世間の批難が多かつた、然るに一九一六年五月末糧食局を創設し全國内のものを統一して管理分配を掌らしむるに至り漸次好況に向つたのである。然るに其後に至り全國の壯者悉く軍に従ひ勞働力に著しき不足を生じ、日に缺乏しつゝある食料品に對し之れが生産を管掌する官衙がなければ、完全な施設とは云へない、是非共全國の農業に對し國家的努力を加ふるが必要であると云ふことになつた。一九一六年十一月に至り陸軍省内に戰時局を新設し、祖國補助勤務法を發布し、尋で一九一七年一月戰時經濟局を各地に創立し、戰時局の管轄に屬せしめ以て農業の爲勞働力と、收穫物との配給を監督せしめたのである。

然るに一九一六年度の不作特に馬鈴薯の收穫減少と交通機關の不整備とは一九一

七年に入り特に糧食問題に大なる恐慌を興へ、四月中旬各人の定量を最下限に減少し又之と共に軍隊に對しても若干の減額を實施するに至り、漸く新收穫期迄持續の計畫を策立することを得たのである。

一九一七年四月に於ける米國の參戰は獨國の糧食問題を二層急迫ならしめた他の一原因である、從來北歐三國及和蘭を經由し米國食料品が密かに獨國に流入したのであつたが、米國の禁輸に依り其途が全く斷へたのである。斯の如くにして同年七月に至り其困難が最絶頂に達したが、幸に同年の收穫が平作以上であつたので多少給養に餘力を生じたとのことである。最近の情報に依れば、最早供給制限量を復舊し、野菜類も亦相當に補給し得る見込であると云ふ、加之一九一七年八月中旬以來戰時局から糧食に關する一切の事務を擧げて糧食局に譲らしめ、茲に獨國の糧食に於ける生産、蒐集、分配の三者を遺憾なく統一せらるゝに至り、始めて糧食問題の

代用品及
廢物利用

前途に對し愁眉を開くに至つた。

獨國の産業動員は實に其原料品自給策を確立するを動機として起た者で、四面楚歌の裡に在りては原料の自給自足が最困難の問題であつたのは何人も了知する所である。

素より原料品の自給策には種々の方法手段があつて、事態は極めて複雑であるが、其補給手段の一として、代用品の案出と廢物の利用は最も大切な問題であつた。

代用品として案出した者は其種類が實に莫大であつたが、大計畫を以て之が製造に着手したのは、智利硝石の代用品たるべき空中窒素の利用に関する工業であつた。戦争に缺くべからざる火薬及爆薬は皆窒素化合物である、開戦と同時に海上の交通が杜絶するや、當局者は化學工業界の許す限り大規模に窒素工業を起すことに決し、化學工業界亦能く其必要を理解し、數多の大工場を新設して事業を開始し、其

着手が時機を失しなかつた爲、彼の一九一五年五月以後、ガリシヤ會戦より露軍の大進撃に於て、莫大の火薬及爆薬を消費せるに際しても、毫も其補給に苦しむことなく、加之農産物肥料にも多くの窒素を使用し得るに至り、産業上にも利する所が絶大であつた。

空中窒素利用工業の外金屬精煉工場、金屬再生工場、電氣化學工業及電氣爐工場等原料補給に關する多數の工場も亦陸軍省原料課の直接間接の干涉に依り國內諸方面に新築せられ、獨國に於ける原料獨立に關する基礎工業が大に勃興した。

獨國は原料を製造するの外、國內に於て種々の形狀を以て存在する原料、例へば古毛布、古絨緞、古服等より羊毛を蒐集することに努め、又成るべく物品の製作には代用原料を使用することを奨励した。

是等代用品の種類は極めて多いが、先づ金屬工業に關するものから研究を始めた。

鐵及石炭は自國內にも充分であるが、白佛兩國の占領地に於て殆んど無盡藏となつたから、銅又は鐵を以て代用し得る者は無論之を代用品として用ひた、又研究の結果代用可能の見込あるものは極力其成功に勉めた。彼の艦船内の各種物品、普通裝飾用品、家具什器、屋蓋用銅又は合金製品は勿論、白銅貨幣を鐵貨に換へ、護膜被覆の銅電線を紙被覆の鐵電線に代へ、大砲小銃の藥筒及信管には皆少量の銅及亞鉛を混入する軟鐵を使用し、鉛、鉛壺等の微細なる品目に至る迄夫相當の代用合金を使用するに至つた。

其他織物に使用する纖維植物の代用には既に述べたる如き各種の代用品を用ひ護膜製タイヤに鐵製發條を、ガーゼに薄紙を代用し、人造護膜をも發明したと云ひ又普通粘土からアルミニウムを廉價に多量に採取するに至たと云ふことである。又各種製紙原料を改良し絲又は織物となし、尙ほ又囊物、膝掛、仕事着、繩、紐等に

利用し、雜草の類に至るまで棉花及羊毛等の代用品に供したと云ふことである。

伯林には代用品博覽會が開設せられ、當局官廳之れを管理し此會に出品せる物も八十點以上に達し、各種工業に使用する代用品を陳列し、代用原料の普及、改善を圖りつゝあり。此博覽會は戰時中引き續き開催し置くもので、絶えず其規模を擴張する景況だと云ふことである。

廢品利用も亦獨國戰時原料補給中の重要なものゝ一で、其適切なる一例は果物の核子を無益に投棄せしめず、之れを蒐集し核子中に存する微量の油を採取するが如きことである。梅及櫻實の核子は特に脂油の含有量に富み、之れより工業用及軍用脂油原料を得ることが莫大である。獨國各都市に於ては時を定めて小學校生徒をして統一組織の許に此等核子を蒐集し、愛國婦人會の如きも是等核子蒐集所の業務に鞅掌しつゝあり、又砲彈内には鉄、鉛、武器の古品、蹄鐵の破片、古鐵等を混入

せしむることとて、其他石鹼原料を下水中より回収し、又全軍に令し兵卒の古靴下を蒐集し、消毒洗濯の上、原料として再用しつゝあるのである。

要するに獨國は上下舉つて各其不便不利を忍び代用品の原料を提供し、又巨資を投じて製造工場を新設し代用品及廢品の利用を圖り、其結果武器、彈藥其他の軍需品のみでなく、普通日用品は勿論衣食住に關する總ての物品に至るまで極力自國生産品を使用しつゝあると云ふことである。

第五篇 英、佛、獨に於ける鐵道動員

第一章 英國に於ける鐵道動員

英國本土
の鐵道網

英國は島國でありながら其鐵道の發達は實に驚くべきものであつて、開戦前の狀況に於て線路の延長二萬四千哩、機關車が二萬五千臺其他各種の車輛が九十萬臺、鐵道従業員が六十五萬人を算し、之れを我帝國鐵道線路の延長に比較して見ると、實に其四倍に上つて居るのである。併し英國鐵道は平時に於て軍事上の目的を加味して計畫的に建設せられたものは殆んど無く、主として産業の發達に伴ひ其要求に適應して敷設せられたのであるから、鐵道網の各部は幾多の私設會社に依り經營せられ、軍事上の見地より觀察せば殆んど無價値であつて、従つて佛獨兩國に對比し茲に鐵道動員の事を研究するの必要はない位である。

英國政府は各私設鐵道を軍事上の要求に適應せしむるの目的を以て、開戦數年前各私設會社支配人より成る戰時鐵道會議なるものを組織し、戰時に於ける鐵道の利用方法に關し調査審議せしめたのである。

一九一四年開戦と共に政府は豫め平時計畫せる所に基き、戰時鐵道會議をして愛蘭を除き他の英國鐵道全部を管理せしむることとし、之れを英國鐵道管理委員と命名し、委員長は商務大臣を以て之に任せしめた。

開戦の初期には出征軍の兵力僅少であつたから、國內に於ける在來鐵道のみにて、其能力が充分であつて寧ろ綽々として餘裕があつた、加之鐵道管理委員は盡く鐵道業務に練達の士であつた爲、其處置當を得て軍事輸送の爲一般交通に大なる影響を及すこともなかつたが、其後陸軍の大擴張と、佛白戰場に於ける戰爭持久性を帶び、莫大なる兵員軍需品の補充追送を要する至り、鐵道輸送に對する要求が著しく増大

したのである。

此に於てか鐵道管理委員は先づ各會社所有の輪轉材料を成し得る限り充分に利用して、以て其輸送効程を増大することを努め、兎に角軍事上にも一般交通にも不便を感じしめないやうにしたのである。

一般交通に制限を加ふれば自然軍事上の要求を益々完全に充足し得るは勿論、一面に於て此制限より剩し得る所の鐵道従業員は、他面に於て人員の缺乏を訴へつゝある野戰軍の戰闘員を増加し、又は軍需品の製作に従事せしめ得るの利益がある。夫故一九一六年末ロイド・ジョーヂ氏を首班とする戰爭内閣が成立し、所謂國家總動員の實を擧げ得るに及び、鐵道に對しても其一般交通に大制限を加へ、多數の停車場を閉鎖し、且つ開戦當初除外せし愛蘭鐵道をも委員に於て管理するに至つた。斯の如くに英國の鐵道動員は平時の準備が不充分なりしに拘らず、鐵道管理委員の

船舶減少
の影響

適切なる處置に依り、軍事上にも一般交通上にも支障なきに至らしめたのである。鐵道輸送の需要が開戦以來著しく増大したのは前述の原因に基くのは無論であるが、船舶が甚しく減少せし爲、船舶に依り鐵道輸送力の不足を補はんとする事が到底不可能となつたにも依る。併し英國政府は一九一七年の初期國內の運河及水路を政府に於て管理し、成し得る限り鐵道輸送力の不足を補足するに決し、之れに關する中央機關を設置したのである。

第二章 佛國に於ける鐵道動員

鐵道網の
改築

佛國今日の鐵道網と一八七〇年戰役當時の鐵道網とは、實に雲泥の差がある。當時佛國は中央集權の極弊に達し、鐵道網迄が此弊を免れなくて、國內の鐵道は盡く巴里に集中して、一旦巴里を經由しなくては獨佛國境に向ひ輸送することは不可能であつた。之れに反し當時獨國は内地より國境に輸送するに便なるやうに、而も複線として建築してあつたから、彼我の優劣は比較にならなかつたのである。

然るに現今では佛國は此弊を一掃して、獨佛國境に達する十二條の複線が國內到處より之れに直通し、隨時隨所の軍隊及軍需品を國境へ向け輸送することが出來て、交通上では巴里は佛國の中心でなくて、中心點は國內到處の重要な都市となつた。即ち獨軍が縱令巴里を攻略しても、佛軍の大動脈を切斷したとは云へぬ、佛の

野戰軍の主力は、恐らく巴里に據らずして、却てロアル及ローヌ兩河間に向つて退却するであらう。

鐵道動員
の計畫と
實施

佛國鐵道は前述の如く大に改良されてあつたけれども、之れを獨國に比すれば、戰略的目的に基く鐵道の諸施設、鐵道勤務の諸制度、鐵道運輸の諸準備及戰時に於ける運輸等は到底同日の論でなかつた。佛國鐵道は多くは民有で其の國有であるものは、對獨作戰上却て價値の少い西北の一部支であつて、對獨作戰上最重要である七大鐵道網は盡く私設鐵道會社に屬するものである。政府は嘗て全國鐵道を國有たらしめんと企畫したが、財政上の状態は未だ之を實施するを許さず、國軍の作戰計畫に基き軍事鐵道輸送に澁滞支障なからしめんが爲、一八八九年に於て平時より陸軍官憲をして、各鐵道會社の諸設備及動員計畫等に關與せしめ、戰時は全國鐵道を悉く陸軍官憲の管理に移し戰時の鐵道輸送に遺憾なからしむることとしたのである。

動員輸送

一九一四年八月一日全軍の動員が下令せられ、各鐵道會社の所有する鐵道材料は平時よりの計畫に基き、盡く之れを軍用列車として運轉するに最初は平時の鐵道従業員のみを用ひたが、同年八月盡日に至り野戰軍の管轄區域なる各會社に限り、右機關手及火夫等は平時人員を二倍に増加した。而して普通旅客列車及同貨物列車は動員の下令せらるゝや同日夜半を以て其運轉を停止したのである、此停止迄に若干時間の猶豫を與へたのは公衆の交通に便宜を與へたので、其時間は軍團に依り一律でなくて、或軍團の如きは八時間も猶豫があつたと云ふことであつて、八月一日夜半十二時よりは全然普通列車を停止し、軍用列車のみを運行したのである。

八月八、九日頃に至り、國內の主要鐵道は毎日三、四回宛は公衆用運輸を開始したが、鐵道従業員缺乏の各驛には婦人を従業員とするに至つた。八月二十一日以來公衆運輸の列車數を増加し、九月上旬に至り國內諸鐵道は獨軍占領地を除くの外は

漸く平常の運行に復し、殊に南方鐵道線は殆んど全く平常の通りに復した。

爾後に於ても戦役の曠日彌久と共に兵員及軍需品の輸送益々多きを加へ、獨軍の爲に四萬千輛の輪轉材料を鹵獲せられたに拘らず、西班牙及英國に之れが補充を注文する等銳意其の恢復を圖り、鐵道動員の諸準備に關しては獨國の完全なるに比すべくものあらざりしに拘らず、戦役間能く輸送上満足なる結果を得つゝあるのは、は平素に於ける科學的進歩の賜と云はねばならぬ。

第三章 獨國に於ける鐵道動員

鐵道動員の計畫と實施で獨國が世界に卓越して居ることは今更多言を要しない所で、平時參謀本部に於て注意周密に計畫されつゝあつて、其實施は鐵道局と連繫して微細の點に至るまで、總て遺憾のないやうに準備してある。鐵道の従業者は多くは豫後備の將校下士卒であつて、殆んど軍隊的に組織してある、ヒンデンブルク將軍がカイゼル及國民から露國に於ける其大成功を賞揚せられたとき「今回の大勝利は拙者の功ではない、皆な鐵道従業員の功績である」と云つたとのことである。之れに依つて見ても鐵道が人員動員の爲ばかりでなく、作戰にも協力して居ることが明かである。

獨國では隣國に對する豫定作戰の目的に應じ、國防上戰略的に適合するやうに、

總ての鐵道が敷設してあつたのである。而して國防上重要な鐵道網は盡く國有とし、政府の意圖通りに構築し使用することが出来るやうになつて居る。又戰略的目的に重要な價值のあるものは、縱令經濟上に何等利益のない國境の一小邑に在る停車場でも、大都市ですら稀に見るか如き大々の設備がしてあるのは珍しくはない、彼の人口僅に千三百に過ぎないデロンスタイン停車場の如きは其一例である。

戰略的鐵道網

獨國は佛國方向に對してはライン河の線に向て十四條乃至十六條の鐵道を有し、ライン河には十五個の鐵道橋が架してあり、其外にライン河の兩岸に沿ひ複線鐵道が敷設してあるから、隨時所要の人員を所望の地點に向ひ、左右何れの方角へも移動することが出来る。而して是等の鐵道はキヨルンよりストラスブルグに亘る方面からローレンス附近の國境に達するに及んでデーデンホーフエン、メッツ及アウラクルの三點に合し、アルサス附近に於てはライン河左岸の鐵道よりの支線五條を

ゾオグーゼン山麓に向て分岐し、ベルフォールにはミュルハウゼンを経て其一條を以て連絡して居る。

露國方面に對しては獨國內部から來てワイキゼル河を越るものが四條ある、爲にトルン、クルム、グラウデントツ及デリシャウに四大鐵橋があつて、此四條は皆國境に於て露國鐵道と連絡して居る。シュレージエン州に在つては獨國內部と連絡するものが三條あつて、彼我互に横方向の連絡を有しつゝ、シュレージエン州東南角に貫通し、同所に於て露國の鐵道と連絡して居る。

又獨國內部よりボーゼン州に入れる鐵道網は總てボーゼン要塞に集り、夫から國境に沿ふて西プロイセン州及シュレージエン州に分岐して居る。東プロイセン及シュレージエンに於ては國境に沿ふて二條乃至三條の平行線を有して、獨國內地の鐵道と連絡して居るから、軍隊の集中及側方移動が極めて容易である。

獨國は平時から今回の如くに先づ佛國を撃滅し、反轉して露國に向ふ、即ち内線作戰を行ひ得るやうに鐵道が準備してあつた、夫故東方戰場から西方戰場へ、又其反對にも兵力を輸送することが極めて容易である。

動員輸送

動員の爲に非常の影響を受けたのは鐵道であるが、公衆の交通に便宜を與へる爲動員第二日迄は若干の普通列車を軍用に供した外、概して平時の時間表通りに運行した。併し列車は各停車場に蝟集する應召員を收容しつゝ運轉するから、非常に遅延し甚しきは一時間も遅着するものがあつた。

動員第三日から以後は鐵道の運行を全然變更して全部を軍用に供し、其間若干の普通旅客車を運行した、其回数是一日四回乃至六回であつて、之れも比較的近距离を運行するもので、距離の増加する程其運行回数は減少するのである。

交通の制限が經濟上に及ぼせし影響は實に至大であつたが、獨國が能く之れに堪

へ動員の實施に毫も支障がなかつたのみならず、作戰の繼續にも不都合を來たさなかつたのを見ても、其用意の周到なりしことを察し得るのである。聞く所によれば某瓦斯會社で、動員前に注文した覺のない多量の石炭を送つて來たから、其筋へ問合せたら「聽て必要が生ずるだらうから受領して置いたらよからう」とのことであつたが、其後日ならずして鐵道が停止せられたけれども、該會社では幸に石炭の缺乏に苦しむことがなかつたとのことである。獨國官憲が動員を完全に實施する爲如何に有らゆる方面に亘りて考究してあつたかゞこれでも粗ぼ知れるのである。

獨軍が作戰に鐵道輸送を利用し、或は東方戰場にある兵力を倏忽西方戰場に現出せしめ、或は同一戰場でも右翼にありし者を神速に左翼に移動するなど、眞に變幻出沒極りないのは、平素より鐵道の諸施設が動員及集中に適するやうにしてあるのみでなく作戰にも適合せしめてあり、鐵道運輸の諸勤務が軍事的に組織してあつた

戦争間の運輸

からである。

第六篇 英國に於ける船舶動員

平時の
準備

英國は平時世界全船舶の約半数即ち二千萬噸に上る多數の商船を有し、世界の各地に亘り海運業に従事してあつたけれども、戰時此商船を國家總動員の見地より如何に編成すべきやに就ては全く無計畫であつた。

故に獨逸に對し宣戰するに決するや、宣戰布告の前日に左の勅命を發し、海軍當局者に附與するに英國船舶中英國並其近海に在るものは其何たるを問はず隨意に徵用し得るの權限を附與した。

船舶徵發
權の附與

目下の困難なる時局に際し公益を維持し且つ之を防衛するの處置を必要とする爲、直に多數の船舶を雇傭し陸軍輸送用及海軍補助船舶に充當せざるへらかず、而して此處置は急速を要し相互の協定成立する迄船舶の使用を延期する能はず、故に

朕は海軍委員に附與するに左の權限を以てす。

凡ての海軍委員若くは本職を有する海軍將官は令狀を發し一八九四年の商船法に規定する英國の船舶にして、英國及其近海に在るものは其何たるを問はず徵發し軍用に供することを得。

其徵用期間船主は船舶使用料金の支拂を受くべく、又之に依り發生したる損失に對しては賠償を受くるものとす。

但し其金額に關しては船舶徵用後成るべく速に海軍委員と船主との間に於て協定すべく、若し其協定整はざる場合に在りては、此目的の爲設立せらるべき仲裁々判所の審判に依るものとす。

右の勅令に基き海軍當局者は陸海軍用船舶を一手に徵發し、之を倫敦、リバプール及グラスゴーに於て艦裝し、其用途に應じ更に之を各地に分配した。

船舶徵發の結果

此軍事徵發の結果一九一五年二月には英國所有船舶の五分の一即ち約四百萬噸を軍用に供するに至り、爾後英軍の作戰地を地中海方面に擴張するに及び其數更に増大し、一九一六年二月に於ては英國所有船舶數の約三分の一即ち六百萬噸乃至七百萬噸を軍用に供し、同年末に至ては遂に其二分の一即ち一千萬噸を軍用に供するに至つた。是等軍事徵用船舶は海軍省第四委員の下に在る海軍運輸部が之を管理し、陸海軍の要求を充足せしむることゝしたのである。

然るに以上の如き多數の商船を一般海運界より徵發せば、經濟上多大の影響を來すは自然の數である、此に於て英國政府は一九一五年二月以來海軍運輸部に海運諮詢委員なる者を編成し、有力なる船主三名を以て之に任命し、其意見に基き經濟上との調和を圖り、各船主所有汽數の二五%乃至三十%を政府に借上ぐることにし、以て經濟上の調節を保持するに努力した。

海運諮詢委員

航海許可
委員

以上の如く各船主の所有船舶に對しては軍事並に一般經濟上の調和を保持し得たが、戰爭の永續と一般交通用船腹の不足とは英國政府をして軍事徵用船舶以外の船舶をも、國家一般の利益を主眼として統轄するの必要を認めしめ、一九一五年十一月商務省内に航海許可委員なる者を設置し、先づ外國港灣間に於て重要なる定期航路に服する船舶は、凡て此委員の許可を受け航海に従事せしむることゝした。然るに一九一六年二月二十五日に至り更に此範圍を擴張し、英國と外國港灣間の航海に迄制限を加ふるに至り、一九一七年二月十五日發布せられた樞密院令を舉れば左の如くである。

三月一日以後總噸數五百噸以上の英國汽船にして航海せんとするものは、凡て航海許可委員の許可を受くべし。但し沿岸航路用船は此限にあらず。

此航海許可委員の設立に依り英國一般交通用船舶中五百噸以上のものは、沿岸航

食糧輸入
の船舶

路用船を除き全部政府の意圖に基き航海に従事することゝなつた。

英國は一八四六年の穀物法を廢止せる以來、國內の農産額頓に減少し、今日に於ては國民食糧の五分の三は之を外國よりの輸入に俟たねばならぬことゝなつた。是を以て食糧輸入の爲には特に船舶徵用の必用があり、政府は茲に顧る所があつて、一九一五年十一月中旬頃より食糧輸入船舶を徵用するに決し、此船舶は食糧徵發委員をして管理せしむることゝなつた。

以上の如く英國は其所有船舶の約半數は、海軍運輸部に於て之を軍事に徵用し、其他の船舶は一部を食料輸送の爲食糧徵發委員に於て徵用し、他の船舶は一部國家の意圖に従ひ航海に従事する如く航海許可委員に於て管理せしが、以上三機關の行動較もすれば統一を缺き、國家全般の利益より打算せる海運機關の運轉上遺憾の點が少くないのを認むるに至つた。於是政府は一九一六年五月カーゾン卿を委員長と

船舶中央
管理委員

せる船舶中央管理委員を設け、英國全船舶を統轄せしめ各委員間の調停に任せしめたのである。

船舶省の設置

然るにカーゾン卿は當時英國國民の熱望して止まなかつた制空權握の中央機關たる空中局の總裁を兼ねのみならず、船舶中央管理委員と商務省とは其關係も頗る曖昧であつて。敏速を主眼とすべき海運業務の處理、往々適切を缺くこと多く、特に海軍運輸部との關係に至ては一層困難な事情があつた。即ち海軍運輸部の管理する軍事徵用船舶は元來作戰の目的に従ひ其行動を律せらるゝ者であるのに、海運専門家が單に其經濟上の見地から、之れが使用を律するのは不當であつた爲、船舶中央管理委員の成績が頗る擧らなかつた。然るに一九一六年十二月に至り政府は平時の行政組織が、到底戰時に於ける國家總動員の要求に應ずる能はざるを認め、新に戰爭内閣を組織すると同時に此目的に合せしむる爲幾多の中央官憲を設置したが、海運問

船舶大臣の職權

題に就ても其中央官憲として船舶省を設置し、其長として船舶大臣を任命し全英國の船舶問題は之れに委託するに至つた

船舶大臣の職權は左の通であつた。

- 一、現戰役間國家に有利なる如く船舶を保有し且其補充に任ずる爲、國王は法律上船舶大臣を任命し、其必要と認る期間職務を執行せしむることを得。
 - 二、船舶大臣の任務は國家の要求に應じ、利用し得べき全船舶を時の情況に應じ最有利に使用し得る如く管理し、其使用を調節し且つ船舶の補充を良好ならしむる如く準備し、又其補充を持続する爲最良と認る處置を採るにある。
- 之が爲め各省若くは權能を有する當局者の權力又は業務は、其法律に依り附與せられたると其他の方法に依り附與せられたるとに論なく、國王は樞密院令を以て該關係各省又は權能を有する當局者より、必要なる權力又は業務を船舶大

臣に移し、或は船舶大臣に對し關係各省又は權能を有する當局者と聯合若くは協議して其權能を行使し、及業務を處理すべき權能を附與し得る者とす。

三、船舶省は現戰役終了後十二ヶ月を経過するか、又は其以前國王の定むる日に於て廢止すべき者とす。

是れに依て之れを觀れば開戰以來逐次動員し來りし英國船舶も、開戰後約二個年半を経て漸く船舶總動員の域に進んだ者である。

船舶省に於ける施設

船舶省は百五十の室を有する新築廳舎で職員千二百名を有し、有爲の船主中より船舶大臣を任命し直に業務を開始した。而して、海軍運輸部を船舶省内に合併し海軍運輸部内に設置せる海軍諮詢委員を廢止した。

航海許可委員及食料徵發委員の船舶運用に關する權能停止に就ては公然の法令を見ざるも、船舶大臣の職權より見れば其權能が當然大臣に移つたことは明で、已に

航海許可委員の職權に屬する各船舶の航海許可の如きは、更に數歩を進めて遠洋航海に服する船舶全部に及ぼすに決し、先づ太平洋航路より始めて漸次大西洋に及ぼし、遂に其全部を徵用するに至つた。

潜航艇の被害に對する苦心

船舶大臣の最苦心したのは潜航艇の撃沈に依る船舶の補充であつた。英國造船所は開戰以來海軍用船舶の建造に忙殺せられ、商船の建造を顧るの邊なく、之が爲平時一個年二百萬噸の造船能力を有せし者が、一九一五年に於ては六十八萬八千噸に、一九一六年に於ては五十五萬八千噸に減少せるに反し、潜航艇の活動に依る英國船舶の喪失は二百二十四萬五千三百四十六噸に達し、差引英國所有船舶の噸數に於て多大の不足數を生ずるに至つたのである。

船舶建造の促進

船舶大臣は船舶の建造を迅速ならしむる手段として重量八千噸の標準船舶を定め、其製造を單一迅速ならしめつゝあり、此第一船は一九一七年八月完成し、其他海軍

大臣と協定して造船所を海軍にて専用せざることをし、且つ外國造船能力の利用にも努力せる結果、一九一七年前半期には四十八萬噸、後半期には四十二萬噸を建造し得る見込が立つに至つた。

然るに造船所の利用に就ては、海軍當局と船舶省との折合が圓滿でなかつたと見え、造船に關する事務は全部海軍省で統一することとし、一九一七年五月頃海軍省内に造船局なるものを置くこととなつた。

之れを要するに英國は開戦後約二ヶ年半の後、其船舶の全部を國家の意思に従ひ運用する爲、一九一六年十二月船舶省を設置し、一九一七年春期には已に英國船舶中九〇%を徵用するに至りしも、尙ほ船舶動員の試験時代に屬し、之れに任ずる機關の如きも今後如何に變更すべきやは大に注目し値するものであつて、船舶省の設置後半歳ならずして其主要業務たる造船全部を海軍省に引渡した如きも其一例でないか。

造船事務
の統一船舶動員
の結果

第七篇 獨國に於ける金融動員

第一章 開戦前に於ける戦時財政上の準備

平時の準備

獨國に於ける戦時財政の準備に就ては、嘗てスパンダウのユリウス塔下に軍資金埋没の外、何等見るべき準備はなかつた、然るに一九〇五年彼のモロッコ問題に關し開戦の危機が傳へらるゝや、戦時財政の準備に就き識者間に至大の顧慮を拂ふこととなつた。當時獨國に於ては工業的發展が熾盛を極めた結果、金融上に於ける信用が誇大視せられ、就中硬貨を好む風が依然として去らなかつた。此に於て獨逸帝國銀行は先づ、獨國の金融及信用制度に於て過度に硬貨を重ずる弊を改正するの意見を發表し、政府者及多數の學者と亦眞面目に本問題を研究討議するに至つたのは、實に帝國銀行の功績であると云はねばならぬ。

戰時財政の準備即ち金融動員に關しては絶へず研鑽せられ、殊に開戦直前に至つては政府者及學者の研究が益々盛んで、之に關する著書、論文は實に汗牛充棟も嘗ならぬのであつた。

斯の如く研究討議の結果幾多緊要な法律の制定を見るに至り、現戦争前に於ける戰時財政の準備と見做すべきものゝ内、重要なものは即ちユリウス塔下の軍資金の外、更に非常軍資金を増加せるのみならず、帝國銀行の正貨準備を増大し益、其地位を鞏固にし、通貨として軟貨を提供せし等の事であつて、大約次に述べる如くである。

一、スパンダウのユリウス塔下の帝國軍資金は一八七一年十一月十一日の法律に依り佛國より得た償金の一部を貯藏したもので、其額は一億二千萬^{マルク}（我が六千萬圓）である。此軍資金は宣戰布告の當初帝國銀行に移送し、帝國銀行は之に依り該金額の三倍に相當する兌換券を發行し得た、夫は獨逸帝國銀行は法律

開戦當初
の處置

上其所有する正貨準備の三倍に相當する兌換券を發行し得るからである。併し是丈の金額では開戦當初の軍資金としても其額が過少であつた。

二、券面二十^{マルク}（十圓）、五十^{マルク}（二十五圓）、の小兌換券を發行し、流通しある金貨を中央銀行に吸収し、同銀行の正貨準備を増加するの策を採つた。是は帝國銀行總裁ハーフェンスタインが從來獨逸に於て十數億圓の金貨が流通しあるに拘らず、帝國銀行の金保有高が僅少なるに鑑み案出したもので、本案は一九〇六年二月二十日の銀行法に依り實行せらるゝことゝなつたのである。

發行定額は最初一億五千萬圓を限度とする筈であつたが、一九一二年より既に制限を超過し同年中の平均發行額は一億七、八千萬圓を示して居たのは、該方策が其効を奏したものだと思はれ、帝國銀行の正貨が爾後少しづつ増加したのである。

三、十麻(五圓)、紙幣を發行して前第二項と同様の目的を達しやうとしたのであるが、此方策は一九〇六年六月五日の法律に依り實行せられつゝあつた五十麻(二十五圓)、二十麻(十圓)及五麻(二圓五十錢)の三種紙幣の内五十麻、二十麻に代へたもので、前項小兌換券の發行と相俟て、帝國銀行が金の保有高を増加することを得た。

四、帝國銀行特權改正の必要に迫られ、之れが方策を研究する爲銀行調査委員會が設立せられ、將來如何にせば帝國銀行の地位を堅確ならしむることを得べきやを討議せしめた、此調査の結果として一九〇九年六月一日發行の銀行條例が成立した。此法律に依り帝國銀行券は法貨たるの性質を附與せられ、爾後公衆は帝國銀行券を以て硬貨と同一の價值を有する紙幣と認むることに慣るゝやうになつた。

五、從來獨國に於ける經濟的發展は主として普通の商業銀行を獎勵して活動せしめたのに負ふ所が多かつたが、同銀行が與ふる信用の程度が過大となり、該商業銀行をして營業上危機の發生を顧慮せしむるの必要を認むるに至つた。依て幾分か資金貸附を制限せしめ、其貸附は主として各自銀行に於ける預金額を標準として定むることゝした。此目的を達する爲諸銀行の營業内容を公示するの義務を擴張し、且つ帝國銀行に於ける振替預金の擴張を謀り、而して是等銀行法改正の結果、獨國の信用状態を著しく改善し、金融市場に於ける中央銀行の地位を著しく鞏固ならしめた。

六、更に六千萬圓の帝國紙幣を増設し、同額の金貨を帝國軍資金に繰入れ、其外六千萬圓迄非常の需要に應ずる爲銀貨鑄造の權を宰相に附與した。ユリウス塔下の軍資金は現代の需要に對しては既に過少であり、更に之を増大

する必要があつた。そこで一九一三年七月三日の法律に依り帝國宰相に從來の帝國紙幣發行額六千萬圓の外に、更に五麻（二圓五十錢）及十麻（五圓）券にて六千萬圓を増發するの權限を與へ、之れに依り得た資金は金貨を以てユリウス塔下の軍資金と同一目的の爲帝國銀行に積立つることに定められた。

又六千萬圓の銀貨鑄造の件は財政上の價值より見れば、其目的は金貨鑄造と同一で、其法律上の實効を見るに於ては、帝國は合計一億八千萬圓の正貨を所有すべく、従て開戦に際し之を帝國銀行に交附する時は、同銀行は該金額の三倍に相當する兌換券を發行するを得る譯である。

七、金融動員即ち戰費調達方案其他戰時に於ける諸種の金融問題に就て平時よりの研究は、開戦前數年來政府者及學者に依り盛に討究せられ、就中リッター博士の一九一三年著『財政上の戰備及財政上の作戰』なる一書の如きは、獨國が開

戦と共に取つた財政上の緊急處置を盡く網羅してあつたのを見ても、當局者が戰爭勃發と共に疾風迅雷の勢を以て、一舉に金融動員を行つたのも豫定の行動であつたことが明かである。

第二章 金融に關する處置

軍資金の
繰入及第
一回臨時
費調達の
附與權

ユリウス塔下の軍資金六千萬圓及一九一三年の法律に依り帝國銀行に積立てたる軍資金は、聯邦參議院及ひ帝國議會の事後承諾を求むるを保留し、八月二日皇帝の權限に依り帝國銀行に交附せられ、尋で八月四日議會を通過せし緊急法律に依り、政府は戰費として前記の軍資金を正式に繰入るゝの外、軍事公債募集に依り二十五億圓を調達するの權能を附與した。

兌換停止
及新法貨
の制定

一、帝國紙幣を法貨として兌換を停止す

帝國紙幣は從來帝國及聯邦國庫に於て受領せらるゝのみで、民間には強制通用力が無かつたが、八月四日法律に依り法貨たる資格を附與せられ、且つ同紙幣は從來帝國中央金庫に於て貨幣を以て兌換することゝなつて居つたから、今回其兌換

を停止すると共に強制通用力を附與したのである。

二、銀行券兌換停止

八月四日帝國銀行は其銀行券の金貨兌換義務を免除せられ、其他の發券銀行は帝國銀行券を以て兌換し得ることゝなつた。

右法律は八月四日議會を通過したるものなるも、各銀行は事實に於て戒嚴布告の七月三十日以來兌換を拒絶したから、右法律の効力も之を七月三十一日に遡らせることゝせられた。

補助貨と
本位金貨と
との交換
停止

從來帝國銀行の本店(柏林)及支店(フランクフルト・アム・マイン、ケーニヒスベルヒ、ミュンヘン)に於ける各帝國金庫に於て、金額二百麻(百圓)以上の銀貨又は五十麻(二十五圓)以上の白銅貨及銅貨を提供するものに對し、之を金貨に交換するの義務があつたが、今回貨幣法の規定を改め、金貨の代りに帝國紙幣及帝國銀行券を

銀行券發行制限の緩和

交付し得ることに定められた。

獨國に於ては英佛等に於ける如く法律上の銀行券發行制限額を撤廢し又は擴大することなく、依然三分の一正貨準備主義を保持して來たが、銀行券の發行を容易にし以て官民資金の需要に應ずる爲、一九一四年八月十四日の銀行例改正に依り、次の二件を實行することとした。

一、發行税の免除

從來の法律に依れば獨國に於ては帝國銀行庫中の金貨、地金、外國金貨、帝國紙幣、帝國銀行以外の發券銀行の銀行券を正貨準備とし、多くも正貨準備額の三倍に相當する兌換券を發行し得べきも、正貨準備額外に通常二億二千五百萬圓を、又三月、六月、九月、十二月末に於て三億七千五百萬圓以上を超過する時は、該超過額に付毎年五分の發行税を課した。然るに戰時となり兌換券の發行額は帝國及一般人

民の需要に應ずる爲、勢ひ大に擴張するを要し、帝國銀行の國家的行爲に對し、依然發行税を負擔せしむるは適當でないから、同義務を免除することとなつた。

二、保證準備たる證券種類の増加

從來の法律に依れる獨國保證準備發行（保證準備發行とは正貨の準備なく證券を準備として發行するもの）に際しては發行の擔保として、三ヶ月以内の期限を有する少くも二名の署名ある手形を以てすることとなつて居たが、今回は手形の種類を擴張し帝國を債務者とし仕拂期限三ヶ月以内の證券も亦保證準備に充つることを得ることとし、兌換券の發行を容易ならしめたのである。

從來政府は單に公債及大藏省證券の二者の發行を許したるのみであつたが、一九一四年八月四日帝國々債法補充法に依り、新に手形の發行をも加へ、同時に銀行條例改正法第二條に依り此手形を帝國銀行の保證準備中に加へ得ることとした。

帝國々債法の改正

貸付金庫は普佛戰爭に好成績を收めたものであるが、今回も亦八月四日の法律に依り之れが設定を見た、本金庫は帝國銀行の營業に對しては獨立せるも同銀行の後援及監督を受け、一般資金融通殊に商工業者に對する資金貸付の任に當るである。蓋し戰時に基く資金の需要は莫大で、帝國銀行は一方に於ては政府に多額の貸上金を爲す必要上、一般商工業者に貸し出し得る金額は自ら制限せられ、之れが爲一般資金の融通殊に商工業の進展を圖る爲、同銀行とは別體として茲に貸付金庫を設定するに至つた。貸付金庫設立の目的は法律上前述の如くであるが、其業務内容を觀察するに同金庫は政府の機關に貸金し、或は公債應募を便にする爲、特別率を設定する等、政府援助に多大の努力をなしつゝある。

一、貸付金庫の設置個所及役員

貸付金庫は帝國銀行の本支店所在地に於て該銀行建築物を利用して設立せられ、各金庫は更に適宜の地方に支庫を設くるを得、而して帝國銀行本支店の上級官吏は貸付金庫の長官を兼ねるものとす。貸付金庫の長官の下には官吏一名及地方經濟事情に通曉せる商工業出身者二名を置き、貸付金庫一般に關する行政は、宰相の指導する所にして、其下に帝國銀行總裁同銀行の理事一名、帝國高級官吏及商工業出身者四名あり、貸付金庫中央管理局の業務、貸付金庫に關する法律及業務、金庫支庫の施設等に關しては已に平時に準備してあつた。故に八月四日貸付金庫に關する法律が制定せらるゝや、翌日已に九十九の貸付金庫及九十六の支庫が一齊に業務を開始し、同日既に二百十萬圓の貸付金を提供した、其神速機敏なる實に驚歎す可きである。

二、貸付金庫證券

貸付金庫は貸付の爲に貸付金庫證券と稱する特別の金錢證券を發行し、此證券は總ての帝國金庫並に各聯邦の公金庫に於て、額面を以て收受せらる。但し私人間の取引に於ては、強制通用力を有せず、帝國銀行は該證券を正貨準備と見、其額の三倍に相當する兌換券を發行し得るのである。

貸付金庫證券の券面金額は五麻(二圓五十錢)、十麻(五圓)、二十麻(十圓)、及五十麻(二十五圓)とし(後に一麻(五十錢)及二麻(一圓)をも設けた)帝國々債管理局之を作製し、最高發行額の範圍内に於て之を貸付金庫中央管理局に交付することとした。

三、貸付最高額

貸付最高額は帝國議會に於て最初七億五千萬圓と定めたが、爾後聯邦參議院は貸付最高額を更に増加し得るとの法律を發し、後一九一四年十一月十一日の公布に

依り更に十五億圓に擴張した。

四、貸付擔保

貸付には必ず擔保を必要とす、其種類價格は左の如くである。

- (イ)、帝國內に存在し且つ壊敗の虞れなき商品、農産物、礦産物、工業品とし、其の價格は原則として評定價格の二分の一、例外として三分の二に及ぶことあり。
- (ロ)、有價證券にして帝國又は聯邦政府の發行したるもの、又は帝國內に住所を有する團體、株式會社、株式合資會社が法規に據りて發行したるもの、擔保價格は取引所相場又は市場相場より一定の減額をなして之れを定む。
- (ハ)、其他中央管理局より認可せられたる有價證券も亦擔保と爲すことを得。

五、貸付利率

原則として帝國銀行公定歩合よりも高さものとす。

六、貸付一口最低額及貸付期限

貸付には少くも五十圓以上とし其期限は三ヶ月以内なるを原則とす、例外として六ヶ月に延長することを得。

以上列擧せる各種法律は悉く八月四日を以て議會を通過し、所謂金融動員は迅雷疾風の勢を以て完成した。而して彼の貸付金庫が僅に二十四時間内に創設せられ、直ちに其業務を開始したるより察するに、是等に關する諸法律の如きは、豫め平時よりの準備が十分であつたことを認め得るのである。

要するに金融動員に依り、帝國銀行の金準備を増大し、其銀行券發行力の擴張を容易且合理的ならしめ、以て戦費調達上帝國銀行をして全幅の力を傾注し、政府を援助し得るに至らしめたのであるのが分る。

—(了)—

3160

3

7574

大正七年三月十八日印刷
大正七年三月二十一日發行

國民的戰爭と
國家總動員
定價金壹圓四拾錢

著者 佐藤 鋼次郎

發行者 石倉 千次

印刷者 中田 福三郎

印刷所 株式會社 秀英舎 第一工場



發行所

東京市牛込區拂方町
振替口座四七一〇番

二

西

社

電話番町三一六四番

高木信威氏著 ●發行所 東京牛込拂方町二一〇番 二一西社

世界改造と大日本

洋装菊版美本 定價金參圓 郵便小包料拾八錢

著者戦前より戦時に互り親しく歐洲を視察し、得る所を以て世界の危局、戦禍の因果を論斷し、延いて日本國民將來の立脚地に及ぶ。今や世界は一大熔鑪爐中に動蕩して試鍊改鑄を受けつゝあり、各國民の思想、政治、經濟及び社會組織一變の秋に際す。帝國の前途亦幾多の疑問なきを得ざる也。本書敢て之が對策に擬す。江湖の諸彦、幸に批判を吝む勿れ。

高木信威氏著 ●發行所 東京牛込拂方町二一〇番 二一西社

有為生活

定價金壹圓四拾錢 郵便小包料八錢

現代の青年に最も期待と同情との厚き著者は、理論と實際とを經緯として、愛を論じ、勇氣を鼓し、情を説き、理智を勵まし以て自己の人生を創造すべきを勸奨す。靈肉の融合、義善精力の調和を期するは本書の目的にして、又是れ人生觀、又是れ常識道德の鼓吹也。哲學、文學、科學、藝術に出入し、往々著者獨創の見を立つ。智、情、意を併進せしめて、趣味あり意義ある生活を送らんと欲するもの一讀を怠るべからず、失意者は讀め得意者も讀め。

三又 竹越與三郎先生著 ○菊版八百卅八頁振假名附

增補訂正

二千五百年史

定價 貳圓十五錢
小包地內八錢

建國より幕府の衰亡に至る二千五百年の史記、骨は文明史、肉は編年史、血は紀傳史、脈は哲學史、記述の筆は靈活明快、炬火の如き眼光、衡量の如き批評、政治、文學、英雄、美術、思想、宗教、社會風俗の變遷、參差錯綜の妙を極む。國民古今のバノラマ此にあり、東西を融化する日本文學の一大産物、日本歴史の大典此に備はる。
國民新聞曰く、近來有數の著述たり、其多事の際、零細の時間に成りしを思へば氏が才の非凡なるを知るに足る、吾人の敬服する所は氏が善く史上の大所要所を看取して過たざるにあり。
永井教授曰く、竹越氏は恰もマコーレー卿の如し、氏の二千五百年史の如き、これをマコーレー卿の英國史に比ぶれば、その着眼の奇警にして文辭の雄麗なる點に於ては兩者その趣きを等うす、然かもその批評の正しさに至つては遙かに彼に優る。

東京 二酉社 發行
番〇一七四番振

此書を讀まずして時勢の落伍者となる勿れ

賜天覽

增補 縮刷

南國記

洋裝金釘美本
寫真百三十個
舶來紙五百平頁
定價壹圓六拾錢
郵稅小包拾貳錢
特價壹圓廿五錢

南國とは何ぞ、亞細亞の南方一億萬のマレー人が生息する大陸と島嶼を云ふ。南國とは何ぞ、芭蕉の子の累々として實る所、エメラルド寶玉の如き南國は日本人種搖籃の地、極樂鳥の舞ふ所、千尺の大樹の鬱生する所、百圍の密叢の叢發する所、海峽の起る所、此書を讀む者は必らずしも政治家に限らず、兵家、歴史家、政治家、實業家、文學に志す者、殖民行政を研究する者、一本を開かざるべからず。縮刷するに當り珍奇なる寫眞を増加し附録には太平洋上に基布せる各島嶼の情況を網羅し且つ渡航者の用意を附記したり。

東京 二酉社 發行
番〇一七四番振

竹越三又先生著 ● 二酉社編輯

三又書翰

定價金拾五錢
郵稅八錢

東京振替一七〇
二酉社

江湖より三又書翰を求めらるゝもの頻りなるより茲に此書を再刊するに當り附録に續三又書翰を添へたり、三又先生の書翰文今や巧妙の極致に達す。然かも文のために思想を作らず、思想の爲めに文を作らず。所用に應じて書かれたる自然の妙味恰かも雲の無心にして岫を出づるが如し。寓意に富み、警句に富み、感慨に富み、同情に富み、有益にして趣味多し。以て書翰文の典範となすべし。

天下を動かすものは多數なるが多數を動かすの力は少數の識者なればなり。その識者たるの道は本書に在り

三又先生著

惜春雜話

洋裝四版六頁
定價金壹圓貳拾錢
郵稅八錢

實業之日本曰く 此書は三又氏の口述に現れるものにして百級の事項に亘り丁寧親切に記述し、現代の青年に悔ふ言ふ所極めて情味に富み、些の感傷、誇衒の氣味なし、青年論、言ふ年訓と伍を異にする所になり、古人やもすれば青年を殺し、人生の歡迎を受くるに反し三又氏の遠見よくこれに囚はれざるは嬉し、必ず世人の歡迎を受くるならん。●評論集入用の方は申込次第進呈す●

東京振替一七〇
二酉社

川島清治郎氏が 佛のガブリエル、シヤーム。 に比せられしは本著にあり。海陸兵家及朝野の名士が精緻該博なるに驚嘆せるは本書也。

天覽 台覽 國防海軍論

頁百八版菊裝洋 錢十七圓二價定

先づ戦争の原則より列國軍備の大勢、海軍政策、戦術戦略、國際政治關係等を詳説し我帝國の國防關係及地位を明かにし内外軍備の事項は細大漏さず記録に上り全篇八百頁真に是れ軍事のインサイクロペデアなり。尙ほ内外陸軍の事項をも併せて詳述せり。

天覽 台覽 海上の日本

頁百七版菊裝洋 錢十三圓二價定

本書は我邦人の海上に於ける優越なる運命の開拓を説くに於て海上の日本と名けらる。内容概略左の如し。●世界の海上往來 ●日本の航海業 ●商業被壞 ●戦略 ●列國商工業の大勢 ●英獨米の競争 ●日本の商 ●政策 ●兵器製造と工業 ●日本の食糧問題 ●日本民族の農工業的發展 ●人口増加と移殖 ●日地の武裝 ●滿蒙問題の眞價 ●南米 ●熱帯産物 ●日本の地位 ●熱帯病問題 ●移民の排斥 ●海軍力 ●海軍費問題 ●各國植民

東京 振替 四七〇一 西社

我が國民が徒らに歐洲人を崇拜して我が純乎なる國民性を破壊しつゝあるに激して此の書出づ
理學博士遠藤吉三郎氏著

西洋中毒

増補三版 四六判上製四七頁 定價 金壹圓廿錢

人に病がある如く國家にも病あり國家の痼疾今や膏肓に入らんとす之を診斷治療せんとする國手は此書也
今や世界の大變局に際し日本國民は須く其本領に復歸せざる可らず著者遠藤博士は嚴格なる科學者としての立場より淺薄皮相なる歐洲文明を排し切に國民に向つて其迷惑顛倒より豁然覺醒せんことを促さる立論堂堂用意周到東西の政治文物風俗制度筆端の觸るゝ所悉く當代の時務を語らざるは無し。
二千五百年史發行所 東京牛込拂方町二番 西社 發 (電話番町) 三二六四番

壹萬圓の巨財

を投じて買取り額面たる真筆の複寫額面

乃木將軍 眞筆額面

乃木將軍が世の奢侈放縱に流るゝを慨し「清節戒豪奢」とある
靈筆なるが轉々して吾等知人の手に入りしを今回我國有数の富豪が子々孫々の訓戒の爲に壹萬圓の巨財を投じて買取りしもの一家に秘藏するは邦家の爲に非ずとして其の複寫額面を許されたるものなり
修身齊家を念とするの士は之を相間に懸けて日夕拜誦し其の主意のある所を遵奉せざるべからず、斯くして十數年の後は家富み國榮へん
本複寫は極めて精巧なるを以て毫も原本と鑑別し難し、故に數十年の後には萬倍の價值を生ずべしと信ず

●紙本壹尺貳寸横參尺貳寸壹枚金卅七錢送料不用
●官衙、學校、在郷軍人團、青年團等一時に拾枚以上の注文は割引ナ
●本金表裝仕立額は壹面金參圓外に運賃實費を要す

東京牛込區佛方町
讀書書院

振替一貳三八番
電話番町三壹六四番

肅啓 益、御清穆奉慶賀候陳者歐洲大戰に就ては
我が國民は各方面より觀察し次の戦争に後れを
取らず又覆轍を踏まざる様勉めざるべからざる
儀に候得共、歐洲大戰を記するの書、汗牛充棟なる
も、多くは玄關よりの正面觀にて、臺所よりの側面
觀を叙述したるもの無之遺憾の極みに有之候折
柄、英佛獨三國が苦心慘愴戦争を繼續しつゝある
内部の實況に就き幸に最も正確なる幾多の資料
を得候に付夫れに鄙見を加へて『國民的
戦争と國家總動員』
と題して今回上梓致候に付壹冊拜呈仕候間御一
讀の上御高教を賜はり候はゞ本懷不過之候
右得貴意度如斯に御座候 敬具

大正七年三月十日陸軍記念日に於て

陸軍中將 佐藤鋼次郎

(牛込區赤城下町六十六番地)

終